

山陽小野田市公共施設等総合管理計画

平成29年3月



山陽小野田市
SANYO ONODA CITY

目次

目次	1
第1章 公共施設等総合管理計画について	4
(1) 背景と目的	4
(2) 位置付け	5
第2章 現状	8
(1) 市の概要	8
(2) 人口の推移	8
(3) 財政状況の推移	11
(4) 公共施設	15
ア 公共施設の定義	15
イ 公共施設の分類	17
ウ 公共施設の状況	17
第3章 課題	25
(1) 人口減少と少子高齢化	25
(2) 財政の将来見通し	28
(3) 公共施設の将来見通し	30
ア 施設の老朽化	30
イ 更新費用の推計	31
ウ 施設の重複	34
エ 生活環境や住民ニーズの変化	36
第4章 国の動向	37
第5章 基本方針	39
第6章 取組のスケジュール	43
第7章 取組体制	47
第8章 具体的な方針	48
(1) 施設情報の一元管理	48
(2) 総量抑制	49
(3) 複合化・共用化	51

(4) 集約化・統廃合	53
(5) 長寿命化	53
(6) 健全な財政運営と自主財源の確保	55
(7) 民間活力の活用	56
(8) 利用者負担の見直し	58
(9) 近隣市との連携	58
(10) 利用者の安全確保	59
(11) 基金の造成・活用	60
第9章 施設ごとの取組の方向性	61
(1) 事務庁舎	61
(2) 消防施設	62
(3) 環境施設	64
(4) 福祉施設	65
(5) 子育て支援施設	67
(6) 保健衛生施設	69
(7) 産業施設	69
(8) 観光・レクリエーション施設	71
(9) 公営住宅	72
(10) 学校施設	77
(11) 社会教育施設	79
(12) 文化施設	82
(13) スポーツ施設	83
(14) その他	85
(15) 地方卸売市場	85
(16) 公営競技施設	86
(17) 病院施設	86
(18) 道路	87
(19) 橋りょう	87
(20) 農道	88

(21) 林道	88
(22) 水道施設	89
(23) 下水道施設	89
(24) 漁港施設	91
(25) 駐車場	91
第 1 0 章 まとめ	92

※この公共施設等総合管理計画は、平成 2 8 年 1 0 月 3 1 日現在で公表されている資料を基に作成しています。

第1章 公共施設等総合管理計画について

(1) 背景と目的

1960年代の経済成長やその後の人口増加を背景として、山陽小野田市では、市民ニーズに対応し、市民生活の利便性を向上させるため、小中学校の教育施設のほか、公営住宅、公民館、福祉会館など様々な公共施設を充実させてきました。

しかしながら、建設から30年、40年と経過して老朽化した施設が多くなり、これらの施設が安全に使える限界を迎えつつあることから、今後、多額の更新費用が必要になります。また、施設の維持管理費用も大きな負担となっています。

一方で、少子高齢化や人口減少の進行に伴う税収の減少や社会保障費の増加により、財政状況が厳しくなっており、行政サービスを持続的に提供していくためには公共施設の再編に取り組む必要があります。

このため、本市では、平成25年度末に全庁的に統一した施設台帳の様式を定め、施設情報の一元管理を行っています。さらに、これを基として、本市の公共施設の総量や建築年度、種別ごとあるいは地区ごとの状況を把握・整理することを目的とした「山陽小野田市公共施設白書」を平成26年度末に作成しました。

国においても、平成25年11月に策定した「インフラ長寿命化基本計画」の中で、地方公共団体に対して、インフラの老朽化対策に取り組むよう要請しました。さらに、平成26年4月には、地方公共団体に対して、建物だけでなく、道路や橋りょうといったインフラ施設、公営企業保有施設をも対象とする「公共施設等総合管理計画」の策定を要請しています。

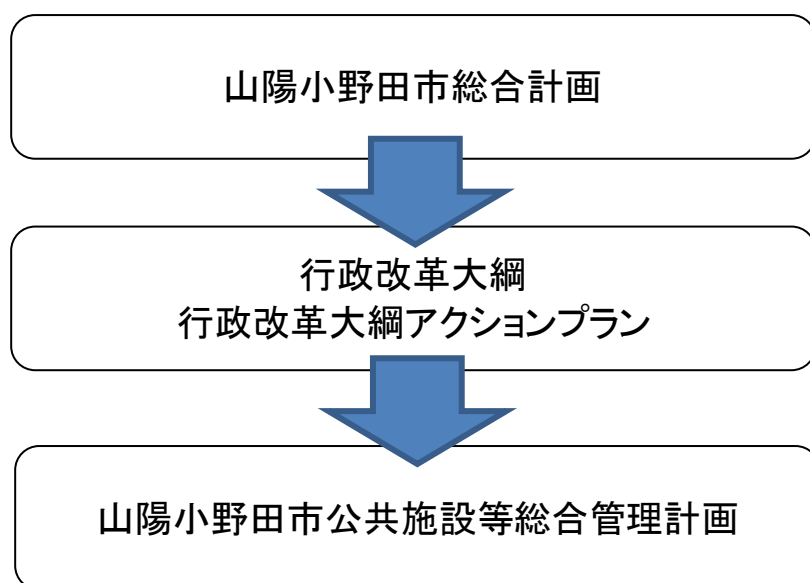
こうした経緯を踏まえ、本市では、建物を中心にインフラ施設等も含めた公共施設等の総合的な管理に取り組むための基本的な方針として「山陽小野田市公共施設等総合管理計画」を策定することとします。

(2) 位置付け

本市における公共施設再編の取組については、これまで「第一次山陽小野田市総合計画」及び「行政改革大綱」・「行政改革大綱アクションプラン」に基づき進めてきました。現在策定中の「第二次山陽小野田市総合計画」においても、引き続き公共施設再編に取り組む予定としており、本計画はこの取組を具体的に進めていくための指針となるものです。

また、本計画は、国が策定した「インフラ長寿命化基本計画」における行動計画、また、総務大臣から策定要請のあった「公共施設等総合管理計画」に位置付けられるものです。

図1－① 公共施設等総合管理計画の位置付け



本市がこれまで策定した各計画の中では、公共施設再編について次のとおり記載しています。

【第一次山陽小野田市総合計画】（基本計画改訂版：平成25年3月）

7 効率的で、健全な行財政基盤づくり

（1）効率的な行政運営の推進

●課題

合併により市域が拡大し、地域間格差、施設の重複、組織機構の肥大化など、取り組むべき課題が多くあるため、行政改革大綱を着実に推進することで、市民ニーズに基づき限られた財源を重点化し、業務量に見合った簡素な組織機構を実現するとともに職員の資質向上を図るなど、効果的・効率的な行政運営の確立が求められます。

「①行政改革の推進」における主な取組

施設の統廃合の検討・推進

【行政改革大綱】（改訂版：平成26年5月）

5 施策体系分類

2 社会経済情勢に対応した行財政運営システムの構築

（2）財政健全化の推進

限られた財源で自主的、主体的かつ安定的な行財政運営を推進するためには、財政の健全化が必要不可欠です。行政事務全般について、広い視野から多角的に分析することにより、無駄を省いた効率的な事務遂行を実現することができます。

～中略～

しかしながら、今後も厳しい財政状況が続くことが予想される中、公共施設に対する維持管理費用の増大による財政圧迫が懸念されているため、公共施設の設置意義を含めて必要性を再検討し、市が保有する施設を必要最小限にして、施設の維持管理費用の抑制に努め、財政運営の健全化に努めるという「ファシリティ・マネジメント」に取り組んでいく必要があります。

【行政改革大綱アクションプラン】（改訂版：平成26年5月）

項目名 公共施設の統廃合・民営化を含めた再編と施設整備（改修）計画の作成

目 的 市にとって真に必要な公共施設のみを保有し、市民ニーズの変化により不要となる施設や稼働率の低い施設については、統廃合を含めて検討する。

そのうえで、現在の事後保全型の維持管理から予防保全型の維持管理に切り替え、施設の延命化に努め最適な維持管理を行うことにより、財政運営の健全化に努める。

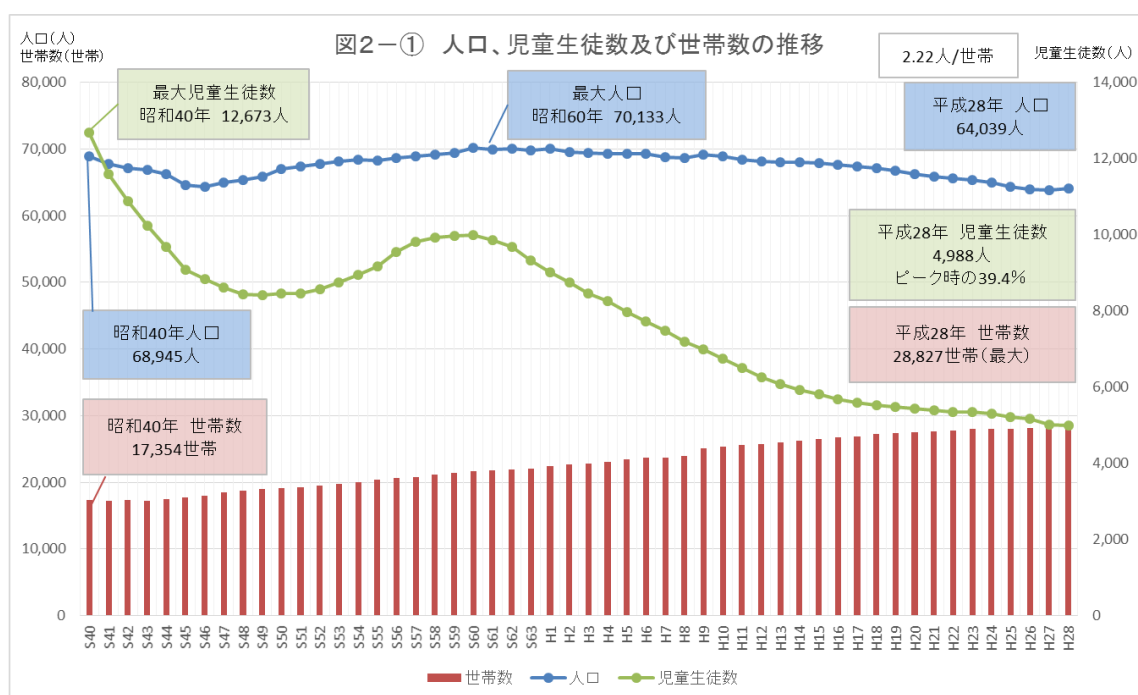
第2章 現状

(1) 市の概要

本市は、平成17年3月22日に旧小野田市と旧山陽町が合併して誕生した、南北約20.8km、東西約14.6km、面積133.09km²の市です。山口県の南西部に位置し、下関市、宇部市及び美祢市と境を接しています。

気候は年間を通じて温暖で、降水量も少ない、典型的な瀬戸内型気候です。

(2) 人口の推移



本市の人口、児童生徒数（小学生・中学生）及び世帯数の推移は図2-①のとおりです。

※人口及び世帯数は住民基本台帳より（毎年10月1日時点で外国人を含まない）。児童生徒数は教育統計より（毎年5月1日時点）。ただし、平成16年以前は、山口県統計年鑑より。

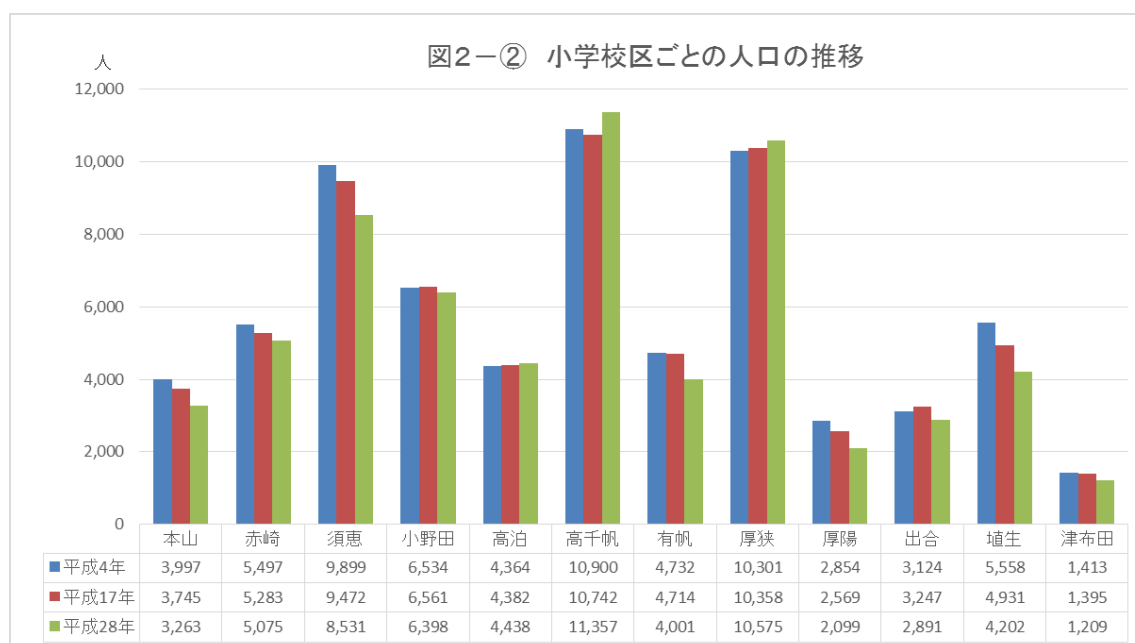
人口は、昭和60年の70,133人をピークに減少傾向が続いており、平成28年は64,039人となっています。30年間で約9%の減少となっています。

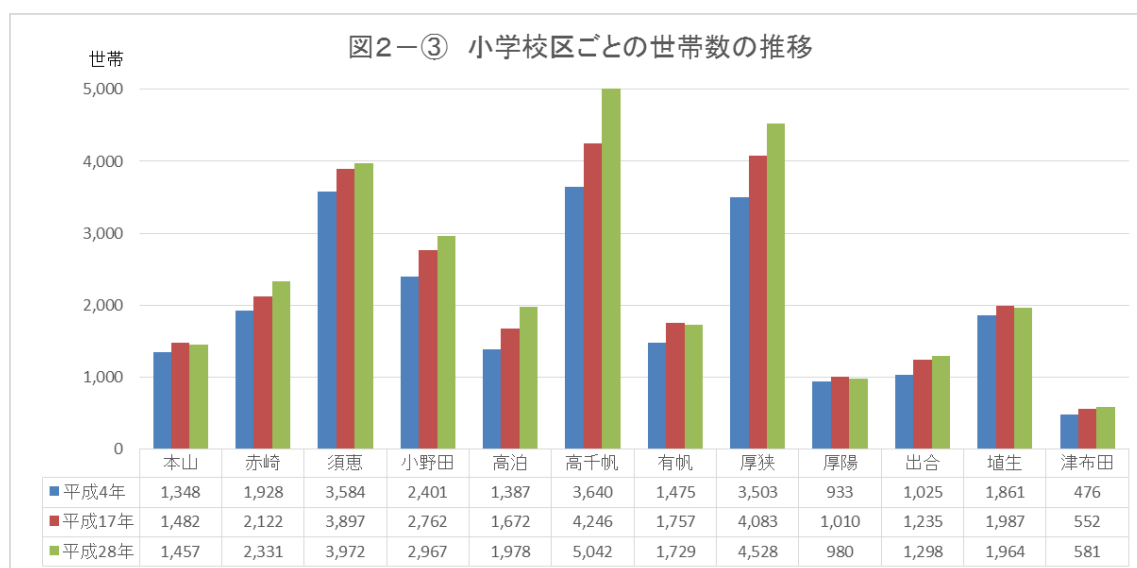
児童生徒数については、昭和40年の12,673人から、平成28年には4,988人となっています。

一方、世帯数の推移を見てみると、昭和40年の17,354世帯からほぼ毎年増加を続け、平成28年には28,827世帯となっています。

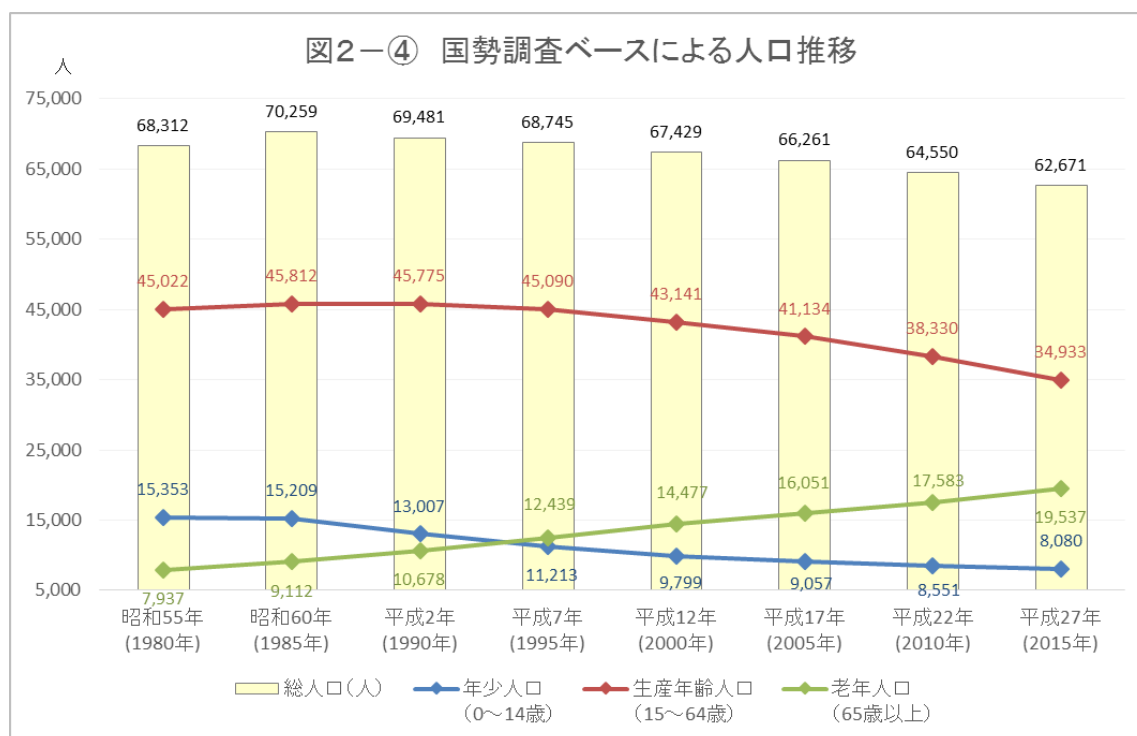
1世帯当たりの人数は、昭和40年の3.97人／世帯から、平成28年には2.22人／世帯となり、核家族化が進行しています。

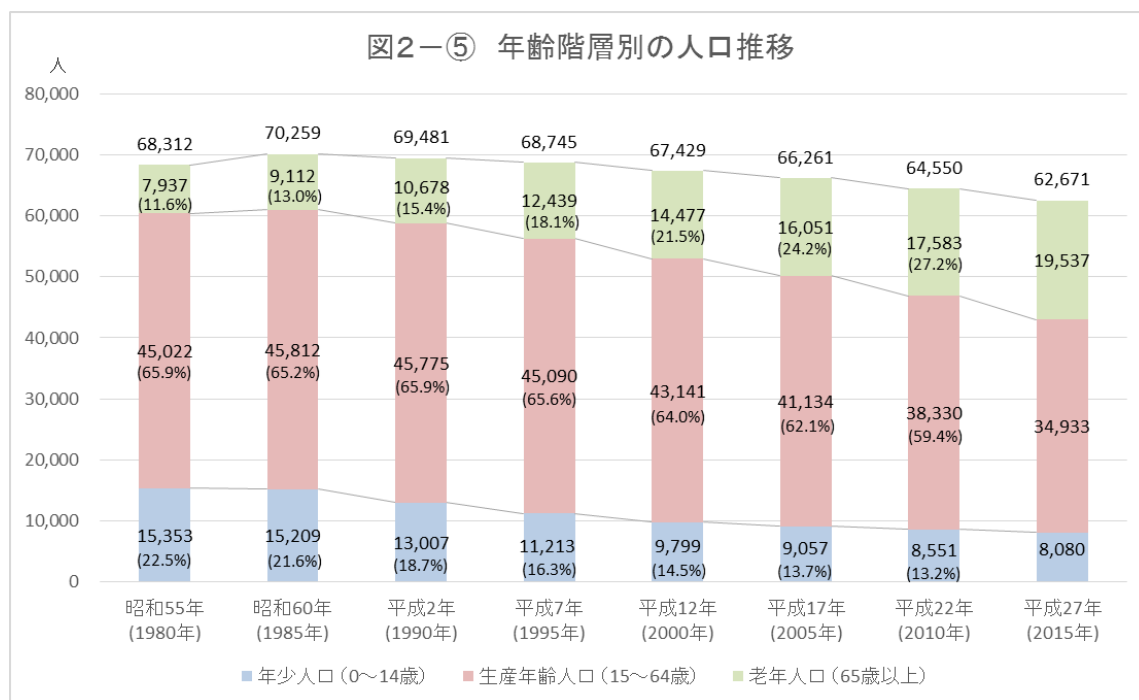
小学校区ごとの人口及び世帯数の推移について、平成4年、平成17年及び平成28年の状況の比較は図2-②及び図2-③のとおりです。平成4年と平成28年の状況の比較では、人口は高泊校区、高千帆校区及び厚狭校区で増加し、それ以外の校区では減少しています。世帯数については、すべての校区で増加しています。





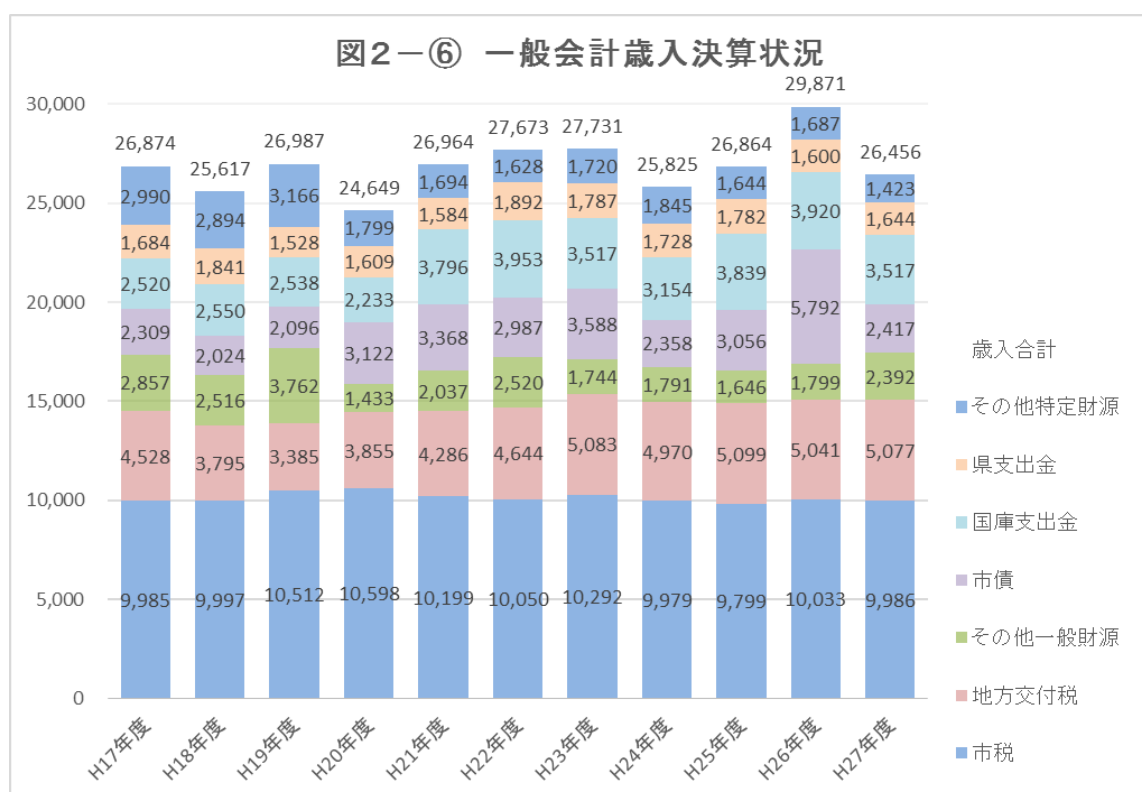
次に、国勢調査数値による総人口及び年齢階層別の人口推移は図2-④及び図2-⑤のとおりです（総数には年齢不詳人口を含むため、年齢階層別人口の内訳の合計と一致しません。）。年少人口（0歳～14歳）及び生産年齢人口（15歳～64歳）が減少し、老年人口（65歳以上）が増加しています。





(3) 財政状況の推移

本市の一般会計における歳入の決算状況は図2-⑥のとおりです。

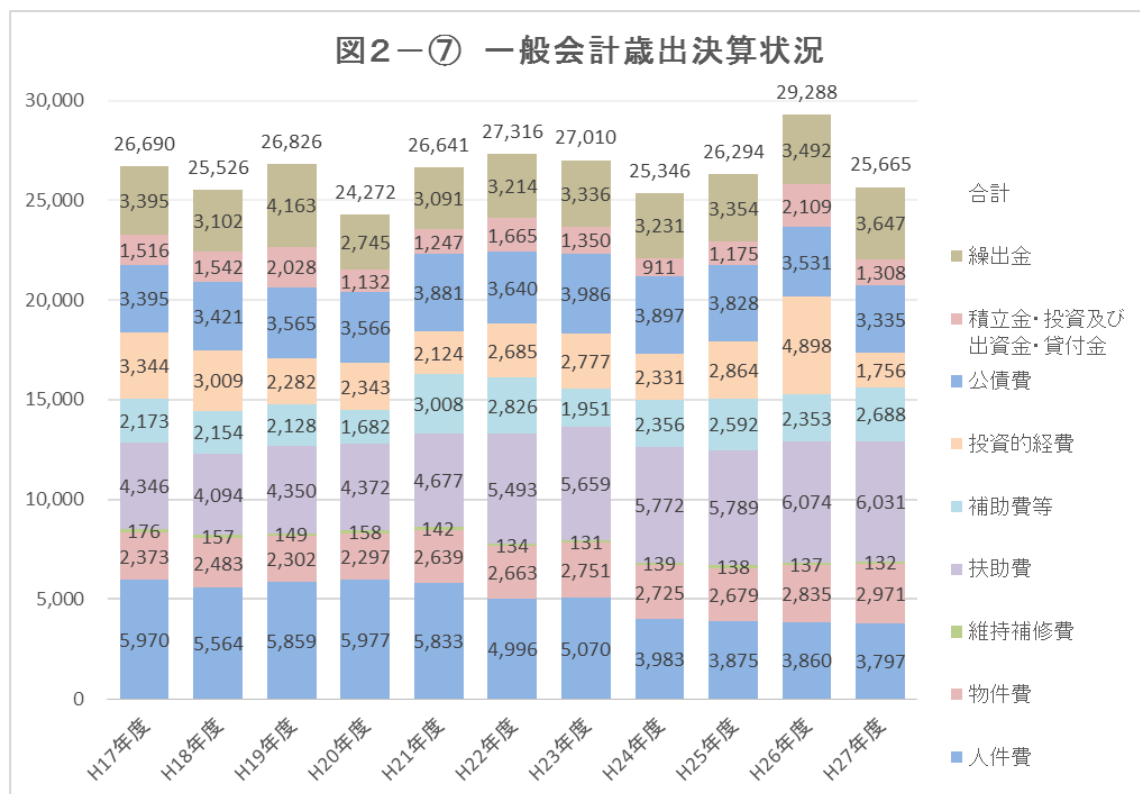


※決算統計における性質別分類による集計です。百万円未満を四捨五入しているため、合計額が一致しないことがあります。

歳入の中では、市税と地方交付税の割合が大きく、平成27年度決算では歳入全体の約57%を占めています。

市税は、毎年100億円前後で推移しています。

次に、歳出の決算状況は図2-⑦のとおりです。



※決算統計における性質別分類による集計です。百万円未満を四捨五入しているため、合計額が一致しないことがあります。

義務的経費^(※)については、扶助費の増加があるものの、人件費や公債費の減により、減少傾向にあります。

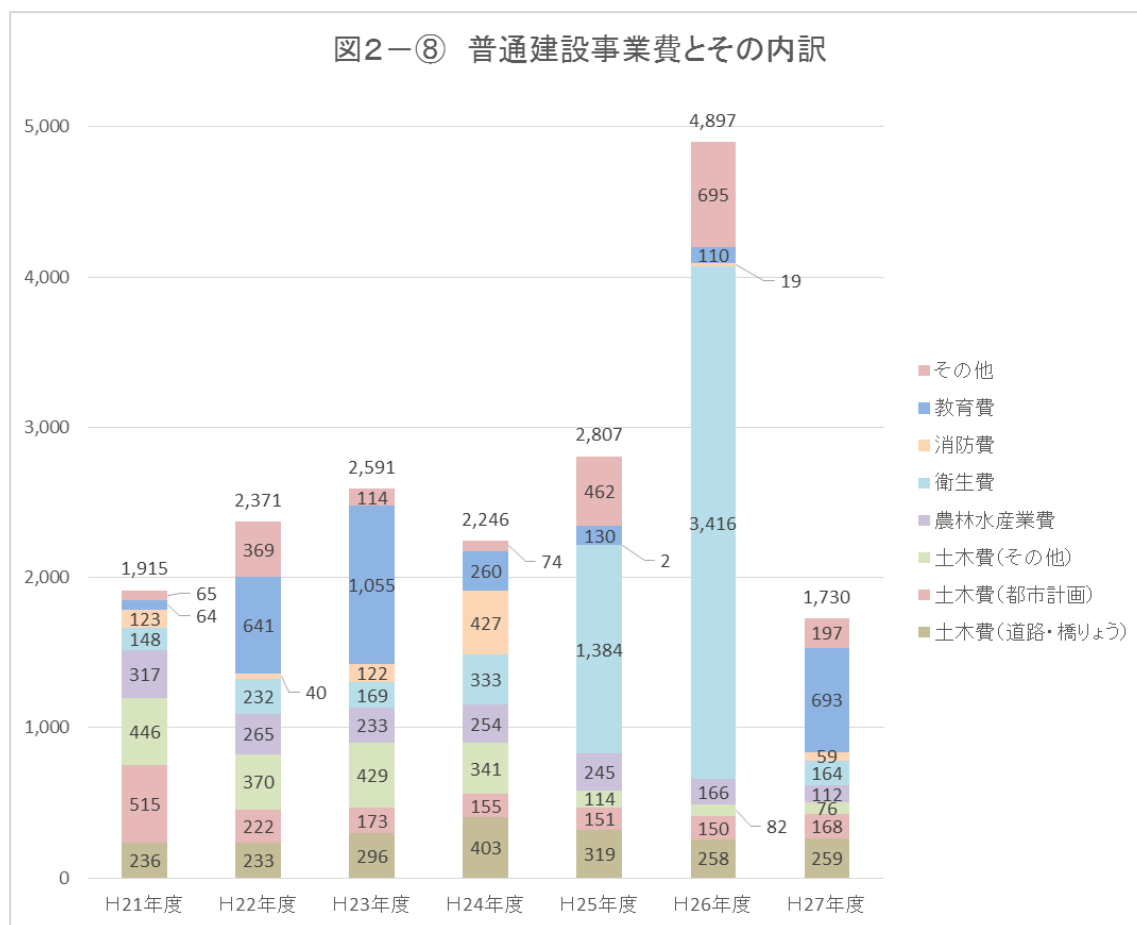
※義務的経費：地方公共団体の歳出のうち、その支出が必要で、任意に節減することが難しい経費です。

一方、平成19年度以降財政の緊縮化に取り組み、20億円から30億円の間で推移していた投資的経費^(※)は、平成24年度以降合併特例債事業が本格化したことを受けて、近年、増加傾向にあります。平成24年度以降の合併特例債事業の主なものとしては、山陽消防庁舎建設事業、新ごみ処理施設整備事業、厚狭地区複合施設整備事業、新火葬場建設事業及び

学校給食共同調理場建設事業等があります。

※投資的経費：支出の効果が資本形成に向けられ、施設等がストックとして将来に残るものに支出される経費です。

平成21年度から平成27年度までの普通建設事業費^(※)の内訳は図2-⑧のとおりです。



※百万円未満を四捨五入して集計しているため、合計額が一致しないことがあります。

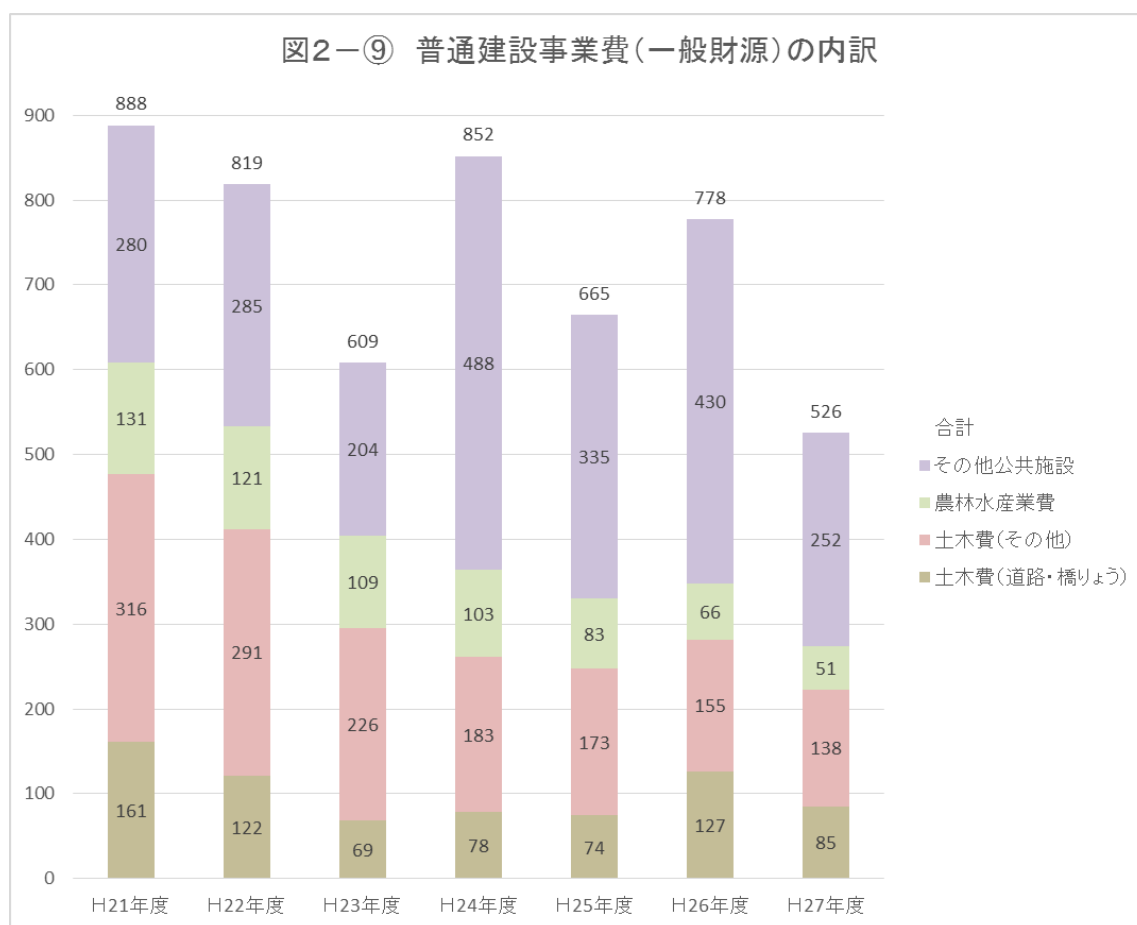
※普通建設事業費：道路、橋りょう、学校、庁舎等公共用又は公用施設の新増設等の建設事業に要する投資的経費です。

「土木費（都市計画）」は、街路、区画整理及び公園整備等の費用が含まれます。

「土木費（その他）」には、河川、海岸保全、港湾及び住宅整備等の費用が含まれます。

「その他」には、総務費、民生費、労働費、商工費に属する施設の整備費用等が含まれます。

図2－⑧の普通建設事業費のうち、一般財源の内訳は図2－⑨のとおりです。



※百万円未満を四捨五入して集計しているため、合計額が一致しないことがあります。

また、平成21年度から平成27年度までの普通建設事業費及びその一般財源の平均額は、表2－①のとおりです。

表2－① 普通建設事業(事業費及び一般財源)の平均額(平成21年度～平成27年度)

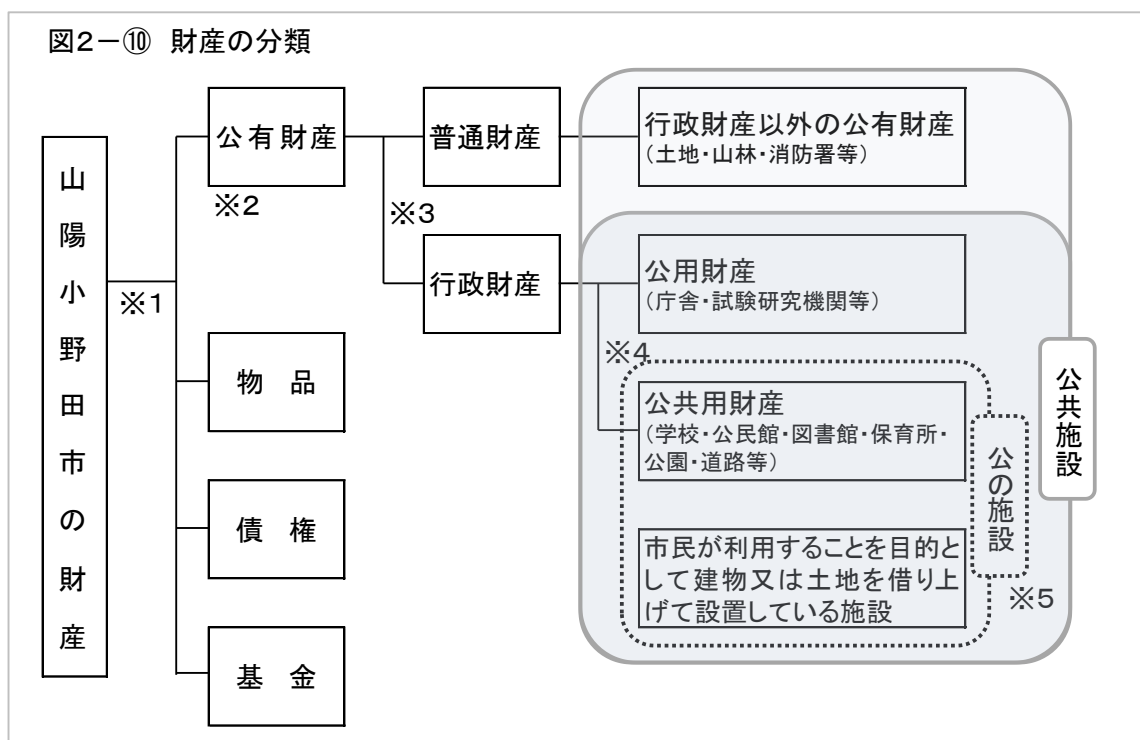
平 均	事 業 費	一 般 財 源
土木費(道路・橋りょう)	286 百万円	102 百万円
土木費(その他)	485 百万円	212 百万円
農 林 水 産 業 費	227 百万円	95 百万円
そ の 他 公 共 施 設	1,652 百万円	325 百万円
合 計	2,651 百万円	734 百万円

※百万円未満を四捨五入して集計しているため、合計額が一致しないことがあります。

(4) 公共施設

ア 公共施設の定義

本市が所有する財産は図2-⑩のとおりで、大きく公有財産、物品、債権及び基金に分類されます。



このうち、公有財産は行政財産と普通財産^(※)に分類され、さらに行政財産は、地方公共団体がその事務又は事業を執行するため、自らが直接使用することを本来の目的とする「公用財産」と、住民の一般的共同使用に供することを本来の目的としている「公共用財産」とに分けられます。公用財産の主なものとしては、庁舎及び試験研究機関等があります。公共用財産の主なものとしては、学校、公民館、図書館、保育所、公園、道路、港湾及び卸売市場等があります。

一般的に言われる「公共施設」は法に基づいた用語ではありませんが、本計画の中では、公の施設に公用財産及び一部の普通財産を加えて公共施設と呼ぶことにします。

※普通財産は、地方自治法第238条第4項で、「行政財産以外の一切の公有財産をい

う。」とされています。普通財産の主なものとしては、土地や山林等が挙げられます。

本市では、消防組織が一部事務組合となっている関係で、消防署を普通財産として位置付けた上で、宇部・山陽小野田消防組合に貸与しています。

本計画の中では、消防署をはじめとして、再編の可能性がある普通財産についても「公共施設」と位置付けて、検討対象施設とします。

地方自治法上の規定

※1 法第237条第1項

この法律において「財産」とは、公有財産、物品及び債権並びに基金をいう。

※2 法第238条第1項

この法律において「公有財産」とは、普通地方公共団体の所有に属する財産のうち次に掲げるもの（基金に属するものを除く。）をいう。

(1) 不動産

(2) 船舶、浮標、浮棧橋及び浮ドック並びに航空機

・・・

※3 法第238条第3項

公有財産は、これを行政財産と普通財産とに分類する。

※4 法第238条第4項

行政財産とは、普通地方公共団体において公用又は公共用に供し、又は供することを決定した財産をいい、普通財産とは、行政財産以外の一切の公有財産をいう。

※5 法第244条第1項

普通地方公共団体は、住民の福祉を増進する目的をもってその利用に供するための施設（これを公の施設という。）を設けるものとする。

(注) 公共用財産は、当該地方公共団体の所有する財産であるのに対して、公の施設については、一部に民間の施設を借り上げて設置している施設も含みます。

イ 公共施設の分類

本市では、再編対象の公共施設について、表2-②のとおり、目的や性質、利用実態から大きく14に区分することとします。

表2-② 公共施設の分類

分 類	分 類 の 考 え 方
事 務 庁 舎	行政の事務を行うための施設です。
消 防 施 設	消防関連施設です。
環 境 施 設	市民がクリーンな環境で快適に暮らすために必要な施設です。
福 祉 施 設	高齢者や障がい者が福祉目的で利用する施設です。
子 育 て 支 援 施 設	乳幼児や学童及びその保護者が利用する施設です。
保 健 衛 生 施 設	医療や健康づくり支援を行う施設です。
産 業 施 設	産業振興の目的で利用される施設です。
観 光 ・ レ ク リ エ ー シ ョ ン 施 設	観光やレクリエーション目的で利用される施設です。
公 営 住 宅	市営住宅です。
学 校 施 設	小学校、中学校及び幼稚園です。
社 会 教 育 施 設	社会教育の推進のために利用される施設です。
文 化 施 設	市民の文化活動の振興を目的とする施設です。
ス ポ ー ツ 施 設	スポーツのために利用される施設です。
そ の 他	上の分類のいずれにも属さない施設です。

※山口東京理科大学は本市からの出資施設であり、再編対象施設には含みません。

ウ 公共施設の状況

本計画で再編について検討する対象施設は、主に一般会計に属するいわゆる「ハコモノ」として、図2-⑪のとおりとします。施設の状況は、平成28年度当初時点のものです（環境衛生センターは、新施設、旧施設があります。）。

図2-⑪ 本計画で主に再編対象とする公共施設

事務庁舎	市役所(本館、別館ほか)、厚狭地区複合施設(山陽総合事務所) (南支所、埴生支所、公園通出張所、厚陽出張所)
消防施設	小野田消防署、山陽消防署、山陽消防署埴生出張所、消防分団庫、防災倉庫
環境施設	環境衛生センター、タルちゃんプラザ、小野田浄化センター、環境調査センター、山陽中継所 旧清掃工場、小野田斎場、山陽斎場
福祉施設	中央福祉センター、福祉会館6、老人福祉作業所4、石丸総合館、ケアセンターさんよう、長生園 障害者支援施設、障害福祉サービス事業所2、心身障害児簡易通園施設
子育て支援施設	児童館7(児童クラブ機能を含む)、厚狭児童クラブ室、保育園5
保健衛生施設	保健センター、小野田保健センター(急患診療所を含む)
産業施設	労働会館、商工センター、雇用能力開発支援センター、勤労青少年ホーム2
観光・レクリエーション施設	竜王山公園(オートキャンプ場を含む)、江汐公園、東沖緑地、浜河内緑地等 (公園64、児童遊園6)
公営住宅	23住宅(194棟、1,464戸)
学校施設	小学校12、中学校6、分校、埴生幼稚園
社会教育施設	公民館11、津布田会館、きらら交流館、図書館2、歴史民俗資料館、青年の家、山下記念館
文化施設	文化会館(不二輸送機ホール)、市民館(文化ホール)、きららガラス未来館
スポーツ施設	市民体育館、市民館(体育ホール)、武道館(柔剣道場、弓道場)、アーチェリー場 野球場、市民プール等
その他	旧商業起業家支援センター、排水機場、旧山陽有線放送電話共同設置協会事務所等

※長生園は一部事務組合の施設です。

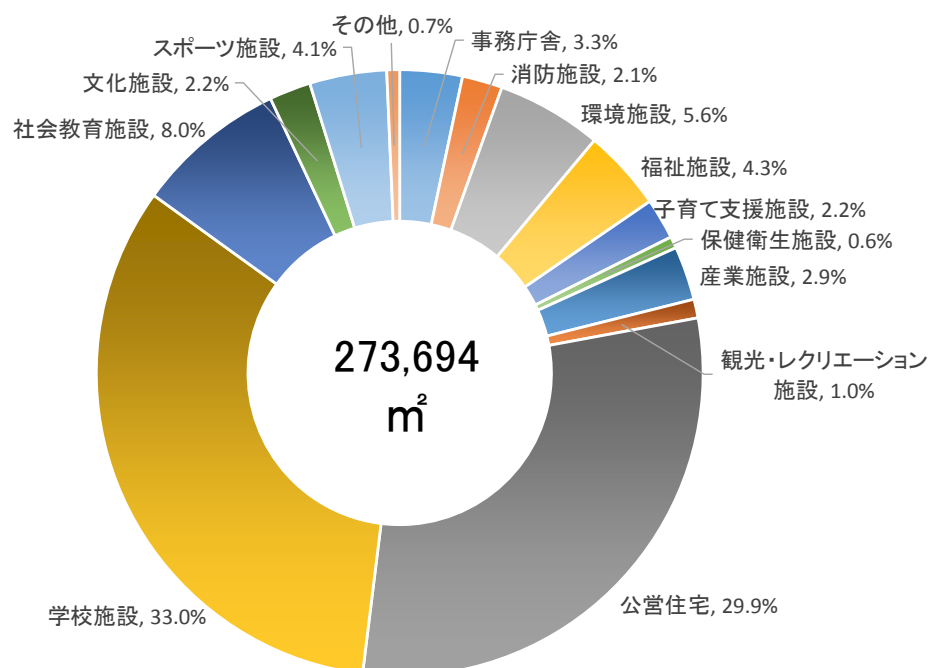
駐輪場やトイレ等の小規模施設の一部は含みません。

施設区分ごとの建物延床面積の内訳は表2-③及び図2-⑫のとおりです(平成28年度当初の状況です)。

表2-③ 施設区分ごとの建物延床面積の状況

区 分	延床面積	構成比
事務庁舎	9,119㎡	3.3%
消防施設	5,872㎡	2.1%
環境施設	15,399㎡	5.6%
福祉施設	11,873㎡	4.3%
子育て支援施設	5,967㎡	2.2%
保健衛生施設	1,694㎡	0.6%
産業施設	7,857㎡	2.9%
観光・レクリエーション施設	2,507㎡	1.0%
公営住宅	81,805㎡	29.9%
学校施設	90,401㎡	33.0%
社会教育施設	22,015㎡	8.0%
文化施設	6,070㎡	2.2%
スポーツ施設	11,245㎡	4.1%
その他	1,870㎡	0.7%
合計	273,694㎡	100.0%

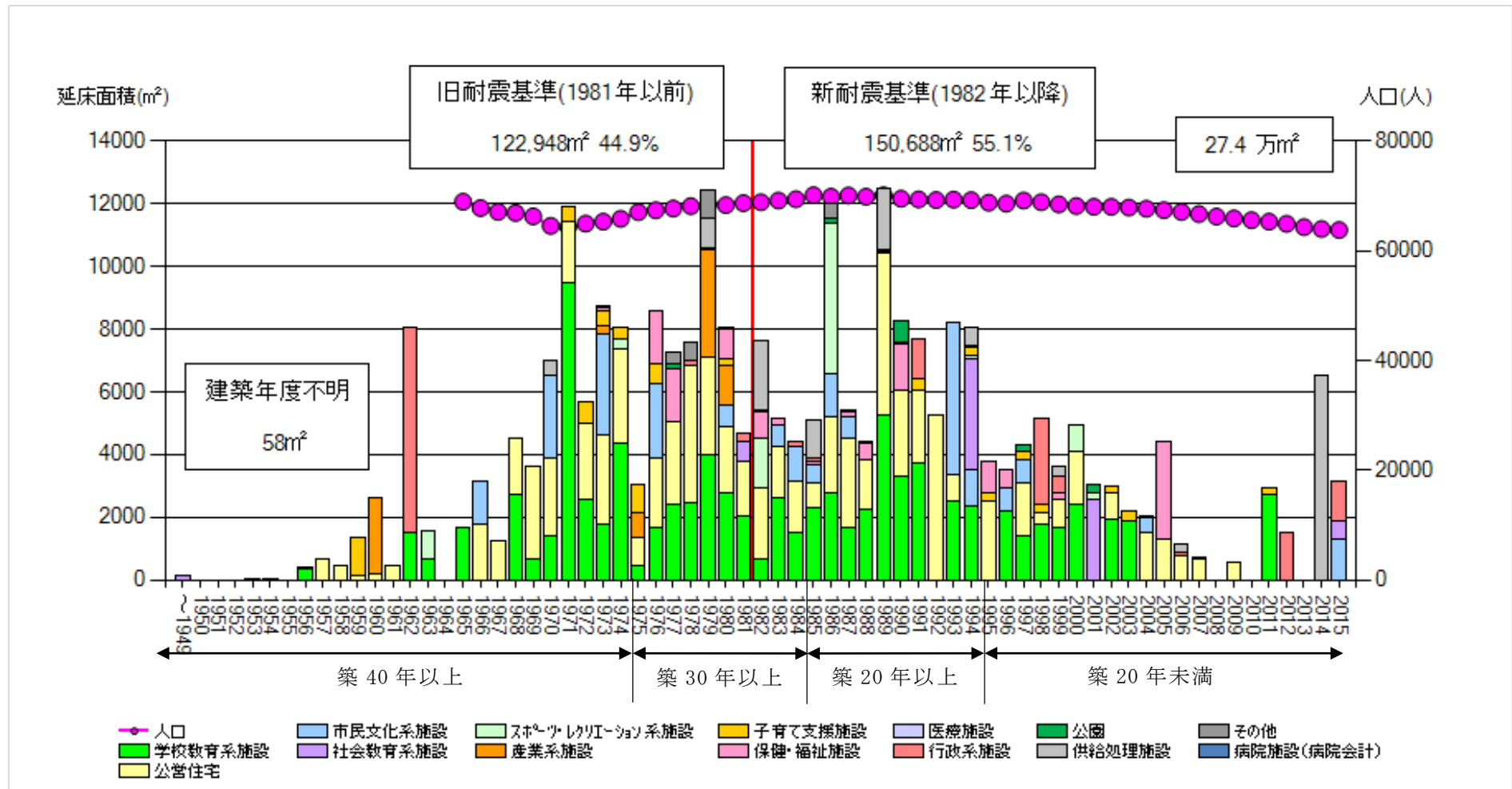
図2-⑫ 施設区分ごとの建物延床面積の状況



本市の公共施設の延床面積合計は273,694㎡で、その中で割合が大きいものは学校施設（90,401㎡、33.0%）、公営住宅（81,805㎡、29.9%）、社会教育施設（22,015㎡、8.0%）となっています。

次に、年度別の公共施設整備状況は図2-⑬のとおりです。

図2-⑬ 年度別公共施設整備状況



※図は、「一般財団法人地域総合整備財団」公表の公共施設等更新費用試算ソフトによるため、本市で定めた施設分類とは一部異なっています。

次に、公共施設の保有量について、人口一人当たりの公共施設平均延床面積を用いて他自治体と比較してみます。

表2-④ 人口一人当たり公共施設延床面積の比較(調査主体別)

	東洋大学PPP 研究センター (比較1)		総務省自治財政局 財務調査課 (比較2)		類似団体 (公共施設状況調) (比較3)	
	平均	本市	平均	本市	平均	本市
全国	3.42 m	4.75 m	3.22 m	4.26 m	4.29 m	4.5 m
同一 人口規模	4.27 m		3.56 m			

比較1は、東洋大学PPP研究センターの調査結果によるものです。これは、同センターが、平成24年1月に、全47都道府県、1,750市区町村を対象として、各自治体のホームページの検索により把握できた数値を集計した結果です。この調査により把握できた自治体は、都道府県が47、市区町村が981で、市区町村数のカバー率は56%、人口カバー率は88%でした。調査情報は、原則として行政財産全部とし、特別会計管理部分を含み、企業会計及び一部事務組合等の管理部分を除いたものとなっています。これによると、全国981の市区町村の人口一人当たり公共施設平均延床面積は3.42㎡、そのうち、人口規模が60,000人～65,000人の自治体に限定した際の平均延床面積は、4.27㎡でした。

これに対して、20ページで見た本市の公共施設延床面積273,627㎡に、特別会計施設（下水道施設、地方卸売市場施設、農業集落排水施設、小型自動車競走施設の建物部分）を加え、一部事務組合施設（常備消防施設、長生園）を除いた304,048㎡を、平成28年10月時点の住民基本台帳人口64,039人で割って得られる本市の人口一人当たり公共施設延床面積は、4.75㎡/人となりました。

比較2は、総務省自治財政局財務調査課が平成24年3月に公表した「公

共施設及びインフラ資産の将来の更新費用の比較分析に関する調査結果」を用いたものです。この調査は、総務省が全国111市区町村について調査した結果を取りまとめたものです。調査対象施設は、普通会計の床面積が50㎡以上の建築物です。これによると、全国市区町村の人口一人当たり公共施設平均延床面積は3.22㎡、うち人口50,000人～100,000人の市区町村の平均は3.56㎡でした。

これに対して、本市の公共施設延床面積273,694㎡から、床面積50㎡未満の建築物（駐輪場、防災倉庫、分団庫及び公園管理事務所等）の合計を除いた273,108㎡を、平成28年10月時点の住民基本台帳人口64,039人で割って得られる本市の人口一人当たり公共施設延床面積は、4.26㎡／人となりました。

比較3は、類似団体との比較です。類似団体とは、総務省が全国の市区町村を人口と産業構造の2つの要素の組合せによって、指定都市、特別区、中核市、特例市、都市及び町村に分類し、さらに都市を16類型、町村を15の類型に分類した中で、同じグループに属する自治体を言います。本市と同じ類型に属する自治体は、全国で18あり、県内では下松市、光市の2市があります。ここでは、類似団体の集計値として、総務省が毎年度行っている公共施設状況調の平成26年度末時点の調査結果を用いました。その結果、類似団体18自治体の人口一人当たり公共施設延床平均面積4.29㎡に対して、本市は4.50㎡でした。

また、この調査結果のうち、施設分類の内訳比較を見てみると、本市で保有が多いのは公営住宅であることが分かりました。18自治体の人口一人当たり延床面積の平均値0.52㎡に対して、本市の一人当たり面積は1.28㎡でした。

他の自治体との公共施設の保有量の差については、各自治体がそれぞれの政策目標に基づいてまちづくりに取り組み、その一環で施設整備を行ってきた結果であり、多い、少ないの一言で簡単に説明できるものではありません。

ませんが、他自治体と比較した場合の本市の公共施設保有量は、いずれの調査結果でも多いことが分かりました。

また、これまで見てきた公共施設のほかにも、本市では道路、橋りょう及び水道施設等のインフラ資産も保有しています。これらの状況は図2-⑭のとおりです。

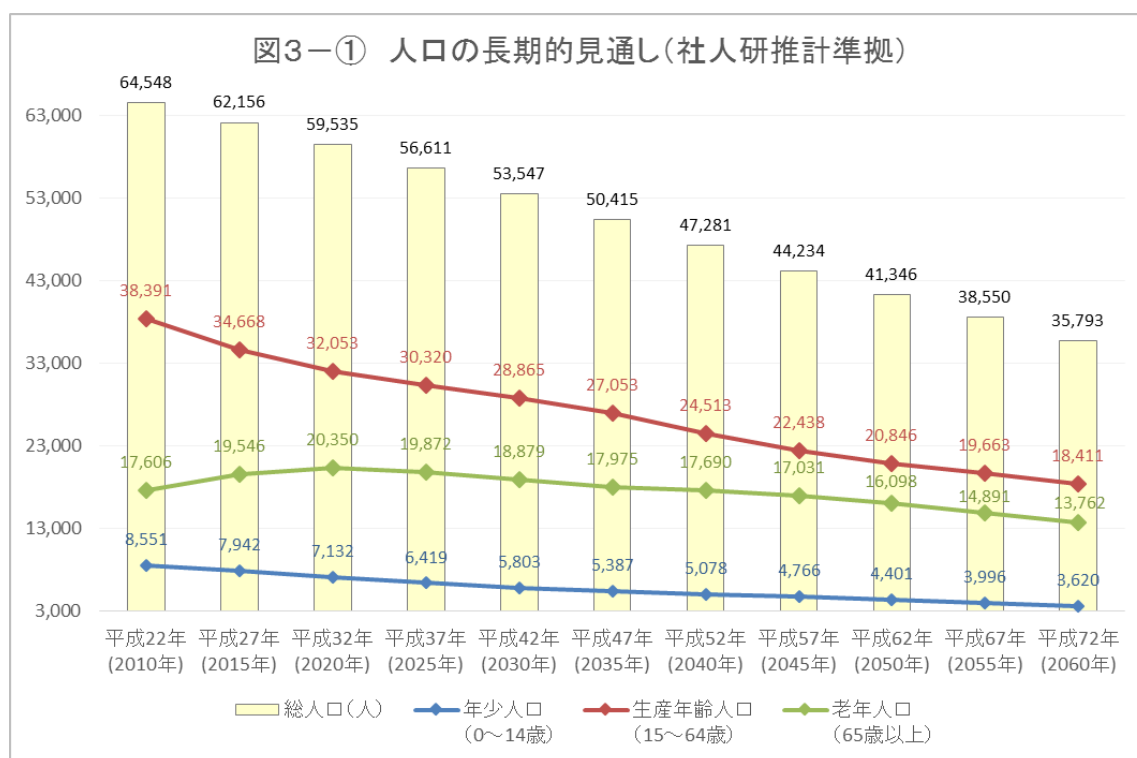
図2-⑭ 図2-⑪以外の施設(主にインフラ施設)

運動広場等	運動広場4、サッカー場、厚狭球場、下村テニスコート
下水道施設	水処理センター2、中継ポンプ場3、雨水排水ポンプ場、農業集落排水処理施設3 下水道延長:248, 208m
中央卸売市場施設	地方卸売市場
公営競技施設	メインスタンド棟、中央休憩所棟、グリーンハウス棟、ハイビジョンホール棟、入場口案内所棟、 汚水処理場、管理地区事務所棟、選手宿舎棟、競走車ロッカー棟、選手立見席棟、検査工場棟
水道施設	事務庁舎、高天原浄水場、鴨庄浄水場、配水池(15池)、簡易水道(2箇所)、 上水道管 導水管延長:12, 119m、送水管延長:22, 217m、配水管延長:388, 182m 工業用水道管 総延長:12, 833m
病院施設	山陽小野田市民病院
道路	435路線 延長:319, 619m
橋りょう	224橋 延長:2, 263m
農道	1路線 延長:550m
林道	24路線 延長:25, 066m
霊園	小野田霊園、南中川墓地、東墓地公園、南墓地公園
漁港	刈屋漁港、高泊漁港、梶漁港、埴生漁港
駐車場等	厚狭駅南口駐車場

第3章 課題

(1) 人口減少と少子高齢化

本市の総人口と年齢階層別人口の長期的見通しについて、国立社会保障・人口問題研究所（以下、「社人研」という。）の推計を図3－①に示します（平成22年の国勢調査人口をベースに推計したものです。）。



これによると、平成72年の総人口は35,793人という見通しとなっており、平成22年と比べると約45%減少しています。また、年少人口と生産年齢人口は平成72年まで一貫して減少し、平成22年と平成72年との比較では、年少人口は8,551人から3,620人へ約58%減少、生産年齢人口は38,391人から18,411人へ約52%減少する予測となっています。

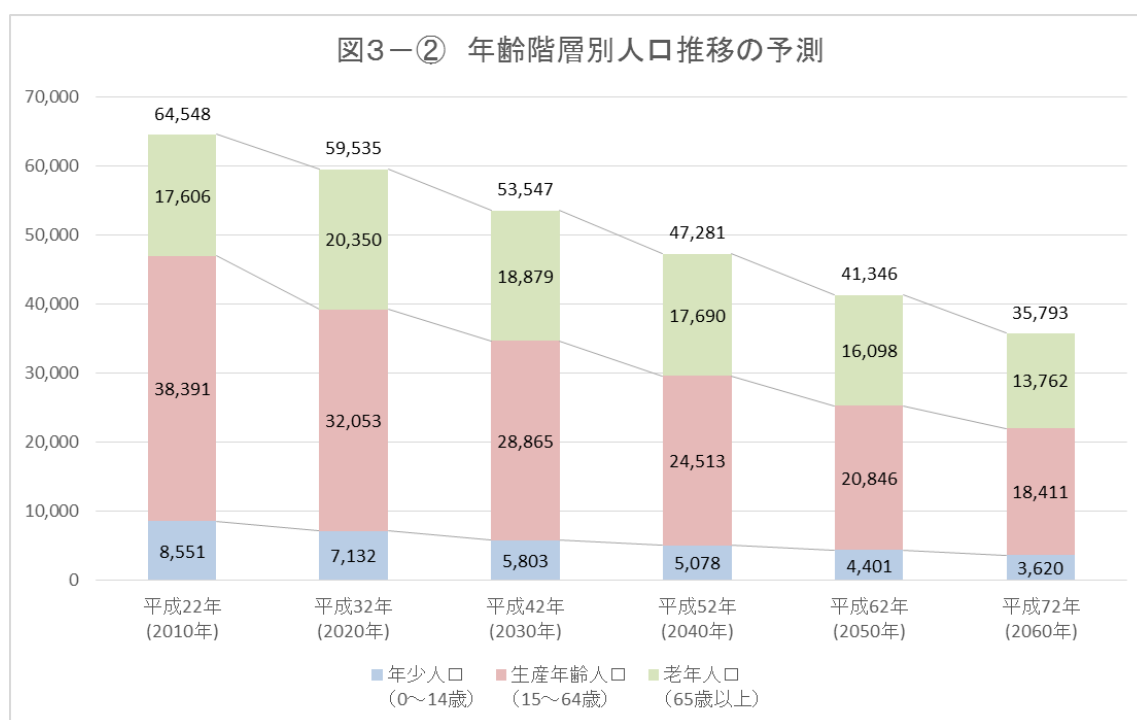
また、老年人口は、平成32年まで増加した後に減少に転じる予測です。

平成26年に国が策定した「まち・ひと・しごと創生長期ビジョン」によれば、人口減少は3つの段階で進行していくとされています。「第一段階」は若年人口は減少するが老年人口は増加する時期、「第二段階」は若年人口

の減少が加速化するとともに、老年人口が維持から微減へと転じる時期、「第三段階」は若年人口の減少が一層加速化し、老年人口も減少していく時期です。

本市の状況をこれに当てはめると、現在の人口減少の段階は「第一段階」であり、平成32年から平成37年にかけて「第二段階」に入っていくこととなります。

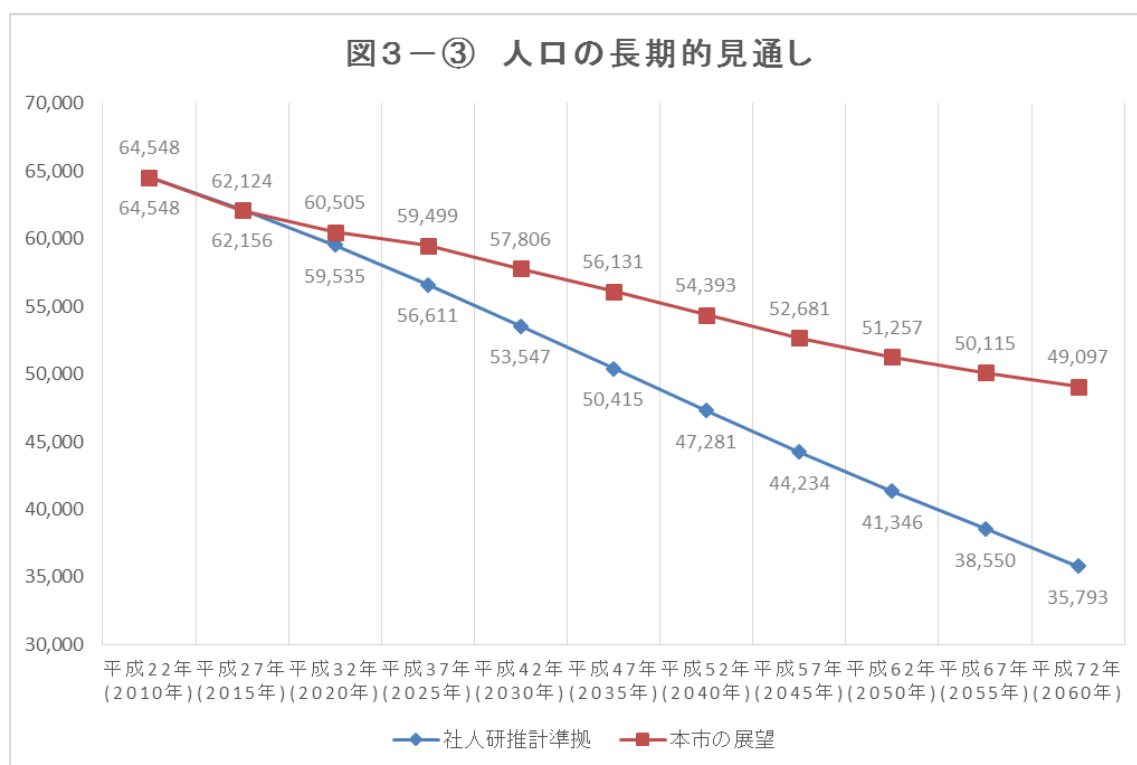
次に、年齢階層別人口の推移の予測の割合を示したものが図3-②です。



年少人口割合と生産年齢人口割合が減少し、老年人口割合が増加する予測となっています。

このような状況に対応するため、平成27年度末に、人口減少に係る問題に対応し、持続可能なまちを継承していくための施策をまとめた「山陽小野田市まち・ひと・しごと創生総合戦略」と、それを考慮した「山陽小野田市人口ビジョン」を策定しました。今後は、これに基づいた地方創生の取組を行っていく予定です。

「山陽小野田市人口ビジョン」に基づいて、本市の総人口の長期的見通しについて、社人研推計準拠と本市の展望とを比較したのが図3-③です。



※本市の展望 平成37年に社会増減ゼロを達成し、合計特殊出生率を平成42年に1.90、平成52年に2.07を達成すると仮定。加えて、自然動態については本市の出生率の実績に基づいた出生数により算出し、社会動態については、山口東京理科大学の薬学部設置による学生及び教職員の増加を加味し、また、市内就職率の向上、UJIターンの取組強化等、市独自の施策による積み上げを設定して算出したものです。

社人研推計準拠では、平成72年に35,793人にまで減少すると予測される人口を、総合戦略に基づく各取組を行うことによって、平成72年の約5万人維持を目標にします。

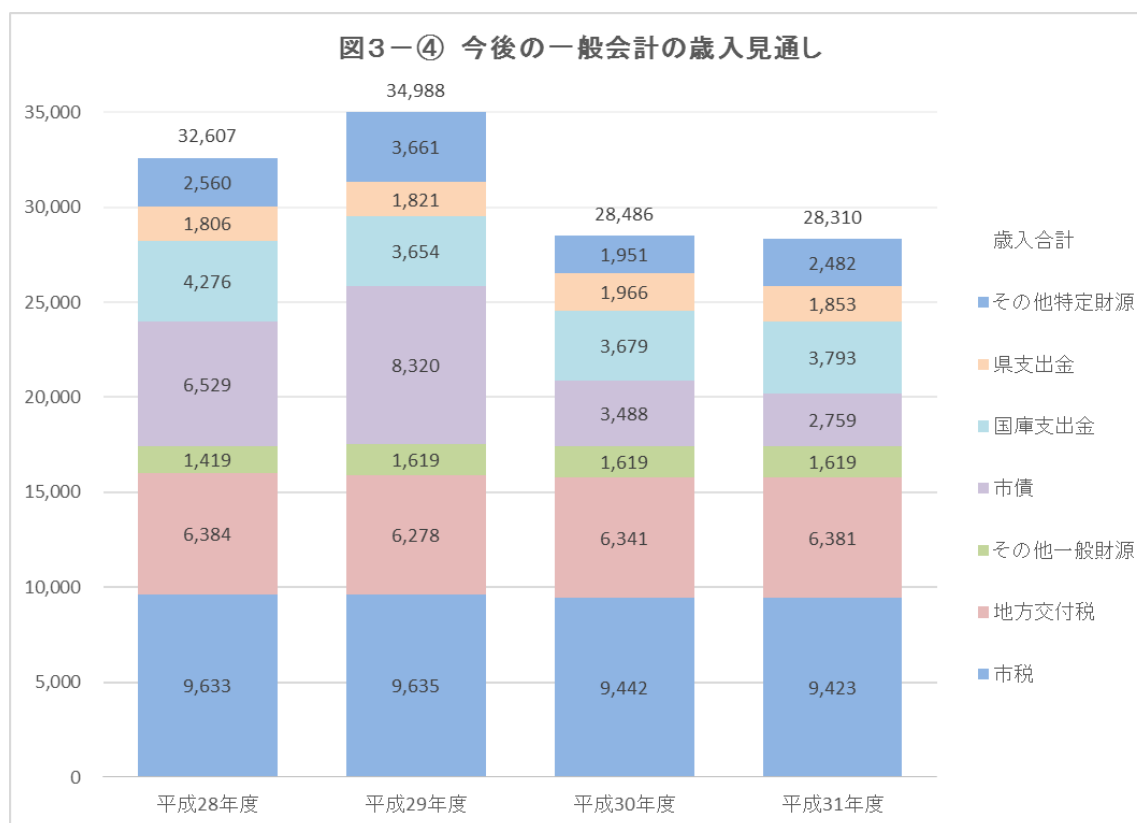
しかし、いずれにしても、将来的な人口減少を免れることはできません。人口減少により懸念されることは、現在保有する公共施設の余剰の発生と、公共施設の維持、管理及び運営費の負担の増大です。また、特にインフラ資産については、人口減少が進展する状況においても、市民生活や地域社会を守るために、機能の維持や新たな整備が必要となることも考えられ、維持管理に係る人口一人当たりの財政負担が大きくなることも懸念されるところです。

あわせて、人口構成比率の変化により、公共施設の設置目的と将来求め

られるニーズのミスマッチが発生することもあります。

(2) 財政の将来見通し

一般会計における今後の歳入の見通しは図3-④のとおりです。



※決算統計における性質別分類による集計です。

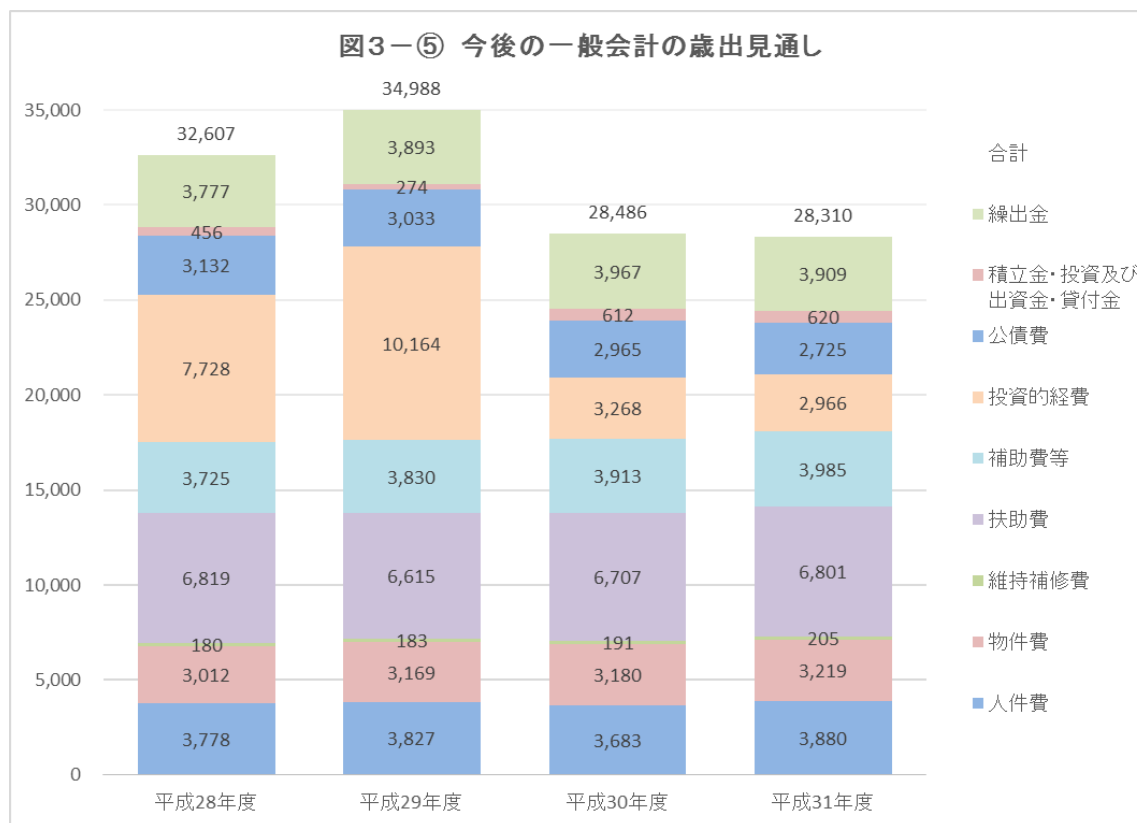
市税は、今後も大幅な増加が期待できません。

また、地方交付税の合併算定替^(※)については、平成27年度以降、段階的に特例として加算されていた額が減少していきます。

※合併算定替：合併した市町村が合併による財源不足に陥ることを防ぐために、特例として設けられた措置です。合併後10年間（本市の場合は平成17年度から平成26年度まで）に限って、合併がなかったと仮定して、合併前の市町ごとに算定した普通交付税の合算額を受けることができます。合併算定替による特例期間が終わる平成27年度

以降、加算されていた額が段階的に 0.9、0.7、0.5、0.3、0.1 と割り落とされ、平成 32 年度の普通交付税の算定からは、合併後の山陽小野田市として算定された本来の額が交付される予定です。

次に、一般会計における今後の歳出の見通しは、図 3－⑤のとおりです。



※決算統計における性質別分類による集計です。

扶助費や繰出金は増加傾向にあります。また、投資的経費については、平成 28 年度以降、山口東京理科大学の施設整備等により、大幅に増加する見通しです。

このように、歳入面では、市税と普通交付税を柱とする一般財源総額については減少していく一方（山口東京理科大学の公立化による地方交付税の増額分を除く。）、高齢化の進行等による扶助費や繰出金の増加が見込まれており、今後も厳しい財政状況が続くことが予想されています。

(3) 公共施設の将来見通し

ア 施設の老朽化

本市の公共施設の築年数別の建物延床面積とその割合は表3-①のとおりです。

表3-① 築年数別の建物延床面積の状況

築年数	面積	割合
築20年未満	52,803 m ²	19.3%
築20年以上30年未満	75,575 m ²	27.6%
築30年以上40年未満	70,858 m ²	25.8%
築40年以上	74,400 m ²	27.2%
建築年不明	58 m ²	0.1%
合計	273,694 m ²	100.0%

※平成28年度当初の状況です。

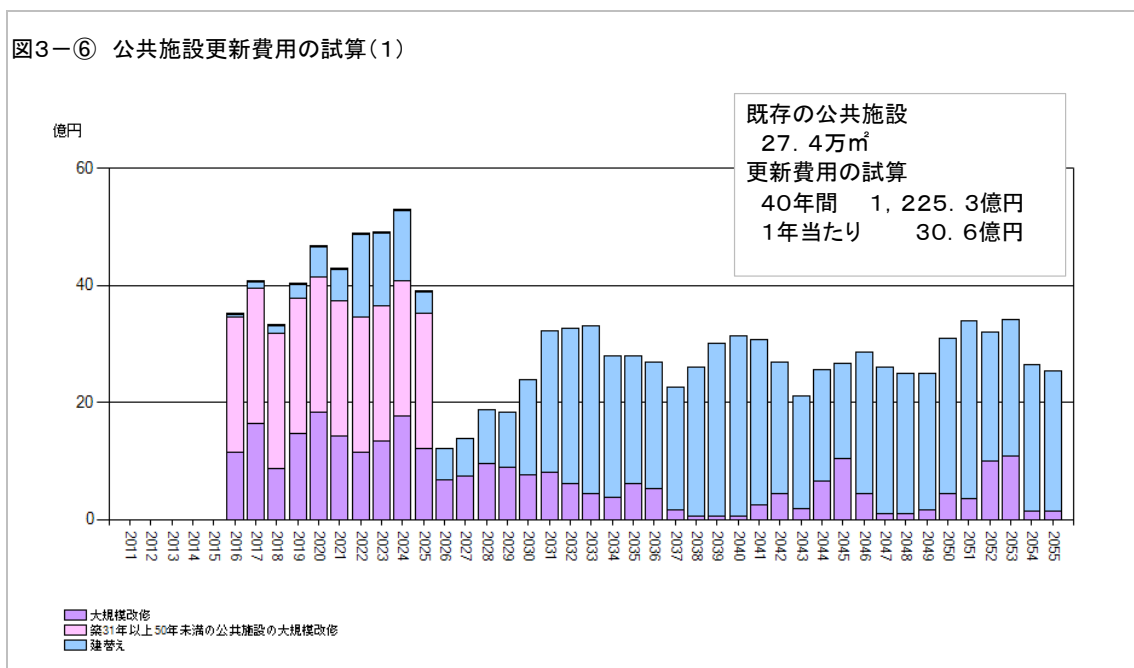
築30年以上経過した建物と建築年不明の建物の割合が全体の53.1%となっており、公共施設の老朽化が進んでいます。

建築物の耐用年数は、用途や躯体構造により大きく異なるため一概には言えませんが、「減価償却資産の耐用年数（昭和40年大蔵省令）」では、RC造（鉄筋コンクリート造）の事務所で50年、学校では47年と定められています。また、社団法人日本建築学会の「建築物の耐久計画に関する考え方」によれば、学校や官庁建築物の望ましい目標耐用年数は50～80年以上とされています。

本市の公共施設も、今後一斉に大規模修繕や建替えの時期を迎えることとなります。

イ 更新費用の推計

現在の公共施設の規模と量を今後も維持し続ける場合に、今後公共施設の大規模修繕及び更新のために必要な費用がいくらになるか、一般財団法人地域総合整備財団が公表している公共施設等更新費用試算ソフトを用いて試算してみました。その結果は、図3-⑥のとおりです。



今後の公共施設の大規模修繕及び更新にかかる費用は、40年間の合計が約1,225億円、1年当たりの平均は約30億6千万円という試算になりました。

なお、試算のために設定した条件は以下のとおりです。

ア 耐用年数の設定 60年

イ 更新年数の設定

- 建設から30年後に大規模修繕を行い、60年後に建て替える。
- 試算時点で建設時からの経過年数が31年以上50年までのものについては、今後10年間で均等に大規模修繕を行う。
- 試算時点で建設時から51年以上経過しているものは、建替えの時期が近いので大規模修繕は行わない。

ウ 建替え、大規模修繕の単価設定 表3-②のとおり

表3-② 公共施設の更新単価

施設区分	大規模改修	建て替え
行政系施設、市民文化系施設、 社会教育系施設、産業系施設	25万円/㎡	40万円/㎡
供給処理施設、保健・福祉系施設、 スポーツ・レクリエーション施設、その他（斎場）	20万円/㎡	36万円/㎡
子育て支援系施設、学校教育系施設	17万円/㎡	33万円/㎡
公営住宅	17万円/㎡	28万円/㎡

※「一般財団法人地域総合整備財団」が公表している公共施設等更新費用試算ソフトによる施設区分です。本市で定めた施設分類とは一部異なっています。

第2章（3）で見たように、平成21年度から平成27年度までの「その他公共施設」に係る普通建設事業費の平均額は16億5,200万円でしたので、現在の公共施設の規模と量を維持する場合、今後は現在の約1.9倍の費用が必要なこととなります。逆に、現在の普通建設事業費を維持して公共施設の修繕・更新を行う場合は、保有する公共施設の約54%しか整備ができないこととなります。

※公共施設更新費用は、平成27年3月に公表した「山陽小野田市公共施設白書」から引用、試算は一般財団法人地域総合整備財団が公表している「公共施設等更新費用試算ソフト」を用いています。

更新費用試算の前提条件となる建替え・大規模修繕の単価は表3-②に示したとおりで、これは、平成24年12月に「公共施設等更新費用試算ソフト」が公表された際の標準値です。

その後、災害復旧工事や東京オリンピック等の影響から、建築工事単価が著しく上昇していますが、ここではそれらの建設単価の上昇については考慮していません。

なお、図2-⑧に示したとおり、平成26年度の普通建設事業費が、平成25年度までと比べて大幅に増加している状況を鑑みて、平成21年度から平成25年度までの普通建設事業費の平均額との比較をしてみます。

表3-③ 普通建設事業(事業費及び一般財源)の平均額(平成21年度～平成25年度)

平 均	事 業 費	一 般 財 源
土木費(道路・橋りょう)	297 百万円	101 百万円
土木費(その他)	583 百万円	238 百万円
農林水産業費	263 百万円	109 百万円
その他公共施設	1,243 百万円	318 百万円
合 計	2,386 百万円	767 百万円

平成21年度から平成25年度までの普通建設事業費の平均額は表3-③のとおりで、「その他公共施設」の平均額は12億4,300万円です。で、現在の公共施設の規模と量を維持した場合、今後は現在の約2.5倍の費用が必要なこととなり、逆に、現在の普通建設事業費を維持して公共施設の修繕・更新を行う場合は、保有する公共施設の約41%しか整備ができないこととなります。

ハコモノと呼ばれる公共施設のほかにも、本市は道路、橋りょう及び下水道等のインフラ資産を多く保有しています。これらについて、今後の更新費用を試算した結果は次のとおりです。

(ア) 道路・橋りょうの総面積による将来の更新費用の推計

道路及び橋りょうの更新費用について、一般財団法人地域総合整備財団の公共施設等更新費用試算ソフトを用いて試算した結果は、今後40年間の合計が約310億円、1年当たり平均額は7億8,000万円となりました。

※整備面積を更新年数で割った面積を1年間の更新量と仮定し、更新単価を乗じることにより更新費用を試算しています。道路の耐用年数は15年、更新単価は

4, 700円/㎡、橋りょうの耐用年数は60年、更新単価は448, 000円/㎡と設定しています。

表2-①で示したとおり、平成21年度から平成27年度までの7年間の道路・橋りょうに係る普通建設事業費の平均額は2億8, 600万円でしたので、今後の費用負担が大きくなることが伺えます。

(イ) 下水道の総延長による将来の更新費用の推計

下水道の更新費用について、一般財団法人地域総合整備財団の公共施設等更新費用試算ソフトを用いて試算した結果は、今後40年間の合計が約246億円、1年当たり平均額は6億2, 000万円となりました。

※総延長を更新年数で割ったものを1年間の更新量と仮定し、更新単価を乗じることにより更新費用を試算しています。耐用年数は50年、更新単価は、更生工法（地面を掘り起こさずに下水道の管路を更生する工法）を前提として、各種施行方法による直接工事費や管径別単価等から124, 000円/mと設定しています。

※道路・橋りょう及び下水道施設の更新費用の試算は、公共施設等の大規模修繕及び更新費用の概算を把握するために、一定の条件設定のもとで行ったものであり、実際の費用は様々な要因により変動します。

また、実際の施設整備に当たっては、国県等の補助金、交付金、市債等を活用するため、全額が市の負担となるわけではありません。

ウ 施設の重複

本市は、平成17年3月22日に旧小野田市と旧山陽町が合併してできた市です。

合併当時は、少子高齢化の進行、地方分権の推進、厳しい財政状況、日常生活圏の拡大といった時代背景があり、このような背景から生まれる高

度化・多様化する新しい行政需要に将来にわたって対応していくために、広域的見地から一体的な施策展開を図り、行政サービスを総合的に提供できる体制を整備し、あわせて強固な行政基盤を整備することが目的でした。

合併の効果として期待されたことは、効率的な行財政運営の実現がありました。これは、合併後の行財政改革の推進に伴い、職員数の削減や施設の統廃合等による効率化が図られ、中長期的な視点で効率的な行財政運営が可能になるというものでした。

本市でも合併後、定員適正化計画を策定し、適正な人員配置に努め、合併直後の平成17年度には1,092人いた職員数が、平成23年度には836人となり、6年間で256人の人員削減が実現しました（平成24年度以降は消防組織の広域化による職員数減少がありますので、平成23年度までの実績で比較しています。）。それに伴って人件費の抑制も実現し、合併後の行財政改革は一定の成果をあげることができました。

一方で、施設の重複解消という面からの公共施設の統廃合を含めた再編に目を向けてみると、山陽中央総合病院の廃止という施設再編の事例や、青年の家研修棟の休止（宿泊機能の休止）という施設運営の効率化の事例もありますが、文化会館（不二輸送機ホール）の大ホールと市民館の文化ホール、小野田勤労青少年ホームと山陽勤労青少年ホーム等に見られるように、合併後10年が経過した今でも同一機能の施設の重複が見られます。これらの施設はもともと、合併前の市町がそれぞれ整備した施設であり、合併して一つの市となった今では、機能の重複が解消されてないと言わざるを得ず、公共施設再編の取組は、これまで十分に進んできたとは言いきれないところです。

エ 生活環境や住民ニーズの変化

人口増加という背景を受けて公共施設を整備してきた時代は終わり、昭和60年をピークにして人口減少が始まりました。それと同時に少子高齢化も進行してきており、今後は人口減少・少子高齢化を見据えた公共施設のあり方を検討していく必要があります。

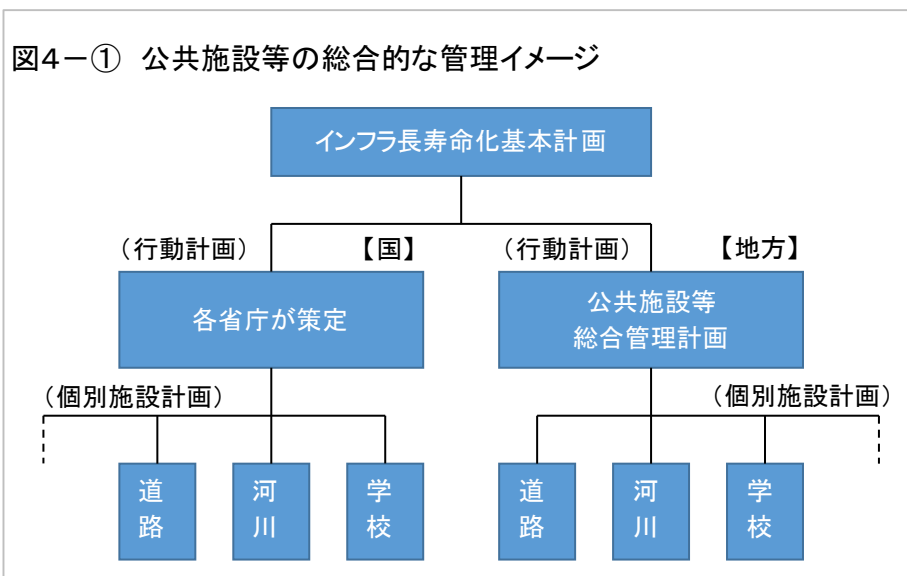
高齢化社会の進展に伴い、福祉施設や社会教育施設等の高齢者が多く利用する施設については、今後ますますの需要増加が見込まれる一方、減少する児童生徒数や教育環境の変化に応じて学校施設は余剰スペースが発生することが想定されます。

このように、人口動向や社会構造の変化に伴い、公共施設に求められるサービスの質・内容も変化します。さらに言えば、人口減少や少子高齢化の進行は地区別でも異なることから、各地区の状況も踏まえつつ最適な公共施設のあり方を検討・実現していくことが必要です。

第4章 国の動向

公共施設の大量更新に伴う費用負担は全国的な課題であり、今後、人口減少等により公共施設の利用需要が変化していくことが予想されることを踏まえ、国は平成25年11月29日に「インフラ長寿命化基本計画」を策定しました。この中で、地方自治体の役割として、自らが管理・所有するインフラについて適切に管理するとともに、各インフラの管理者に対して、必要に応じて行動計画及び個別施設計画の策定を要請することが求められました。

続いて、平成26年4月22日には、各地方公共団体に対して「公共施設等総合管理計画」^(※)の策定への取組が要請され、さらにこの下部計画となる「個別施設計画」^(※)についても、平成32年度頃までの策定が求められました。



※公共施設等総合管理計画：地方公共団体が所有するすべての公共施設等を対象に、地域の実情に応じて総合的かつ計画的に管理する計画で、平成28年度中の策定が要請されています。「公共施設等総合管理計画」＝「インフラ長寿命化計画（行動計画）」です。

※個別施設計画：分野ごと、個別施設ごとに点検や修繕等について定める優先順位の考え方、個別施設の状態、対策内容と時期及び対策費用等について定める施設ごとの長寿命化計画となるものです。

公共施設等総合管理計画を策定することにより、これまで認められていなかった公共施設等の除却に係る費用について地方債の発行ができることとなるため、既に使用されていないにもかかわらず、費用的な問題で除却ができなかった施設についても、総合的な管理の一環で除却を進めることができるようになります。

※財政上の措置

- ・計画策定経費に対する特別交付税措置（措置率 50%）（平成 26 年度から平成 28 年度まで）
- ・公共施設の除却に対する地方債の充当（充当率 75%）
- ・公共施設の集約化及び複合化を行う場合の「公共施設最適化事業債」の充当（充当率 90%、交付税算入 50%）
- ・施設転用を行う場合の「地域活性化事業債（転用事業）」の充当（充当率 90%、交付税算入 30%）

第5章 基本方針

1960年代の経済成長やその後の人口増加を背景として、これまでに多くの公共施設が整備されてきました。本市はこの間、市民ニーズに対応し、市民生活の利便性を向上させるため、小中学校の教育施設のほか、公営住宅、公民館、福祉会館など様々な公共施設を充実させてきました。その結果、本市は、人口一人当たり4.75㎡（畳3枚分）の公共施設を保有するに至りました。

そして今、建設から30年、40年と経過して老朽化した施設が多くなり、これらの施設が安全に使える限界を迎えつつあります。

公共施設の老朽化に対しては、いくつかの対応方法が考えられます。

1つ目は、公共施設の建替えを本市の最重要課題と位置付けて、老朽化した施設をすべて建て替える方法です。しかし、第3章（3）で見たように、現在保有している公共施設をすべて建て替えるには、多額の費用が必要です。事務庁舎のように、行政運営を進めていく上で不可欠な施設や、設置することが法律で定められている施設はあるにせよ、多岐にわたる行政サービスの中で、公共施設の整備を他のどの施策よりも優先して続けていくことは困難です。

2つ目は、行政が行うべき施策をすべて行った上で、老朽化した施設をすべて建て替える方法です。しかし、そのような財政的余裕がないことはこれまで見てきたとおりです。現在、そして将来の財政見通しを考えた上で、老朽化したすべての公共施設の建替えを行うのであれば、その財源は地方債^(※)に頼らざるを得ません。その結果、地方債は私たちだけでなく、私たちの子や孫たちにとっても大きな負担となってしまいます。

※地方債：地方公共団体が資金調達のために負担する債務であって、その返済が一般会計年度を越えて行われるもの。

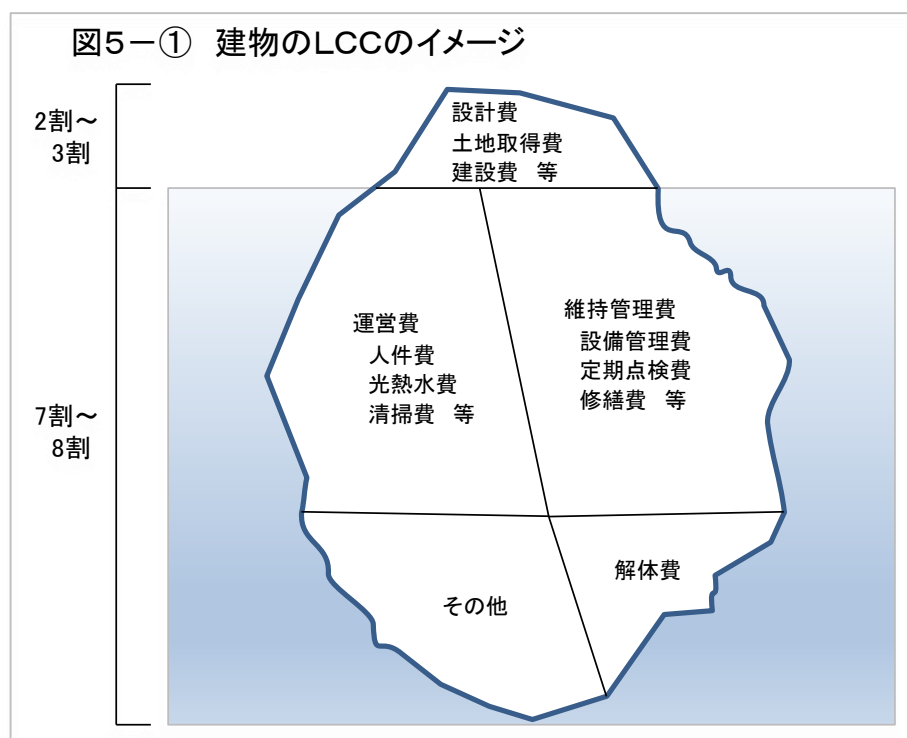
3つ目は、財源の調整ができる範囲で、可能な限り公共施設の建替えを進める方法です。この場合は、行政運営を行っていく上で必要性の高い施設や、優先性の高い施設から順番に建替えをしていくこととなります。第3章（3）で見たように、現在の普通建設事業費の規模を保った場合、既

存施設のうち更新ができるのは6割程度ですので、6割の新しい施設と4割の老朽化した施設が隣接するといったような状況も起こるかもしれません。そして、必要な修繕や建て替えができない施設は、安全で快適な使用ができなくなり、老朽化の果てに危険建物となってしまう恐れもあります。実際に、中央自動車道のトンネル天井板崩落事故や屋内プールの天井崩落事故で犠牲者が出たことは記憶に新しいところです。

建築物のLCC^(※)については、イニシャルコスト（初期建設費用）よりも、その後のランニングコスト（維持管理費用）の方が多くかかることがよく指摘されます。

※LCC：ライフサイクルコスト。施設の設計費や建設費用だけでなく、維持管理、修繕、改修、解体処分に至るまでに必要な経費をトータルで考えたもの。

冰山は、目に見えるのはほんの一部であり、目に見えない水面下の部分の方が圧倒的に大きいのですが、建築物の生涯コストもこれと同じだと言われています。図5－①は、これをイメージ図にしたものです。



つまり、公共施設を保有するということは、建設費用よりも数倍多額の維持管理経費が、長期間にわたって必要になることになります。

これまで公共施設を整備してきた経済成長及び人口増加という時代は終わり、今後は人口減少、少子高齢化の進行、好転が望めない財政という状況の中での行政運営を強いられます。このような中で、今ある公共施設を保有し続けると、人口が減少した将来において、そのときに暮らす人たちに、公共施設に係る維持・管理・更新費用が重い負担としてのしかかることとなります。その負担を背負うのは今の世代ではなく、私たちの子どもたち、孫たちであることを忘れてはなりません。今の時代を生きる私たちの責務として、次の世代に安全な公共施設と健全な財政を残すためには、本市が保有する公共施設を一元的に管理し、中長期的なビジョンを持った上で公共施設再編に取り組んでいく必要があります。

これまで、将来的な人口減少が避けられないこと、今後も厳しい財政状況が続くこと、本市の公共施設保有量が比較的多いこと、既存の施設を保有し続けると、施設の修繕・更新に係る費用が賄えないことを見てきました。このような状況の中で必要な行政サービスを適切に提供していくためには、公共施設の維持・管理・更新に係る費用負担を必要最小限にしなければならず、そのための施策として、

- ・総量抑制
- ・長寿命化
- ・民間活力の活用
- ・近隣市町との連携

に取り組み、さらに、これらの施策を実現するために、

- ・施設情報の一元管理
- ・複合化、共用化
- ・集約化、統廃合
- ・利用者負担の見直し
- ・基金の造成、活用

といった具体的な取組を進め、これにより健全な財政運営と利用者の安全確保を図ります。

公共施設再編の検討を行うに当たっては、施設種別の垣根を越えた全庁

的な視点からの検討が必要です。保有する公共施設を資源として捉えて、「経営」という考え方に基づいて、本市にとって最適な公共施設のあり方を検討していきます。

公共施設及び社会インフラが本格的に建設され始めたのは50年ほど前のことであり、インフラと公共施設の更新という課題は、私たちにとって初めての経験です。決してたやすい道ではないと思いますが、だからといって、今、この大きな課題に真剣に向き合わず、その対応を先送りすることはできません。より良い資産をより良い形で引き継ぎ、将来を担う次の世代の人たちに負担を先送りしないためにも、今この大きな問題に真剣に取り組み、解決していきたいと思います。

限りある財源の中で、地方自治法第2条第14項に定められた「住民の福祉の増進に努めるとともに、最小の経費で最大の効果を挙げる」ため、今後とも多用な市民ニーズに的確に継続的に応えつつ、本市にとって最適な公共施設のあり方を実現させるための公共施設の再編に取り組みます。

第6章 取組のスケジュール

公共施設再編に係るこれまでの取組としては、平成25年度から全庁的に統一した施設台帳の様式を定め、施設情報の一元管理を行っています。

次に、これを基として、本市の公共施設の実態を把握し、本計画の基礎資料とするため、平成26年度末に「山陽小野田市公共施設白書」を作成しました。

また、白書の作成と並行して、平成26年度以降、公共施設の今後の方向性について、それぞれの施設所管部署と協議を行ってきました。各施設の今後の方向性を検討するに当たっては、図6-①に示すフローチャートに基づいて行いました。

公共施設の方向性を決定するための協議は、十分な時間をかけて慎重に進めていく必要がありますので、本計画を基本的な考え方として、今後も各施設所管部署との協議を継続していきます。

なお、平成29年度末までに、統一的な基準による地方公会計^(※)の導入が予定されており、その前提となる固定資産台帳^(※)の整備について、平成28年度末までを目途として取り組んでいます。固定資産台帳の整備により、公共施設等の維持管理、修繕及び更新等に係る中長期的な経費の算出が可能となることも期待されますので、将来的には、固定資産台帳を公共施設の管理に関する基礎情報として活用します。

※統一的な基準による地方公会計：地方公共団体の財務書類等の作成に統一的な基準を設定することで、①発生の都度又は期末一括での複式仕訳による発生主義・複式簿記の導入、②固定資産台帳の整備を前提とすることによる公共施設等の適切な管理及び有効活用、③統一的な基準による財務書類等の作成による団体間での比較可能性の確保の促進が図られています。

※固定資産台帳：市が保有する固定資産を、その取得から除却・売却に至るまで、その経緯を個々の資産ごとに管理するための帳簿です。所有するすべての固定資産（道路、公園、学校及び公民館等）について、取得価格、耐用年数等のデータを網羅的に記載したものであり、財務書類作成の基礎となる補助簿の役割を果たすとともに、市が保有する財産（固定資産）の適切な管理及び有効活用に役立ちます。

図6-① 施設点検のフローチャート

【施設の必要性についての点検】

① 公共性の視点からのチェック

設置当初に期待された役割を、現在でも果たしているか？

No → 廃止・転用を検討

次の（１）～（３）のいずれかに該当するか？

（１）法定施設

法律で設置が義務付けられている施設

（２）必需性の大きい施設（次のいずれかに該当するか？）

・市民の生命、財産、権利を守り、あるいは市民の不安を解消するために必要な規制、監視指導、情報提供、相談などを行う施設

・個人のみでは解決することができない社会的・経済的弱者を対象に、生活の安定を支援し、あるいは生活の安全網（セーフティネット）となる施設

・市民が社会生活を営む上で必要な生活環境水準確保のための施設

（３）公益性の大きい施設（次のいずれかに該当するか？）

・市民福祉の増進を目的とし、対象者を特定せず、すべての市民が利用できる施設

・市の個性、特色、魅力を継承、発展、創造し、市内外に情報発信する施設

・特定の市民、団体へのサービスの提供を通じて、第三者にも受益が及び施設

Y
e
s

② 有効性の視点からのチェック

施設は有効に機能しているか？

No → 統廃合・規模縮小を検討

次の（１）・（２）のいずれにも該当するか？

（１）利用度の大きい施設（次のいずれかに該当するか？）

・会議室やホール等を貸し出す施設において、稼働率が高い施設

・個人で来館し利用できるプールや講座、相談事業等において、利用者数に大きな減少が見られない施設

・学校や入所施設などの定員を持つ施設において、充足率の高い施設

・今後、利用の増加が見込まれる施設

（２）互換性の小さい施設（次のすべてに該当するか？）

・他に同種の公の施設が存在しない施設

・官民を問わず、他にサービスが類似する施設が存在しない施設

・当該施設によるサービスの他に、代替となる手法が存在しない施設

Y
e
s

廃止施設
以外は

【管理形態のあり方についての点検】

③ 代替性の視点からのチェック

行政でしか提供できないサービスか？

No

次の（１）～（４）のどれに該当するか？

（１）	市が直接管理運営することにより、効果的・効率的に運営することができる施設	直営
（２）	当該施設の管理運営に係る一部の業務を、民間に任せることで支出の抑制又は効率的な運営が期待できる施設で、参入する事業者が期待できる施設	一部業務委託の導入を検討
（３）	当該施設の管理運営に係るすべての業務を一括して民間に任せることで、住民サービスや集客力の向上又は支出の抑制が期待できる施設で、参入する事業者が期待できる施設	指定管理者制度の導入を検討
（４）	料金、サービスともに当該施設と類似の民間施設がある場合において、民間に任せることで、施設の設置目的やサービスの質を損なうことなく支出の抑制が期待でき、参入する事業者が期待できる施設	民営化の導入を検討

Y
e
s

（４）の
民営化施設
以外は

施設運営の改善について検討

本市における合併後の公共施設再編の取組例は以下のとおりです（老朽化による建替えや進行中のものを含みます。）。

- ・ 山陽消防署の建替え
- ・ 環境衛生センターの建替え
- ・ 斎場の再編整備（小野田斎場と山陽斎場を統合）
- ・ （旧）商業起業家支援センターの廃止
- ・ 厚狭地区複合施設の整備（山陽総合事務所、厚狭公民館及び厚狭図書館を複合化）
- ・ 埴生地区公共施設の整備（埴生支所、埴生公民館及び埴生児童クラブ室を複合化、埴生小・中連携校（施設一体型）の整備）
- ・ 厚陽小・中連携校（施設一体型）の整備
- ・ 病院の再編整備（山陽小野田市民病院の建替え、山陽市民病院の廃止）

次に、本計画の対象期間についてですが、公共施設の寿命は数十年に及ぶため、公共施設のあり方の検討に当たっては中長期的な視点を持つことが不可欠です。総務省からも、公共施設等総合管理計画の計画期間は「10年以上とすることが望ましい」とされています。

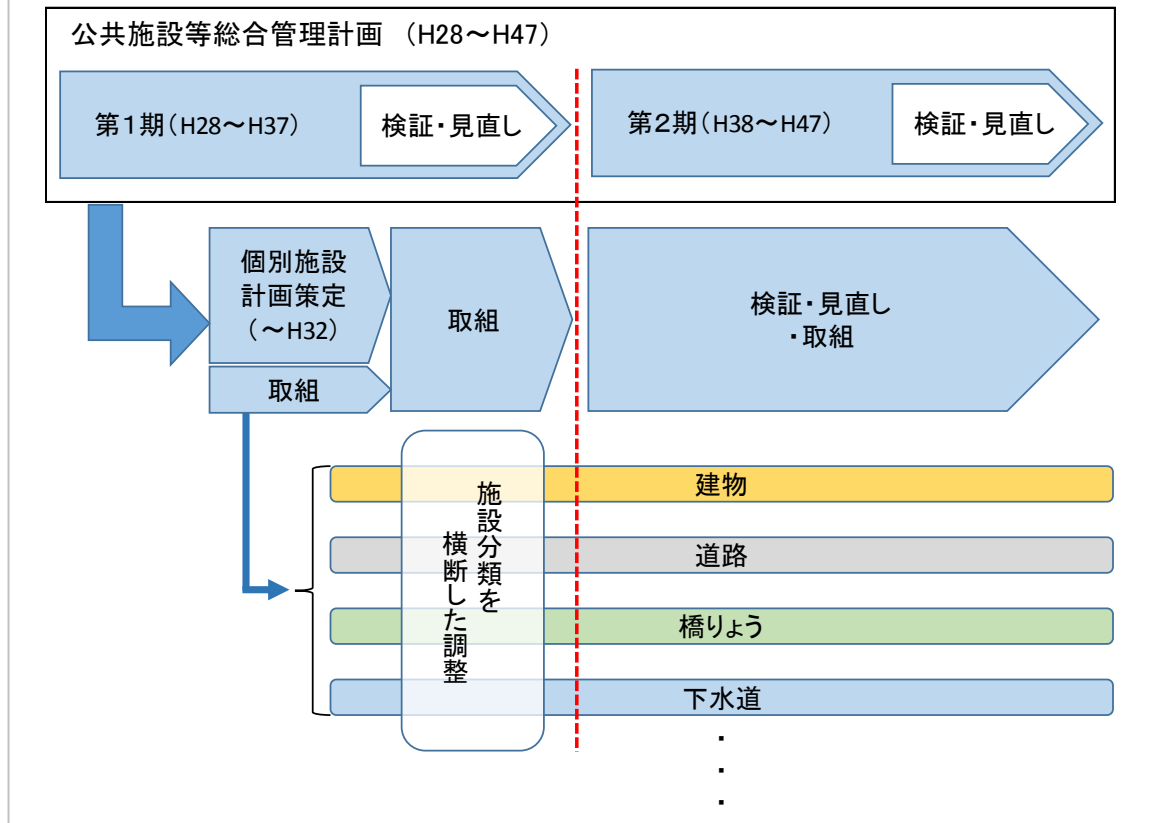
そこで、本計画の期間は、現在築20年～30年を経過した施設が、今後本格的な建替えの検討が必要となる将来を見据えて、平成47年度までの20年間とします。

長期間の計画となることから、社会情勢や環境の変化等に適切に対応できるようにするため、おおむね10年を目安として、取組の方向性の再確認と検討を行います。

また、施設分類ごと、個別施設ごとの長寿命化計画となる「個別施設計画」の策定に取り組めます。なお、既に長寿命化計画を策定済みの施設もありますが、今後の社会情勢の変化や情報の蓄積を踏まえて、適切に見直します。

図6-②は、本計画に基づく今後の取組についてイメージにしたものです。

図6-② 公共施設再編の計画期間のイメージ



第7章 取組体制

公共施設（行政財産）の維持管理や利活用は、それぞれの施設所管部署が行うことが基本です。

しかし、多様化・複雑化が予想される行政サービスに、適切に継続的に対応していくためには、施設の優先性や効率性等を十分に勘案しながら、公共施設サービスの提供に係る費用を必要最小限にする必要があり、そのためには、「経営」という視点からの施設運営も必要です。

その際、職員一人ひとりが、財政状況や公共施設の状況を認識の上、経営的視点を持って、施設整備、施設再編及びコスト削減に努めていくことが重要です。

本市では、公共施設の再編や公共施設の管理運営形態に関することを所掌事務とする全庁体制の「行政改革推進プロジェクトチーム」を組織していますので、将来も見据えて、本市にとってもっともふさわしい公共施設のあり方や公共施設の効率的な運営を実現させるため、市役所内の部・課の垣根を超えて一体となった取組を進めていきます。

また、公共施設の再編は市民に密接に関わることであるため、積極的に情報を公開し、広く市民の声を聞くよう努めます。これにより、市民の皆様の御理解と御協力をいただきながら、本市全体で公共施設再編の取組を進めていきます。

第8章 具体的な方針

(1) 施設情報の一元管理

本市が保有する公共施設（行政財産）の維持管理や利活用は、それぞれの施設所管部署が行うことが基本であり、施設台帳も施設の所管部署が管理してきました。したがって、施設の利用状況や建物の性能・修繕・維持管理コスト等の情報について、統一的に把握し、全体を見渡すことができませんでした。このため、部局等を超えて全庁的な視点で見た場合、効率的な施設の管理運営や利活用が十分に行われていないケースもありました。

人口減少と高齢化社会の進行により、厳しい財政状況が予想される今後においては、本市が保有する公共施設について、「経営」の視点を持って有効活用していくことが必要です。そのため、本市では、各施設の基本情報、稼働率、修繕履歴及びその他の必要な情報について、統一様式による施設台帳の整備に取り組みました。今後もこの情報を更新し、内容の充実に努めることにより、施設を単体で考えるのではなく、全庁的・戦略的な視点から、市有施設の全体像の把握、施設情報の一元管理に努めます。

総務省からも、すべての地方公共団体において、平成29年度までに統一的な基準による財務書類等（貸借対照表、行政コスト計算書、純資産変動計算書及び資金収支計算書等）を作成することが要請されているところですが、この統一的な基準による財務書類は、固定資産台帳の整備と複式簿記の導入が前提とされています。これに基づき本市でも固定資産台帳の整備を進めており、公共施設の総量や老朽化の度合い、更新費用の把握が容易になるなど、更なる施設情報の一元管理が可能となります。複式簿記の導入と合わせて、本計画の見直しに有用となるほか、コスト分析による個別施設の再編の検討や、受益者負担割合による施設使用料見直し等に活用できます。

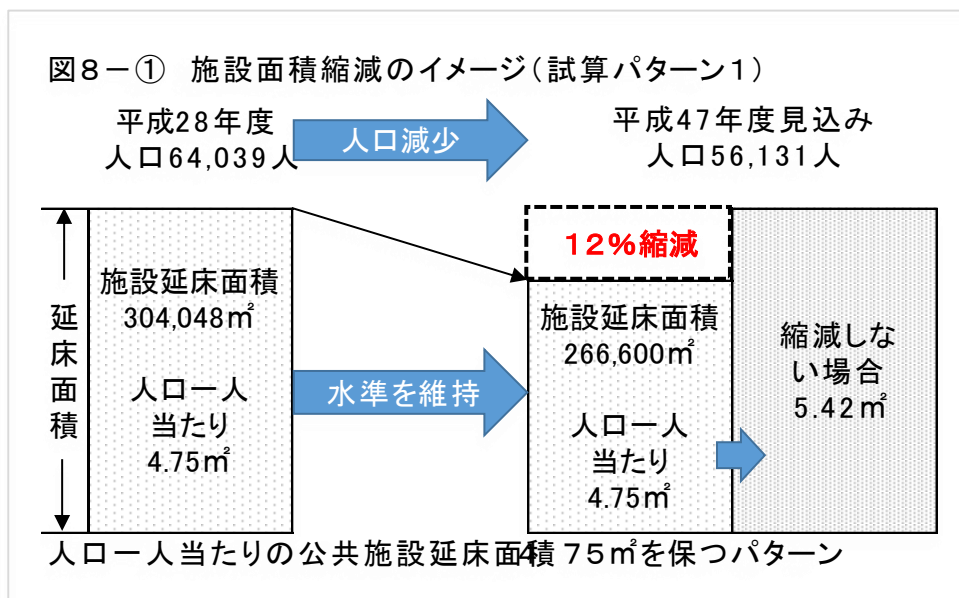
(2) 総量抑制

第3章（3）及び第5章で見たとおり、現在の公共施設保有量を保ったまま更新していく場合の経済的負担は、過去6年間の平均と比べて大変大きくなるため、公共施設に係る費用負担を少しでも少なくするために、総量抑制に取り組む必要があります。

公共施設の総量抑制を実現するためには、原則として施設の新規整備をできるだけ控え、新たな公共施設サービスの需要が生じた場合には、未利用施設や既存施設の有効活用を優先して検討する必要があります。しかしながら、どうしても施設を更新する必要がある場合は、周辺施設との複合化、保有形態の見直し（民間施設への入居・賃借等）、施設のコンパクト化等、施設規模の縮減策を十分に勘案し、本市の公共施設保有量が現在よりも多くならないような方策を検討します。

公共施設の保有量の削減について、具体的に試算してみます。

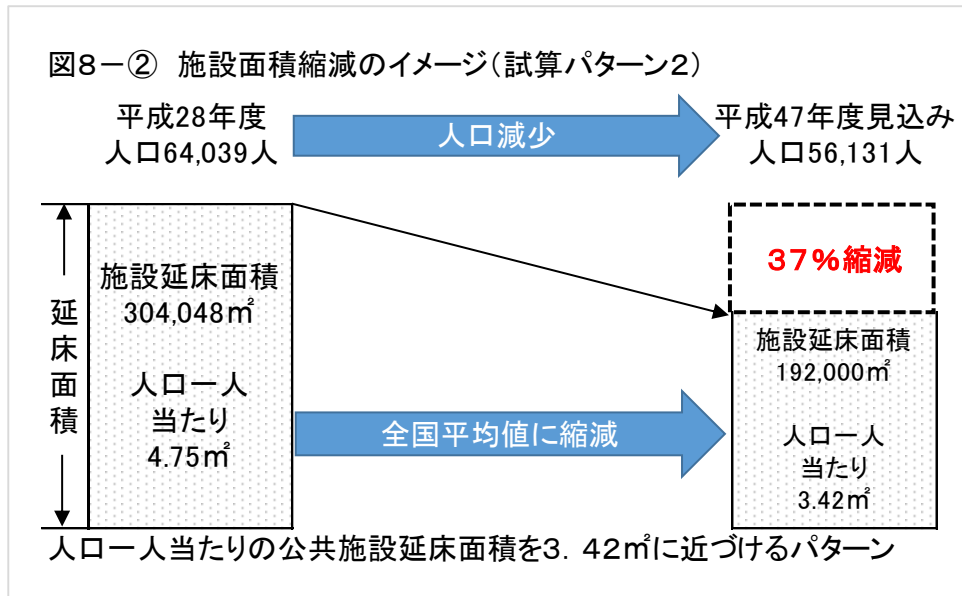
将来の人口減少を踏まえて、現在の人口一人当たりの施設延床面積（4.75㎡）を維持しようとするれば、試算上は、図8－①のとおり現在の公共施設の延床面積を約12%縮減することが必要です。



※公共施設延床面積には特別会計施設を含み一部事務組合施設を含みません。

次に、将来的に本市の人口一人当たり公共施設延床面積を、仮に東洋大

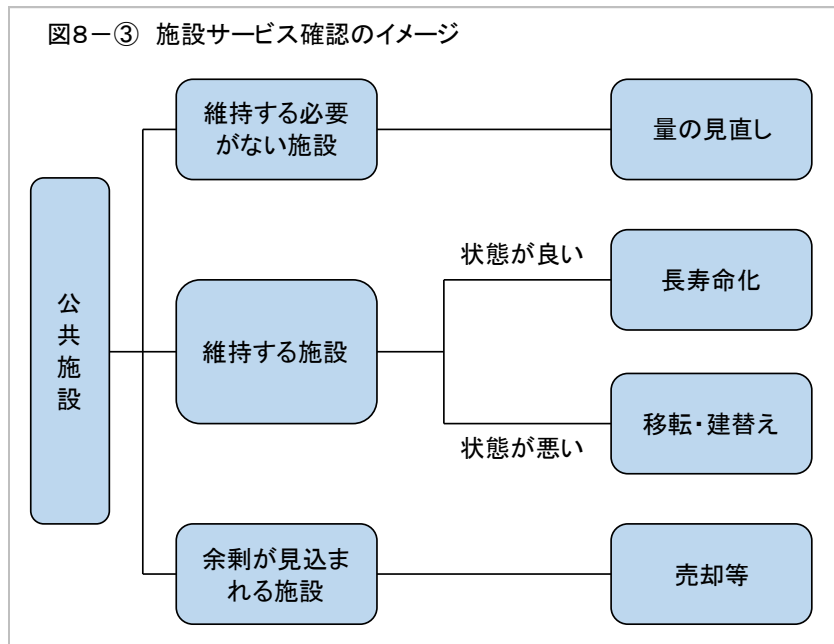
学PPP研究センターの調査結果の全国平均値である 3.42m^2 に近づけようとする、試算上は、図8-②のとおり現在の公共施設の延床面積を約37%縮減する必要があります。



※公共施設延床面積には特別会計施設を含み一部事務組合施設を含みません。

本市が保有する公共施設を大幅に削減すれば、サービス水準の低下により市民生活に影響を及ぼすことも懸念されるところですが、公共施設に係る維持・管理・更新費用を必要最小限にするためには、考えられる様々な手法を組み合わせる取り組みが必要であり、その手法の一つとして、総量抑制は避けることのできない方向性です。

施設の総量抑制のためには、まずそれぞれの施設のサービスについて、真に必要なサービスかどうか、施設を提供しなくてもサービスの提供ができるのではないか、より施設の有効活用を図る方法はないか等、個々の施設について現状分析を行い、維持すべき施設と維持する必要のない施設とに分類し、図8-③に示すイメージで、個別の施設ごとに最適なあり方を検討します。



総量抑制の取組により、身近にあった公共施設が多少遠方になることもあるかもしれませんが、市民の皆様になんら少しずつ御協力をいただきながら、必要な行政サービスを適切かつ持続的に提供していくことができるよう、公共施設の適正配置と総量抑制に取り組んでいきます。

(3) 複合化・共用化

「複合化」とは、異なる機能の施設を一つの建物又は同一敷地内にまとめることを言います。

単独機能の公共施設は、設置目的や責任の所在が明確であるという利点がありますが、目的の異なる施設を複合施設として整備することにより、玄関、ロビー、廊下、階段及びトイレ等の共用スペースの相互利用が可能となり、全体として公共施設の面積を減らすことができます。

また、一つの施設が複数の機能を持つことによって、必要な機能を確保したままで、異なる世代間の交流が生まれ、それにより新しい付加価値を生み出すことも期待できます。

本市では既に、老朽化した山陽総合事務所、厚狭公民館、厚狭図書館を再編するための協議を重ね、これに既存の保健センターを含めて4つの機能を併せ持つ厚狭地区複合施設を整備しました。これにより、これまでの

1つの機能ごとに1つの建物を整備していたときと比べて、共用スペースの相互利用による面積節減が実現しています。地域施設の複合化は、今後公共施設再編を進める上で有効な手法と考えられます。

「共用化」は、施設分類及び利用者が異なるが、同様のサービスを提供する施設について、建物やスペースを共用することです。共用化は、比較的近距離に位置する施設について実現可能と思われ、施設数及び施設面積の削減が可能となる一方で、必要な機能は確保できるため、公共施設再編を進める上で有効な手法です。

図8-④ 複合化のイメージ

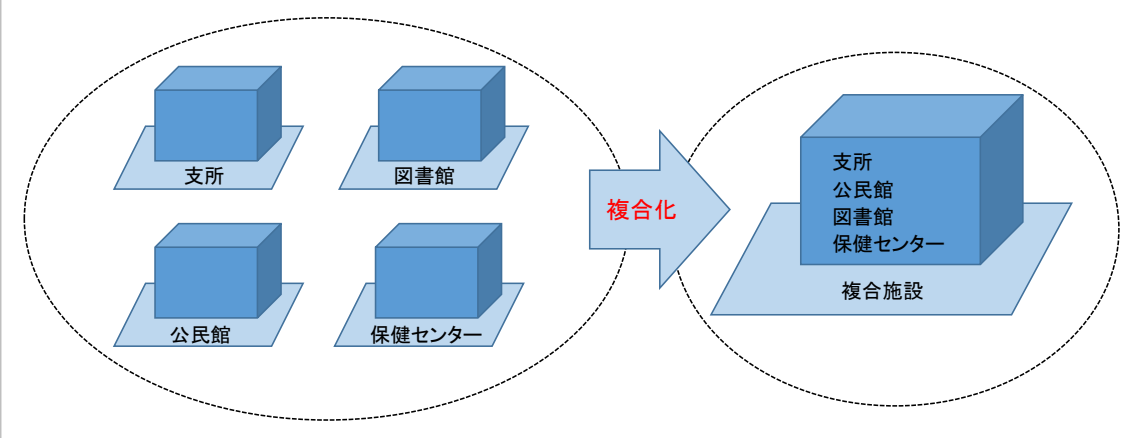
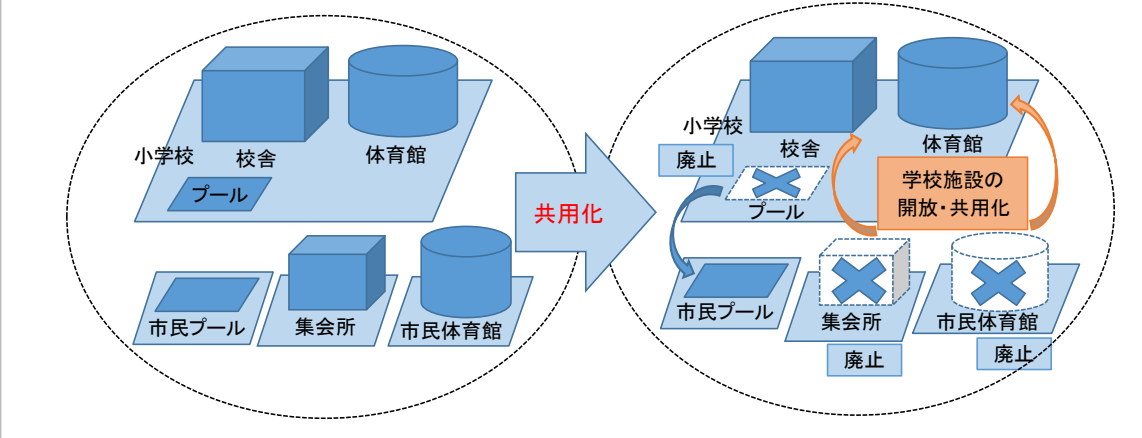


図8-⑤ 共用化のイメージ
同じ機能で利用者が異なる施設



※施設は例を示したものです。具体的な検討を予定しているわけではありません。

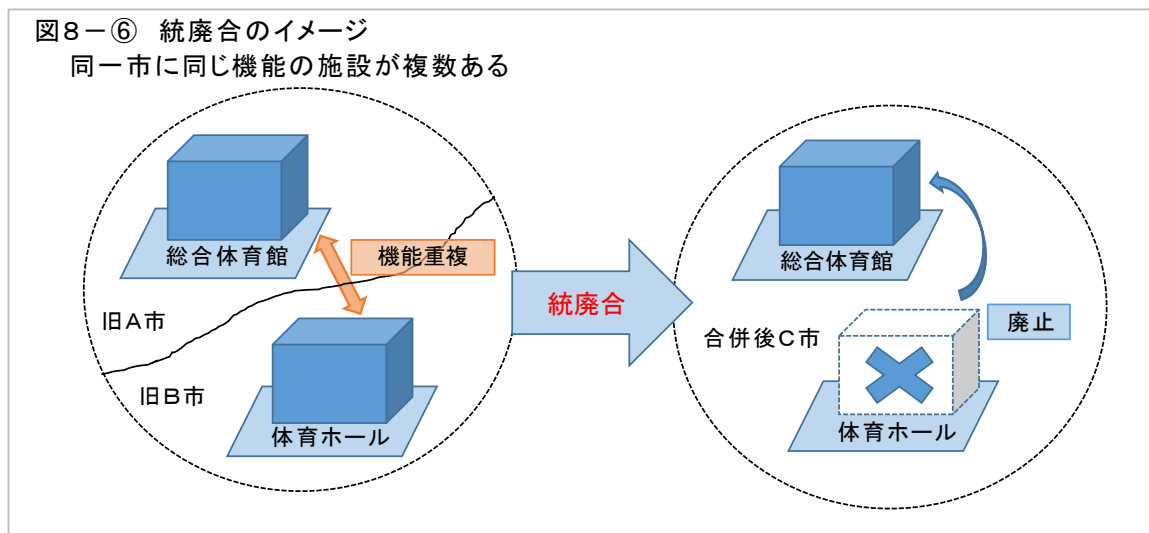
複合化や共用化により不要となった建物や土地については、積極的に売却し、又は貸し付けることにより、財源確保に努めます。

(4) 集約化・統廃合

「集約化」は、類似する機能を持つ施設を1つにまとめること、「統廃合」は、施設をまとめることにより施設を廃止することを言います。

自家用乗用車の普及と交通網の整備により、各施設へのアクセスが向上し、同時に市町の合併によって機能が重複する施設も見られます。

既に見たように、将来にわたって現在の施設規模を維持することは難しいため、今後公共施設の大規模修繕や更新を行う際には、類似施設の集約化をすることで、必要な行政サービスを維持しつつ、効率的な行財政運営の実現に努めます。



※施設は例を示したものです。具体的な検討を予定しているわけではありません。

(5) 長寿命化

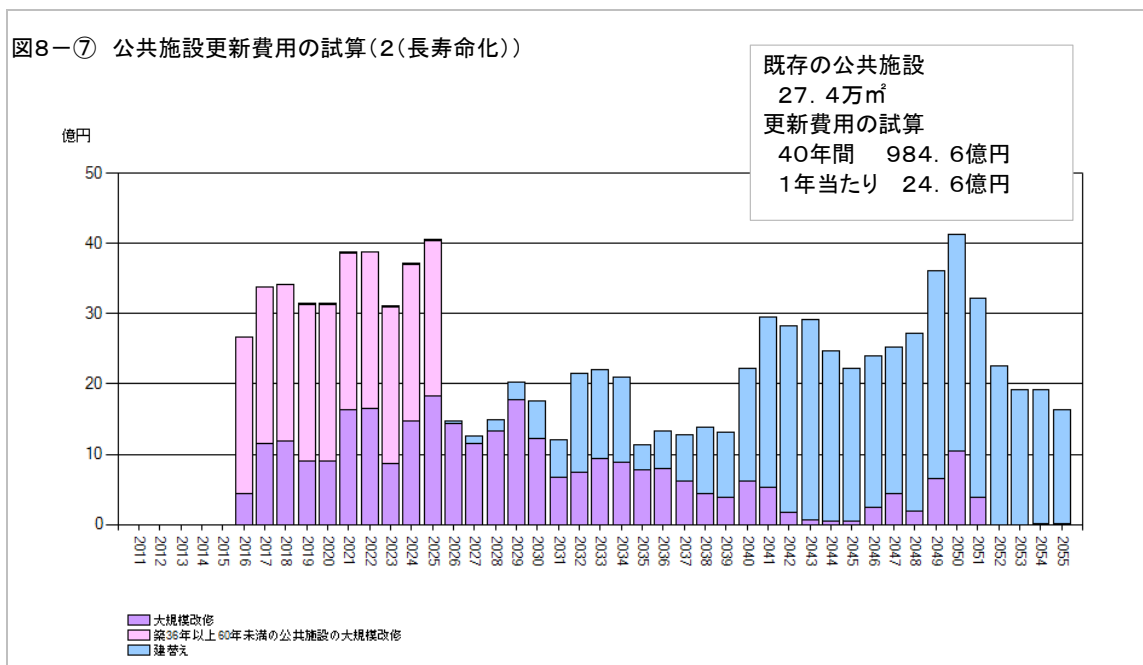
施設の建替えによるコストを抑制するためには、既存の施設を可能な限り長く使用して建替えの間隔を延ばすことが有効です。

これまでは、主に「事後保全型」の維持管理を行ってきましたが、今後は定期的な点検や劣化調査に基づいて計画的な保全を行い、施設を安全な状態で長く使うための「予防保全型」の維持管理に切り替えることも検討していく必要があります。

予防的な保全を実施し、健全な状態を維持したままで施設の耐用年数を

延ばし、建物の更新間隔を長くすることにより、トータルコストの削減を図ることができます。また、将来発生が見込まれる費用を可視化することにより、必要な予算の事前確保と財政負担の平準化も期待できます。あわせて、施設による水準のばらつきをなくし、不具合箇所が発生する前に予防保全を行うことにより、市民の安全な施設利用も確保できます。

第3章（3）では、現在保有する公共施設をそのまま維持した場合に必要な施設更新費用を試算しましたが、長寿命化に取り組んで、大規模修繕までの期間と施設の耐用年数を延ばしたと仮定して施設更新費用を試算してみました。その結果は図8－⑦のとおりです。

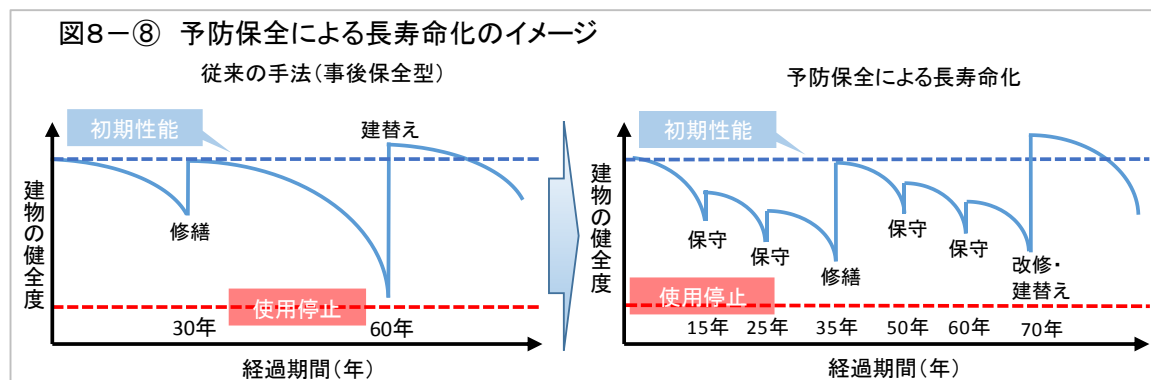


試算の結果、長寿命化に努めることによる費用軽減額は、表8－①のとおり、年平均が約6億円、40年間の合計は241億円という試算結果となりました。

表8－① 長寿命化の費用効果

	試算(1)	試算(2) (長寿命化)	費用効果
大規模修繕	築後30年	築後35年	
建替え	築後60年	築後70年	
1年当たり更新費用	30.6億円	24.6億円	6億円
40年間の更新費用	1,225.3億円	984.6億円	241億円

※更新費用の試算は、図3－⑥でも用いた一般財団法人地域総合整備財団作成による公共施設等更新費用試算ソフトにより、建築後の大規模修繕及び建替えまでの期間を変えて行いました。



(6) 健全な財政運営と自主財源の確保

公共施設の再編に取り組むのは、多様化・高度化・複雑化する住民サービスに、将来的に安定して対応するために、公共施設の管理運営に係る経費を必要最小限にするためです。

現在利用されていない土地や建物はもちろん、今後、施設の複合化や統廃合等に伴い不要となる土地・建物については、積極的な貸付けや売却を行い、自主財源の確保に努めるとともに、不要な維持管理経費の削減に努めます。

さらに、市有財産への広告掲載を推進し、現在「不二輸送機ホール（文化会館）」で実施しているネーミングライツ^(※)の導入施設拡大についても検討します。

※ネーミングライツ：施設等に企業の社名やブランド名を名称として付与する権利。
命名権。

保有を継続する施設については、その設置目的に沿って、できるだけ多くの市民に利用していただくことが必要です。そのため、各施設における稼働率の状況や提供サービスの対象範囲等の把握・整理に努め、利用者が少ない施設、稼働率が低い施設については、より多くの市民に利用してもらえるよう、利用者の視点に立った施設運営を行う等、施設の利用促進のための取組が必要です。

(7) 民間活力の活用

多様化・複雑化する公共サービスの需要に、公共の力だけで対応していくには限界があります。民間でできることはできるだけ民間に委ねることを基本に、サービス向上やコスト削減の観点から、PPP^(※)、PFI^(※)、指定管理者制度の導入、外部委託及び民営化等による民間ノウハウの活用が重要です。

※PPP：public private partnership。行政と民間とが協力して公共サービスを効率的に運営する手法のことで、官民パートナーシップ、官民連携とも呼ばれます。

※PFI：Private Finance Initiative。公共施設等の建設、維持管理、運営等を、民間の資金、経営能力及び技術的能力を活用して行う手法です。PFIは、PPPの代表的な手法の一つです。

公共施設の維持管理の面でも、民間活力を生かすことにより、サービス向上や経費節減等が期待できます。業務委託や指定管理者制度の活用については、今後も一層取組を推進し、施設の維持管理について、市が直接行わなければならないかどうか、民間活力の導入により住民サービスの向上や経費の節減が期待できないかどうか等を検討して、それぞれの施設にとって最適な管理運営形態を検討します。

また、これまで取り組んできた指定管理者制度の導入や事務の外部委託等は、サービス水準の維持・向上を前提としたものですが、これに加えて、今後は、利用が少ない時間帯がある施設の開館時間短縮等による、サービス水準・運営経費の適正化についても検討していく必要があります。

図8－⑨ 公共施設の維持管理経費節減の手法

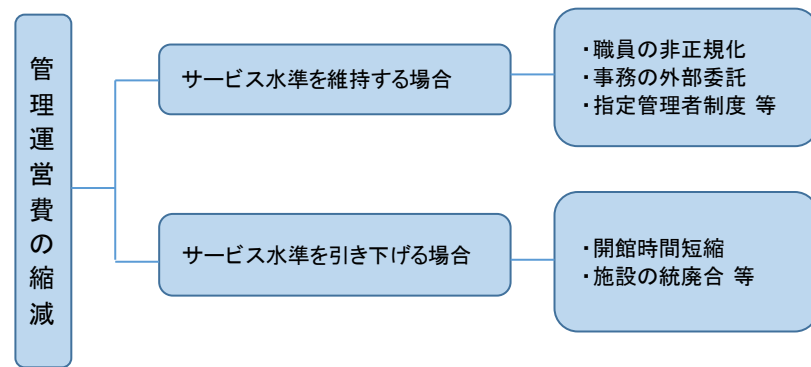


図8－⑩ 民間施設の活用による施設廃止
周辺に同じ機能の民間施設がある

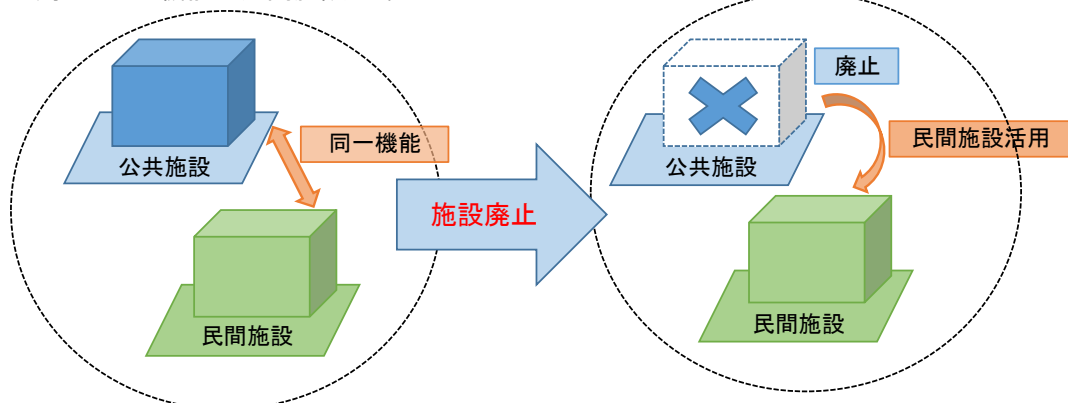
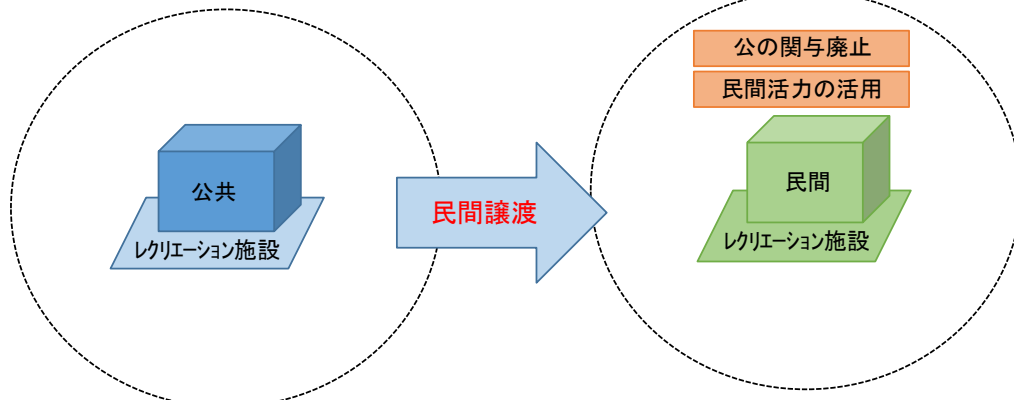


図8－⑪ 民間譲渡による公共施設廃止



(8) 利用者負担の見直し

公共施設の維持・管理・運営に係る費用について、そのすべてを施設利用者の使用料で賄うことができれば良いのですが、実際にはほとんどの公共施設は、収入と支出を比較した場合支出超過となっており、必要な経費に税金が充てられています。

公共施設にはそれぞれ設置目的があり、本市としてはその設置目的に沿って、少しでも多くの方に施設を利用していただけるよう、施設のPRや魅力的な事業実施等を行っています。

現状では、公共施設の運営経費について、使用料でカバーされている割合が低く、多額の税金が充てられている施設が多いことから、施設を利用する人と利用しない人との公平性の観点から、受益者負担の考え方を再度見直し、適正な使用料の設定や減免基準の見直しについて、今後も継続的に検討していく必要があります。

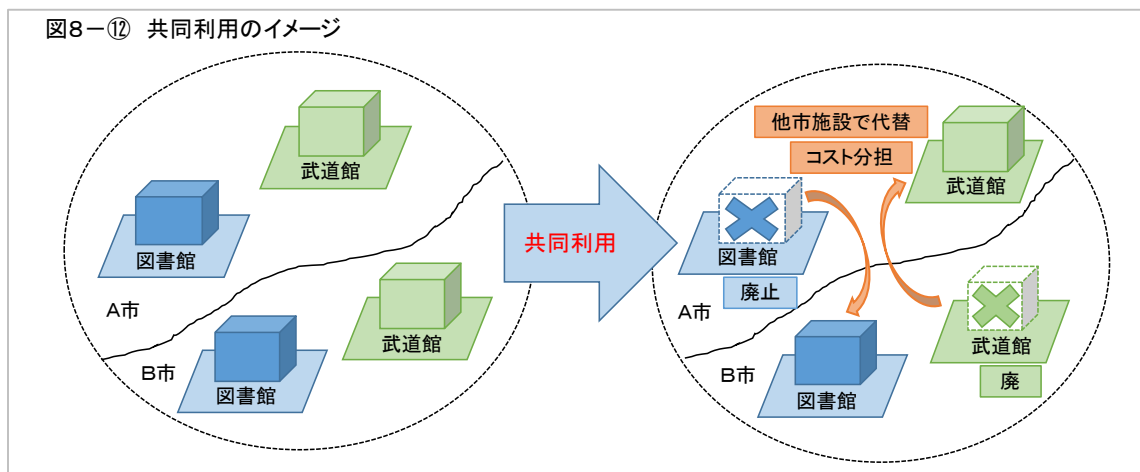
(9) 近隣市との連携

過去、自治体単位ごと、各小学校区等の地域単位ごとに、必要な公共施設を整備するという、いわゆる「フルセット型」の施設配置を基本として、施設整備を行ってきました。

しかし、市民の行動範囲や生活圏が広がり、市域を超えた移動も頻繁に行われている今日において、今後もこれまでどおりのフルセット型の施設配置を維持する必要性は低くなっています。また、人口減少と厳しい財政状況に対応するために、選択と集中による事業の取捨選択が求められる今後の状況を考えてみても、フルセット型の施設配置から転換を図る必要があります。

今後は、地域や市の垣根を越えた広い視点からの公共施設の整備や、近隣市と連携した公共施設の共同利用や共同整備、さらには国や県の施設との連携も含めて、広域的な施設整備について検討を行うことが必要です。

図8-12 共同利用のイメージ



※施設は例を示したものです。具体的な検討を予定しているわけではありません。

(10) 利用者の安全確保

公共施設は、子どもから高齢者まで幅広い年齢層の方に利用される施設であり、中には災害時の避難所や防災拠点となるところもあります。そのため、施設利用者の安全確保が必要であることは言うまでもなく、消防設備をはじめ人命にかかわる設備機能が正常に作動することは、安全確保の大前提となります。この観点からも、既に見た予防保全による適切な維持管理の取組が必要となります。安全確保に当たっては、災害時の拠点施設かどうか、多くの市民の利用があるかどうか等の視点から、対応の優先度を検討します。また、今後維持していくことが難しい施設については、市民の安全確保の観点から、早い時期での供用廃止や建物の解体等、適切な措置を行います。

また、耐震化については、「建築物の耐震改修の促進に関する法律」（耐震改修促進法）及び「建築物の耐震改修の促進に関する法律施行令」では、耐震診断とその結果の報告が義務付けられている「要緊急安全確認大規模建築物」と、耐震診断とその結果に基づく耐震改修の努力義務が課せられている「特定既存耐震不適格建築物」とが定められています。これらの施設については、他の施設より優先的に、耐震診断とその結果に基づく耐震化工事を行う必要があります。

(11) 基金の造成・活用

第3章（3）では、現在の公共施設の規模を保つ場合の更新費用を試算し、将来の費用負担が大きくなることを示しました。

本計画は、この状況を打開するために、あらゆる面からの対策を講じることによって、本市の身の丈にあった施設保有を実現し、公共施設の維持管理更新に係る費用負担を軽減・平準化するために定めるものです。

しかしながら、そのための手法の一つである公共施設の長寿命化を実現するためには、これまで取り組んでこなかった予防保全のための費用が新たに経常的に発生することとなります。

このように、公共施設の再編を政策として継続的に取り組んでいくためには、一定の予算確保が必要となります。他自治体では、実際に一定の財源を確保して公共施設の再編に取り組んでいるところもあります。

今後も厳しい財政状況が予想される中、将来必要となる公共施設の更新や大規模修繕、予防保全のための点検等に必要な費用について、長期間にわたって安定して対応することができるよう、公共施設やインフラ施設の更新及び修繕等に要する経費を確保する一つの方策として、基金造成の上、公共施設の整備の財源として活用していくことについて検討していきます。

第9章 施設ごとの取組の方向性

これまで、全体的な視点から公共施設再編の方針について検討してきました。次に施設ごとの施設の状況と再編の方向性について検討します。

次ページ以降、施設区分ごとに一覧表を示し、現状、課題及び現時点で考えられる今後の方向性を示しています。「築年数」については、視覚的に分かりやすくするため、以下のとおり色分けしました。色分けは目安として行っているものであり、建物の状況や実際の耐用年数は、躯体の構造や維持管理の状況によって異なります。

※築年数は、平成28年度4月1日時点です。

20年以下
21年以上40年以下
41年以上（又は建築年不明）

(1) 事務庁舎

施設名称	建築年月	築年数	延床面積	地上	校区
市役所本庁舎 本館	S38.3	53	5,402	5	高千帆
市役所本庁舎 別棟(現業棟)	S38.3	53	402	2	高千帆
市役所本庁舎 車庫(北側)	S38.3	53	445	1	高千帆
市役所本庁舎 車庫(南側)	S38.3	53	261	1	高千帆
市役所本庁舎 倉庫	S54.3	37	158	1	高千帆
市役所本庁舎 別館	H3.6	24	1,252	3	高千帆
山陽総合事務所(厚狭地区複合施設 主棟)	H28.2	0	1,199	2	厚狭

事務庁舎は、窓口サービスの提供や議会運営等、行政運営に必要な機能をはじめ、災害時には防災本部としての役割を担う等、他の施設では代替することができない行政の中核施設です。

本庁舎本館は、昭和38年に建設された築53年の建物で、建物・設備とも老朽化が進んでいます。平成26年度に実施した耐震診断では、十分な耐震性を備えていないという診断結果が出ており、早急な対応が必要ですが、本市では、庁舎建設のための基金造成等の財源確保はできていません。現在、これらの状況を総合的に勘案しながら、耐震化工事を含めた長

寿命化対策や建替えについての検討を行っています。

山陽総合事務所については、昭和42年建設の旧施設を解体し、山陽総合事務所、保健センター、厚狭公民館及び厚狭図書館の機能を併せ持つ厚狭地区複合施設を整備し、平成28年2月に供用開始しました。

本庁舎、山陽総合事務所のほかにも、行政の窓口サービスを提供する施設として、南支所、埴生支所、公園通出張所及び厚陽出張所がありますが、これらはいずれも固有の建物を持たず、公民館や商工センターの中の一室であるという状況のため、ここでは施設一覧に挙げていません。

支所や出張所は、市民の暮らしを身近に支える施設として、各種証明書の発行やコミュニティ活動の支援等、市民生活に密着した業務を行っていますが、コンビニエンスストア等での各種証明書の発行が可能になっている近年の状況も鑑みて、本市でもこの体制が整った場合は、将来的な支所及び出張所の存続の可否についても見直す必要があります。

(2) 消防施設

施設名称	建築年月	築年数	延床面積	地上	校区
小野田消防署 本棟	H11.3	17	2,397	2	小野田
小野田消防署 電気室棟	H11.3	17	64	1	小野田
小野田消防署 車庫・倉庫棟	H11.3	17	286	1	小野田
小野田消防署 駐輪場	H11.3	17	21	1	小野田
小野田消防署 訓練塔(主塔、補助塔)	H12.1	16	342	5	小野田
小野田消防署 消火薬剤タンク室	H12.3	16	58	2	小野田
小野田消防署 消火薬剤倉庫	H12.3	16	64	1	小野田
山陽消防署 本棟	H25.3	3	1,290	2	厚狭
山陽消防署 訓練塔	H25.3	3	105	3	厚狭
山陽消防署 倉庫棟	H25.3	3	90	3	厚狭
山陽消防署 自転車置き場	H25.3	3	15	1	厚狭
山陽消防署 埴生出張所 本棟	S56.4	35	153	1	埴生
山陽消防署 埴生出張所 車庫棟	S56.4	35	90	1	埴生
厚狭北分団庫	H20.3	8	67	1	厚狭
赤川防災倉庫	S64.1	27	12	1	厚狭
森広防災倉庫	不明	不明	12	1	厚狭
厚狭分団庫	H28.3	0	66	1	厚狭
厚狭防災倉庫	S59.12	31	78	1	厚狭
鴨庄防災倉庫	不明	不明	12	1	厚狭
下津防災倉庫	H3.1	25	22	1	厚狭
出合分団庫	H19.3	9	49	1	出合

施設名称	建築年月	築年数	延床面積	地上	校区
埴生分団庫	不明	不明	34	1	埴生
福田防災倉庫	S61.3	30	24	1	埴生
大持防災倉庫	H3.12	24	17	1	埴生
津布田分団庫	H16.11	11	31	1	津布田
厚陽分団庫	H19.3	9	49	1	厚陽
高泊分団庫	S61.3	30	49	1	高泊
高千帆分団庫	H7.3	21	58	1	高千帆
有帆分団庫	S60.3	31	52	1	有帆
小野田分団庫	H2.3	26	48	1	小野田
小野田防災倉庫	S55.11	35	52	1	小野田
須恵分団庫	H12.2	16	61	1	須恵
赤崎分団庫	S60.3	31	52	1	赤崎
本山分団庫	S57.12	33	52	1	本山

消防施設は、災害時における災害対応の拠点施設として、市民の生命と財産を守るために必要不可欠な施設です。常備消防（専任の職員が勤務する消防本部及び消防署のこと。）業務は一部事務組合である宇部・山陽小野田消防組合が行っていますが、消防庁舎は市所有の財産です。

本市の消防施設としては、消防署が2施設、出張所が1施設のほか、分団庫及び防災倉庫があります。

小野田消防署は築17年、山陽消防署は築3年の施設です。今後でもできるだけ長期間の使用ができるよう、計画的かつ予防的な維持保全を行い、長寿命化に努めます。

山陽消防署埴生出張所は、築35年の施設です。現在の施設は手狭であり、老朽化に伴い補修を要する箇所も多い状況です。現在、建替えに向けた検討が行われています。

その他、分団庫及び防災倉庫は、地域における消防防災体制の中核的存在である消防団の活動拠点として必要な施設です。中には建築年不明の建物もあり、全体的に施設の老朽化が進んでいます。今後、修繕や建替えについて、計画的に進めていく必要があります。

(3) 環境施設

施設名称	建築年月	築年数	延床面積	地上	校区
小野田浄化センター	H1.11	26	1,940	3	小野田
(旧)環境衛生センター プラント	S57.4	34	1,263	1	小野田
(旧)環境衛生センター 事務所	S57.4	34	976	2	小野田
小野田斎場	S55.3	36	494	1	小野田
山陽斎場	S54.11	36	401	1	厚狭
環境調査センター	S45.4	46	480	1	高泊
山陽中継所	S55.1	36	969	2	出合
リサイクルプラザ(タルちゃんプラザ)	H6.4	22	567	1	小野田
旧清掃工場	S60.6	30	1,237	2	埴生
ストックヤード	H18.6	9	245	1	小野田
ペットボトルストックヤード	H11.4	17	330	1	小野田
環境衛生センター 工場棟	H27.3	1	5,798	4	小野田
環境衛生センター 計量棟	H27.3	1	144	1	小野田
環境衛生センター 車庫棟	H27.3	1	431	1	小野田
環境衛生センター 洗車棟	H27.3	1	118	1	小野田
環境衛生センター 助燃油移送ポンプ室	H27.3	1	6	1	小野田

小野田浄化センターは、し尿や浄化槽汚泥を衛生的に処理することで、地域の良好な生活環境の保持及び公共水域の水質保全を図ることを目的とする、必要不可欠な施設です。平成20年度から平成27年度にかけて長寿命化のための改修工事を行っており、今後も適切な維持管理を行い長寿命化に努めます。

環境衛生センターは、廃棄物を衛生的かつ効果的に処理するために必要な施設です。旧施設が築33年となった平成27年3月に新施設が完成し、同年4月に本格的に稼働しました。それに伴い旧施設は不要となり、今後施設の解体に向けた検討が必要です。

小野田斎場及び山陽斎場は、ともに供用開始から36年が経過し、建物、設備とも老朽化が進んでいます。火葬業務は市固有の事務であり、火葬場は市民の死亡に際して火葬を行うために必要な施設です。また、高齢化社会の進行に伴って、火葬場は需要の増加が見込まれています。これらのことから、平成24年度以降火葬場の建替えについての検討を行ってきました。検討の過程では、宇部市との広域連携による整備も選択肢として検討しましたが、結果的には「本市単独で、既存の2施設を統合して、現在の山陽斎場の位置に建て替える。」という基本方針を定めました。現在、この

基本方針に沿って、新施設の整備に取り組んでいます。新施設の建設が完了した後は、小野田斎場は解体が必要です。なお、現在の両斎場の施設の維持管理については、平成21年度以降指定管理者制度を導入しています。

環境調査センターは、築46年のCB（コンクリートブロック）造りの施設です。既にCB造りの建物の耐用年数（約40年）を越えており、施設の老朽化が進んでいます。他市の事例を見ると、環境調査事業を市が直営で実施している例は少なく、今後もこの事業を市の直営により継続すべきかどうか、広域での実施はできないか等、事業のあり方についての検討が必要です。

旧清掃工場は既に利用されていないため、解体に向けての検討が必要ですが、費用面・環境面の課題が懸念されるところです。

（4）福祉施設

施設名称	建築年月	築年数	延床面積	地上	校区
石丸総合館	S56.3	35	545	2	出合
指定障害福祉サービス事業所まつば園	S57.4	34	674	1	小野田
指定障害福祉サービス事業所のぞみ園	S62.4	29	178	1	小野田
指定障害者支援施設みつば園	H2.4	26	1,511	1	小野田
老人福祉作業所楽和園	S60.12	30	126	1	須恵
ケアセンターさんよう	H17.4	11	3,132	4	埴生
老人福祉作業所親和荘	S53.3	38	101	1	埴生
養護老人ホーム長生園	S53.3	38	1,589	1	埴生
心身障害児簡易通園施設なるみ園	S47.3	44	489	1	高千帆
高千帆福祉会館	S63.4	28	535	2	高千帆
中央福祉センター	S51.4	40	1,651	3	小野田
本山福祉会館	H11.11	16	244	1	本山
赤崎福祉会館	H9.3	19	264	2	赤崎
須恵福祉会館	H8.4	20	314	1	須恵
高泊福祉会館	S59.3	32	193	1	高泊
有帆福祉会館	S58.3	33	168	1	有帆
老人福祉作業所厚狭陶好会館	S54.5	36	60	1	厚狭
老人福祉作業所むつみ荘	S48.4	43	99	1	津布田

石丸総合館は、福祉の向上及び人権啓発の住民交流の拠点となる開かれたコミュニティーセンターとして、生活上の各種相談事業及び人権課題の解決のための各種事業を総合的に行うことを目的として設置された、隣保

館、児童福祉館及び老人憩の家を総合した施設です。築35年であり施設の老朽化が見られます。また、旧耐震基準の建物であるため、今後の継続使用のためには、耐震化工事も含めた適切な施設の維持管理が必要です。

指定障害福祉サービス事業所まつば園及びのぞみ園、指定障害者支援施設みつば園は、障がい者の福祉を増進するために設置された施設です。心身障害児簡易通園施設なるみ園は、市内に居住する心身障がい児に対し、その有する能力を育成し、及び助長するために設置された施設です。まつば園は築34年、のぞみ園は築29年、みつば園は築26年、なるみ園は築44年と、いずれの施設も建設からの経年に伴う老朽化が見られます。4施設とも平成18年度以降指定管理者による施設の管理運営がされていますが、このうちまつば園、のぞみ園及びみつば園の3施設で行われている事業は、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」に基づいて、県の指定を受けた事業所が報酬を受けて実施している事業です。したがって、この3施設については、本市が事業の実施主体として今後も施設を設置し続けなければならないという必要はなく、今後民間譲渡も含めた施設設置のあり方について検討していく必要があります。

老人福祉作業所（楽和園、親和荘、厚狭陶好会館及びむつみ荘）は、老人の福祉の増進及び生きがいの向上を図るために設置された施設です。楽和園は築30年、親和荘は築38年、むつみ荘は築43年であり、いずれの施設も老朽化が進んでいます。厚狭陶好会館は、移転、整備を行っています。4施設とも高齢者の活動の場として親しまれていますが、今後、公民館等との「機能の重複」という視点からも検討を行う必要があります。

ケアセンターさんようは、PFI方式により平成17年に整備された施設です。平成18年度から平成36年度まで、指定管理者による施設の管理運営が行われることとなっています。第3章（1）で見たように、今後も当面は老年人口の増加に伴い需要の増加が見込まれますが、平成32年以降は老年人口が減少していくことにより、需要が減少していくことも予想されます。

長生園は老人福祉法第11条に基づき設置された養護老人ホームです。

高齢化社会が進む中で、当面は需要の増加が見込まれる施設です。現在は、宇部市との一部事務組合により管理運営されていますが、平成28年度以降の民営化という方針が決まっており、現在、それに向けた取組を進めています。

中央福祉センターは本市の福祉の拠点として位置付けられる施設です。築40年と老朽化が進んでおり、また旧耐震基準の建物であるため、今後の継続使用のためには、耐震診断とその結果に基づいた耐震化工事等、適切な対応が必要です。なお、建物が耐用年数を迎える際には、他機能施設との複合化も含めて施設再編の検討を行います。施設の管理運営については、平成18年度以降指定管理者制度を導入しています。

福祉会館は、旧小野田市の各小学校区（小野田小学校区を除く。）に設置されています。建築後16年から33年が経過しており、今後、施設の維持・継続のための大規模修繕等に係る費用の増嵩が懸念されます。

また、本山福祉会館、赤崎福祉会館、中央福祉センター、高泊福祉会館及び高千帆福祉会館で実施している入浴サービスについては、現在においてもサービス開始当初の目的を果たしているかどうかという観点から、入浴サービスのあり方についての検討を行う必要があります。

(5) 子育て支援施設

施設名称	建築年月	築年数	延床面積	地上	校区
本山児童館	H16.3	12	307	2	本山
赤崎児童館	H15.3	13	250	1	赤崎
須恵児童館	H8.3	20	278	1	須恵
小野田児童館	S34.4	57	1,220	2	小野田
高泊児童館	H11.3	17	240	1	高泊
高千帆児童館	H7.3	21	282	2	高千帆
有帆児童館	H10.3	18	241	1	有帆
厚狭児童クラブ室	H24.3	4	209	1	厚狭
日の出保育園	S50.4	41	886	1	高千帆
出合保育園	S51.9	39	622	1	出合
下津保育園	H3.4	25	408	1	厚狭
厚陽保育園	S47.4	44	644	1	厚陽
津布田保育園	S49.5	41	380	1	津布田

保育所は、保護者が就労している等の理由により、家庭において十分保育することができない乳児又は幼児を、保護者に代わって保育する施設で、本市には5つの市立保育所があります。

保育サービスは民間施設でも提供されており、本市には市立保育所のほか、私立保育所が12か所、小規模保育事業所が2か所あります。このため、市立保育所と私立保育所等の区別を明確にし、役割分担を見極めた上で、公共施設としての市立保育所の必要性を明確にすることが大切です。

市立保育所の状況を見てみると、定員を超えて保育している園（日の出保育園 定員120人に対して約140人の園児を保育）と、定員を下回っている園（津布田保育園 定員45人に対して約20人の園児を保育）とがあり、保育所によって稼働率は大きく異なっています。また、下津保育園を除く4園は、築後おおむね40年が経過しており、施設の老朽化が見られます。

これらのことから、稼働率の高い施設と稼働率の低い施設の調整と、老朽化した施設の適切な整備が必要であり、統廃合を含めた市立保育所の再編が必要です。

児童館は、児童に健全な遊びを与えて、その健康を増進し、又は情操を豊かにすることを目的として設置された施設です。小野田児童館を除くと比較的新しい建物が多く、適切な維持管理による既存施設の長寿命化に努めます。児童館の管理運営については、平成18年度以降指定管理者制度を導入しています。

児童クラブは、就労等により保護者が昼間家庭にいない児童の健全な育成を図るために設置された施設です。厚狭児童クラブ室のみ固有の建物を持ち、その他は児童館や学校の空き教室を利用して事業が行われています。就労する保護者の増加に伴って児童クラブの利用希望者は増加しています。また、利用対象者が小学3年生までから小学6年生までに拡大されたこともあり、今後の需要増加が予想され、多様なニーズに的確に対応できるよう、計画的に取り組んでいく必要があります。

なお、子育て世代に対するワンストップの支援を提供するための子育て

総合支援センターを整備する目的で、現在小野田駅北側にある既存施設を購入しており、平成30年オープンに向けて施設を整備していきます。

次代を担う子どもたちの健やかな成長のための環境づくりは、本市として積極的に施策を展開していく必要があります。その一つとして、女性の就労機会促進という面からも、安心して子どもを預けることができる施設機能の充実に努めます。

(6) 保健衛生施設

施設名称	建築年月	築年数	延床面積	地上	校区
保健センター(厚狭地区複合施設)	H8.3	20	1,014	2	厚狭
小野田保健センター	S56.3	35	599	2	高千帆
急患診療所	H2.3	26	81	1	高千帆

保健センターは、市民の健康保持及び増進を図ることを目的として設置された施設です。本市では、合併前の旧小野田市と旧山陽町でそれぞれ設置され、合併後も両施設が存続しています。

急患診療所は、休日及び平日夜間等において救急医療を必要とする市民に対し応急的な診療を行うために設置された施設です。休日診療(小児科)と平日夜間診療(内科)を行っています。休日小児科診療は1日当たりの平均利用者数が21人であり、機能の必要性が認められます。平日夜間診療については、1日当たりの平均利用者数が4人程度と少ない状況ですが、一次救急は市の業務という観点から、現時点での必要性が認められる施設です。しかし、急患診療所は、建物や器具の老朽化の問題もあり、今後は設置場所や業務委託の方式についても検討を行っていく必要があります。

(7) 産業施設

施設名称	建築年月	築年数	延床面積	地上	校区
小野田勤労青少年ホーム(高千帆公民館)	S54.4	37	1,190	2	高千帆
商工センター	S54.9	36	2,206	4	須恵
山陽勤労青少年ホーム	S50.5	40	802	2	厚狭
労働会館	S56.3	35	1,243	2	須恵
雇用能力開発支援センター	S35.4	56	2,416	2	高泊

勤労青少年ホームは、「勤労青少年の福祉の増進と健全な育成を図る」ことを目的として、昭和50年代に設置された施設です。本市では、合併前の旧小野田市と旧山陽町でそれぞれ設置され、合併後も両施設が存続しており、機能の重複が見られます。市町村合併の趣旨の一つとして「施設の適正配置による行財政の効率的な運営の実現」があることを考えると、同じ機能の施設が複数あるという状況についての検討が必要です。また、設置からの経年や社会情勢の変化に伴い、現在でも設置当初の目的に沿った利用がされているかどうかという面からの確認、検討が必要です。

商工センターは、商工業の健全な発展に寄与することを目的として設置された施設です。簿記やパソコン教室、商工業者への相談、講習会等、本市の商工振興に寄与する用途での使用が多く、公民館等の貸館とは区別されています。築36年であり建物の老朽化が激しく、また、旧耐震基準の建物であるため、今後の継続使用のためには、耐震診断とそれに基づく耐震化工事も含めた適切な維持管理を行う必要があります。なお、建物が耐用年数を迎える際には、他機能施設との複合化も含めて施設再編の検討を行います。施設の維持管理については、平成18年度以降指定管理者制度を導入しています。

労働会館は、健全な勤労文化の高揚を図り、広く市民の福祉増進に資することを目的として設置された施設です。築35年と建物の老朽化が見られるため、今後も継続して使用する場合は、適切な維持管理が必要です。また、設置からの経年や社会情勢の変化に伴い、現在でも設置当初の目的に沿った利用がされているかどうかの確認、検討が必要です。

雇用能力開発支援センターは、職業能力開発の推進、労働者のキャリア形成の支援を図り、もって労働者の地位の向上及び地域経済の発展に資することを目的として設置された施設です。雇用対策、失業対策は行政が積極的に関与すべきサービスであり、職業訓練や職業相談の機能を持つ雇用能力開発支援センターは、地方創生の観点からも重要な施設です。しかし、建物は昭和50年代に建て増しされたものが主であり老朽化が進んでおり、また、部屋によっては稼働率の低い状況も見られます。そのため、必

要な機能を提供するための必要最低限の規模を見極めて、規模の縮小も含めた適正規模・適正配置について検討する必要があります。

(8) 観光・レクリエーション施設

施設名称	建築年月	築年数	延床面積	地上	校区
竜王山公園オートキャンプ場(キャンプセンター)	H12.4	16	386	2	本山
竜王山公園オートキャンプ場(サテライトハウス(A棟・B棟))	H12.4	16	438	1	本山
東沖緑地(管理事務所)	S61.6	29	160	1	小野田
若山公園 (野外ステージ)	H9.5	18	206	2	須恵
浜河内緑地 (管理事務所)	S52.10	38	123	1	本山
竜王山公園 (多目的施設)	H13.4	15	208	1	本山
新沖緑地 (管理事務所)	S63.3	28	46	1	赤崎
有帆緑地 (管理事務所)	H13.4	15	248	1	有帆
江汐公園 (管理事務所)	H2.4	26	692	1	有帆

竜王山公園オートキャンプ場は築16年と比較的新しい施設です。平成19年度以降指定管理者による施設運営が行われており、民間のノウハウによる来場者の増加が実現しています。今後も、適切な維持管理を行うことにより、施設の長寿命化に努めます。

竜王山公園オートキャンプ場以外の上記一覧表の施設は、主に公園内の管理事務所です。必要最低限の機能を維持するため、施設の維持管理を行います。

また、本市には全部で64の都市公園があります。緑地は、人々の心にするおいとやすらぎを与え、快適なまちづくりを進める上で欠かすことができないものです。公園には、上記一覧表に記載のある「建物」以外に、園路広場、休養施設、遊戯施設、運動施設等多くの施設が整備されています。これらの施設についても、利用者の安全確保のために、適切な維持管理を行う必要があります。

これまでの維持管理は、市職員による巡回や地域からの連絡により発見された危険箇所のうち、危険度合いの高いものから順に更新、修繕、撤去を行う「事後保全型」により行っていましたが、江汐公園、竜王山公園等の規模が大きい14の公園を対象として、各公園施設の健全度調査を行い、その結果に基づく計画的な維持管理及び更新を行うために策定した「山陽

小野田市公園施設長寿命化計画」に基づいて、軽微な段階から計画的に補修を行い、維持管理コストの縮減と平準化に努めます。

(9) 公営住宅

施設名称	建築年月	築年数	延床面積	地上	校区
本山団地 A棟	S52.3	39	1,033	4	本山
本山団地 B棟	S53.3	38	1,396	4	本山
本山団地 C棟	S54.3	37	1,591	4	本山
本山団地 D棟	S55.3	36	1,591	4	本山
本山団地 E棟	S56.3	35	1,096	4	本山
赤崎団地	S60.7	30	787	3	赤崎
古開作第二団地 A棟	S62.9	28	768	3	須恵
古開作第二団地 B棟	S62.9	28	804	3	須恵
古開作第二団地 C棟	S62.9	28	400	3	須恵
古開作第二団地 D棟	S63.9	27	783	3	須恵
古開作第二団地 E棟	S63.9	27	819	3	須恵
古開作第二団地 F棟	H2.7	25	783	3	須恵
古開作第二団地 G棟	H2.7	25	819	3	須恵
古開作第二団地 H-1棟	H1.7	26	3,994	7	須恵
古開作第二団地 H-2棟	H4.6	23	4,077	7	須恵
古開作第二団地 I棟	H3.6	24	1,171	3	須恵
古開作第二団地 J棟	H2.7	25	1,171	3	須恵
古開作団地 A棟	S57.3	34	1,091	4	須恵
古開作団地 B棟	S58.3	33	1,613	4	須恵
古開作団地 C棟	S59.3	32	1,593	4	須恵
古開作団地 D棟	S60.3	31	1,593	4	須恵
古開作団地 E棟	S61.8	29	1,593	4	須恵
古開作第一団地	S34.3	57	358	1	須恵
港団地 A棟	H12.12	15	895	4	須恵
港団地 B棟	H11.7	16	895	4	須恵
港団地 C棟	H9.7	18	905	4	須恵
港団地 D棟	H7.11	20	1,459	4	須恵
叶松団地 1棟	S45.12	45	138	1	須恵
叶松団地 2棟	S45.12	45	138	1	須恵
叶松団地 3棟	S45.12	45	138	1	須恵
叶松団地 4棟	S45.12	45	138	1	須恵
叶松団地 5棟	S45.12	45	138	1	須恵
叶松団地 6棟	S45.12	45	138	1	須恵
叶松団地 7棟	S45.12	45	138	1	須恵
叶松団地 8棟	S45.12	45	269	2	須恵
叶松団地 9棟	S44.12	46	138	1	須恵
叶松団地 10棟	S45.12	45	269	2	須恵
叶松団地 11棟	S44.12	46	138	1	須恵
叶松団地 12棟	S44.12	46	269	2	須恵

施設名称	建築年月	築年数	延床面積	地上	校区
叶松団地 13棟	S44.12	46	138	1	須恵
叶松団地 14棟	S44.12	46	138	1	須恵
叶松団地 15棟	S44.12	46	138	1	須恵
叶松団地 16棟	S44.12	46	138	1	須恵
叶松団地 17棟	S44.12	46	138	1	須恵
叶松団地 18棟	S43.12	47	128	1	須恵
叶松団地 19棟	S43.12	47	128	1	須恵
叶松団地 20棟	S43.12	47	128	1	須恵
叶松団地 21棟	S43.12	47	128	1	須恵
叶松団地 22棟	S43.12	47	128	1	須恵
叶松団地 23棟	S43.12	47	128	1	須恵
叶松団地 24棟	S43.12	47	128	1	須恵
叶松団地 25棟	S43.12	47	149	1	須恵
叶松団地 26棟	S43.12	47	149	1	須恵
叶松団地 27棟	S43.12	47	149	1	須恵
叶松団地 28棟	S43.12	47	149	1	須恵
叶松団地 29棟	S45.12	45	229	1	須恵
叶松団地 30棟	S44.12	46	159	1	須恵
叶松団地 31棟	S45.12	45	159	1	須恵
叶松団地 32棟	S44.12	46	159	1	須恵
叶松団地 33棟	S45.12	45	159	1	須恵
叶松団地 34棟	S44.12	46	159	1	須恵
叶松団地 35棟	S45.12	45	159	1	須恵
叶松団地 36棟	S44.12	46	159	1	須恵
南中川第二団地	S33.3	58	642	1	小野田
南中川山手団地 A棟	H5.5	22	422	3	小野田
南中川山手団地 B棟	H5.5	22	422	3	小野田
神帆団地 A棟	H15.3	13	819	3	高泊
神帆団地 B棟	H12.4	15	819	3	高泊
神帆団地 C棟	H10.1	18	773	3	高泊
神帆団地 D棟	H16.8	11	1,511	4	高泊
平原団地 1棟	H21.7	6	171	1	高千帆
平原団地 2棟	H21.7	6	119	1	高千帆
平原団地 3棟	H19.9	8	119	1	高千帆
平原団地 4棟	H21.7	6	119	1	高千帆
平原団地 5棟	H21.7	6	158	2	高千帆
平原団地 6棟	H19.9	8	119	1	高千帆
平原団地 7棟	H19.9	8	119	1	高千帆
平原団地 8棟	H19.9	8	158	2	高千帆
平原団地 9棟	H19.9	8	158	2	高千帆
平原団地 10棟	H18.12	9	141	1	高千帆
平原団地 11棟	H18.12	9	158	2	高千帆
平原団地 12棟	H18.12	9	158	2	高千帆
平原団地 13棟	H18.8	9	158	2	高千帆
平原団地 14棟	H18.12	9	171	1	高千帆
平原団地 15棟	H18.3	10	171	1	高千帆
平原団地 16棟	H18.3	10	119	1	高千帆

施設名称	建築年月	築年数	延床面積	地上	校区
平原団地 17棟	H18.3	10	171	1	高千帆
平原団地 18棟	H18.3	10	119	1	高千帆
平原団地 16棟	S42.12	48	198	1	高千帆
平原団地 17棟	S42.12	48	128	1	高千帆
平原団地 18棟	S42.12	48	128	1	高千帆
平原団地 19棟	S42.12	48	149	1	高千帆
平原団地 20棟	S42.12	48	149	1	高千帆
平原団地 21棟	S42.12	48	255	2	高千帆
平原団地 22棟	S42.12	48	255	2	高千帆
平原団地 23棟	S41.11	49	128	1	高千帆
平原団地 24棟	S41.11	49	128	1	高千帆
平原団地 25棟	S41.11	49	128	1	高千帆
平原団地 26棟	S41.11	49	128	1	高千帆
平原団地 27棟	S41.11	49	128	1	高千帆
平原団地 28棟	S41.11	49	128	1	高千帆
平原団地 29棟	S41.11	49	128	1	高千帆
平原団地 30棟	S41.11	49	149	1	高千帆
平原団地 31棟	S41.11	49	149	1	高千帆
平原団地 32棟	S41.11	49	149	1	高千帆
平原団地 33棟	S41.11	49	149	1	高千帆
有帆団地 1棟	S47.3	44	256	2	有帆
有帆団地 2棟	S47.3	44	256	2	有帆
有帆団地 3棟	S47.3	44	256	2	有帆
有帆団地 4棟	S47.3	44	256	2	有帆
有帆団地 5棟	S48.3	43	276	2	有帆
有帆団地 6棟	S48.3	43	276	2	有帆
有帆団地 7棟	S48.3	43	276	2	有帆
有帆団地 8棟	S48.3	43	276	2	有帆
有帆団地 9棟	S48.3	43	276	2	有帆
有帆団地 10棟	S48.3	43	276	2	有帆
有帆団地 11棟	S50.3	41	303	2	有帆
有帆団地 12棟	S50.3	41	303	2	有帆
有帆団地 13棟	S50.3	41	303	2	有帆
有帆団地 14棟	S50.3	41	303	2	有帆
有帆団地 15棟	S50.3	41	303	2	有帆
有帆団地 16棟	S50.3	41	303	2	有帆
有帆団地 17棟	S50.3	41	303	2	有帆
有帆団地 18棟	S50.12	40	303	2	有帆
有帆団地 19棟	S50.12	40	303	2	有帆
有帆団地 20棟	S50.12	40	303	2	有帆
有帆団地 A棟	S49.2	42	1,206	4	有帆
有帆団地 B棟	S49.2	42	804	4	有帆
西善寺団地 1棟	S43.5	47	143	2	厚狭
西善寺団地 2棟	S43.5	47	143	2	厚狭
西善寺団地 3棟	S45.1	46	244	2	厚狭
西善寺団地 4棟	S45.1	46	244	2	厚狭
西善寺団地 5棟	S46.3	45	258	2	厚狭

施設名称	建築年月	築年数	延床面積	地上	校区
成松団地 1棟	S62.8	28	827	2	厚狭
萩原団地 2棟	S35.4	56	31	1	出合
萩原団地 3棟	S36.4	55	347	1	出合
萩原団地 4棟	S42.1	49	129	1	出合
萩原団地 5棟	S42.1	49	129	1	出合
萩原団地 6棟	S51.4	39	316	2	出合
萩原団地 7棟	S51.4	39	316	2	出合
萩原団地 8棟	S51.4	39	211	2	出合
萩原団地 9棟	S51.4	39	316	2	出合
萩原団地 10棟	S53.4	38	325	2	出合
萩原団地 11棟	S53.4	38	325	2	出合
萩原団地 12棟	S53.4	38	340	2	出合
萩原団地 13棟	S53.4	38	340	2	出合
萩原団地 14棟	S55.1	36	312	2	出合
萩原団地 15棟	S55.1	36	312	2	出合
萩原団地 16棟	S55.1	36	296	2	出合
萩原団地 17棟	S55.1	36	296	2	出合
萩原団地 18棟	S55.1	36	296	2	出合
萩原団地 19棟	S58.1	33	187	2	出合
萩原団地 20棟	S58.1	33	260	2	出合
萩原団地 21棟	S58.1	33	195	2	出合
南萩原団地 1棟	H1.10	26	1,153	4	出合
南萩原団地 2棟	H3.8	24	1,102	4	出合
南萩原団地 3棟	H4.9	23	1,153	4	出合
石丸団地 1棟	S48.3	43	256	2	出合
石丸団地 2棟	S49.2	42	276	2	出合
石丸団地 3棟	S49.2	42	276	2	出合
石丸団地 4棟	S57.3	34	259	2	出合
石丸団地 5棟	S57.3	34	389	2	出合
厚陽団地 1棟	S47.3	44	260	2	厚陽
厚陽団地 2棟	S47.3	44	178	2	厚陽
厚陽団地 3棟	S48.3	43	276	2	厚陽
厚陽団地 4棟	S48.3	43	276	2	厚陽
厚陽団地 5棟	S49.3	42	276	2	厚陽
厚陽団地 6棟	S50.3	41	303	2	厚陽
厚陽団地 7棟	S50.3	41	303	2	厚陽
厚陽団地 8棟	S50.3	41	303	2	厚陽
大河内団地 1棟	S52.4	38	318	2	津布田
大河内団地 2棟	S52.4	38	318	2	津布田
大河内団地 3棟	S52.4	38	318	2	津布田
大河内団地 4棟	S52.4	38	318	2	津布田
大河内団地 5棟	S54.2	37	355	2	津布田
大河内団地 6棟	S54.2	37	355	2	津布田
大河内団地 7棟	S54.2	37	355	2	津布田
大河内団地 8棟	S54.2	37	355	2	津布田
大河内団地	S56.3	35	1,044	4	津布田

施設名称 ▼	建築年月 ▼	築年数 ▼	延床面積 ▼	地上 ▼	校区 ▼
漁民アパート団地 1棟	S44.4	47	295	2	埴生
漁民アパート団地 2棟	S44.4	47	295	2	埴生
漁民アパート団地 3棟	S46.5	44	297	2	埴生
漁民アパート団地 4棟	S46.5	44	196	2	埴生
大喜園団地	S28.4	63	36	1	埴生
大喜園団地	S29.4	62	36	1	埴生
大喜園団地	S31.4	60	36	1	埴生
吉田地団地	S33.4	58	108	2	埴生
吉田地団地	S34.4	57	140	2	埴生
吉田地団地	S35.4	56	160	2	埴生
吉田地団地	S36.4	55	134	2	埴生
前場団地 1棟	S61.9	29	869	3	埴生
前場団地 2棟	H7.12	20	1,031	3	埴生
前場団地 3棟	H10.9	17	401	3	埴生
萩原団地 1棟	H17.10	10	719	3	出合

公営住宅法では、公営住宅の設置目的を「国及び地方公共団体が協力して、健康で文化的な生活を営むに足る住宅を整備し、これを住宅に困窮する低額所得者に対して低廉な家賃で賃貸し、又は転貸することにより、国民生活の安定と社会福祉の増進に寄与すること。」としています。

市営住宅の維持管理に係る費用は、基本的に入居者からの使用料により賄われていますが、将来的にすべての市営住宅を維持していくためには、大規模修繕や建替え等に多額の費用が必要です。

本市では、23団地、1,464戸の市営住宅を管理しています。市営住宅の平均応募倍率は約3倍ですが、応募は新しい住宅に集中しており、昭和40年代以前に建設された住宅への応募はほとんどなく、量的には充足傾向にあります。平成26年度の市営住宅入居割合は、1,464戸のうち約8割となっています。このような状況に加え、将来的な人口減少や社会経済情勢の変化を考慮して、中長期的な視点に立って、将来の本市にとって必要な市営住宅の供給量を見極め、予防保全による施設の安全確保と長寿命化に努めるとともに、老朽化した施設については廃止も含めて再編に取り組んでいく必要があります。

(10) 学校施設

施設名称	建築年月	築年数	延床面積	地上	校区
本山小学校 普通管理特別教室棟	H13.3	15	2,386	2	本山
本山小学校 普通特別教室棟	S55.3	36	1,092	2	本山
本山小学校 屋内運動場	S54.1	37	643	1	本山
赤崎小学校 普通教室棟	H3.3	25	865	1	赤崎
赤崎小学校 普通教室棟	S44.3	47	904	2	赤崎
赤崎小学校 特別教室棟	S41.3	50	906	2	赤崎
赤崎小学校 管理特別教室棟	S48.9	42	727	2	赤崎
赤崎小学校 屋内運動場	S59.2	32	730	1	赤崎
須恵小学校 普通教室棟	S61.3	30	1,070	2	須恵
須恵小学校 普通教室棟	S56.3	35	618	2	須恵
須恵小学校 管理特別教室棟	S54.3	37	1,160	3	須恵
須恵小学校 普通教室棟	S53.3	38	1,754	3	須恵
須恵小学校 屋内運動場	S58.5	32	948	1	須恵
小野田小学校 管理普通特別教室棟	H1.7	26	2,412	2	小野田
小野田小学校 特別教室棟	H1.7	26	668	2	小野田
小野田小学校 普通教室棟	H2.2	26	1,180	2	小野田
小野田小学校 屋内運動場	S56.2	35	738	1	小野田
高泊小学校 管理特別教室棟	H12.2	16	1,652	2	高泊
高泊小学校 普通特別教室棟	S62.2	29	2,024	3	高泊
高泊小学校 屋内運動場	S58.2	33	684	1	高泊
高千帆小学校 管理特別教室棟	H16.3	12	1,892	2	高千帆
高千帆小学校 普通教室棟	H15.2	13	1,942	2	高千帆
高千帆小学校 特別教室棟	S55.3	36	836	2	高千帆
高千帆小学校 普通特別教室棟	S51.3	40	456	2	高千帆
高千帆小学校 屋内運動場	S47.2	44	614	1	高千帆
有帆小学校 管理特別教室棟	H11.3	17	1,760	2	有帆
有帆小学校 普通特別教室棟	S63.2	28	1,189	3	有帆
有帆小学校 普通教室棟	S59.2	32	966	2	有帆
有帆小学校 屋内運動場	S57.3	34	684	1	有帆
厚狭小学校 普通教室棟	S46.7	44	1,445	2	厚狭
厚狭小学校 普通教室棟	S46.7	44	2,046	3	厚狭
厚狭小学校 管理特別教室棟	S46.7	44	1,456	2	厚狭
厚狭小学校 屋内運動場	S46.7	44	963	1	厚狭
厚陽小・中学校 管理普通特別教室棟	H24.3	4	2,711	2	厚陽
厚陽小・中学校 普通特別教室棟	S56.2	35	780	2	厚陽
厚陽小・中学校 特別教室棟	S32.2	59	375	1	厚陽
厚陽小・中学校 普通特別教室棟	S56.2	35	633	2	厚陽
厚陽小・中学校 屋内運動場(小学校)	S50.2	41	638	1	厚陽
厚陽小・中学校 屋内運動場(中学校)	S39.3	52	642	1	厚陽
出合小学校 管理棟	S62.3	29	733	2	出合
出合小学校 特別教室棟	S61.3	30	1,228	3	出合
出合小学校 普通教室棟	S41.3	50	785	2	出合
出合小学校 屋内運動場	S53.2	38	639	1	出合
埴生小学校 特別教室棟	S57.2	34	627	3	埴生

施設名称	建築年月	築年数	延床面積	地上	校区
埴生小学校 特別教室棟	S47.3	44	1,484	3	埴生
埴生小学校 管理教室棟	S37.12	53	1,516	2	埴生
埴生小学校 屋内運動場	S52.3	39	791	1	埴生
津布田小学校 管理特別教室棟	S50.3	41	1,809	3	津布田
津布田小学校 屋内運動場	S54.2	37	675	1	津布田
竜王中学校 管理特別教室棟	H5.8	22	2,514	2	赤崎
竜王中学校 普通教室棟	S60.2	31	1,536	3	赤崎
竜王中学校 管理特別教室棟	S63.3	28	503	1	赤崎
竜王中学校 屋内運動場	H9.3	19	2,192	2	赤崎
小野田中学校 特別教室棟	H10.3	18	1,413	3	小野田
小野田中学校 管理特別教室棟	S63.7	27	2,245	3	小野田
小野田中学校 普通教室棟	S50.3	41	1,891	3	小野田
小野田中学校 屋内運動場	H7.3	21	2,353	2	小野田
高千帆中学校 管理特別教室棟	H4.3	24	3,750	3	高千帆
高千帆中学校 普通特別教室棟	S57.2	34	731	3	高千帆
高千帆中学校 普通特別教室棟	S54.9	36	2,083	3	高千帆
高千帆中学校 管理特別教室棟	S52.3	39	894	2	高千帆
高千帆中学校 屋内運動場	H3.3	25	2,415	3	高千帆
厚狭中学校 特別教室棟	S48.3	43	1,593	2	厚狭
厚狭中学校 管理棟	S44.12	46	666	2	厚狭
厚狭中学校 普通教室棟	S44.3	47	1,817	3	厚狭
厚狭中学校 屋内運動場	S49.3	42	1,053	1	厚狭
埴生中学校 管理特別教室棟	S47.3	44	1,456	3	埴生
埴生中学校 普通特別教室棟	S46.2	45	1,396	3	埴生
埴生中学校 屋内運動場	H2.3	26	1,015	1	埴生
赤崎小学校・竜王中学校松原分校 普通管理特別教室棟	S48.3	43	961	2	赤崎
埴生幼稚園	S49.3	42	448	1	埴生

学校施設は、本市の公共施設延床面積の合計のうち33.0%を占めています。市内にある昭和56年以前の旧耐震基準により建てられた木造以外の学校施設について、耐震診断を行い、それを基にした耐震化工事を、埴生小学校の校舎を除き終えています。なお、埴生小学校については、埴生中学校の敷地内に、小・中連携校として移転、整備することが決まり、事業が進んでいます。

小学校・中学校は、生徒が1日の大半を過ごす施設であり、災害発生時には避難所としての役割も持っています。児童生徒が安全・安心に暮らすことができるよう、計画的・予防的な維持保全を行い、施設の安全性を確保していく必要があります。

本市では、平成19年11月に「山陽小野田市立学校適正規模・適正配置基本方針」を定めており、その後平成27年1月に文部科学省から「公

立小学校・中学校の適正規模・適正配置等に関する手引」が出されています。今後も、教育面から適切な集団教育、団体行動の場としての学校機能が十分に発揮されるよう、一定の規模の維持に努めていく必要があります。

今後、児童生徒数の減少に伴い、空き教室の発生が予想される学校においては、活気あるまちづくりという視点から、空きスペースの有効活用の検討も必要です。市内各地に配置されている小学校・中学校を、地域コミュニティの拠点と位置付けて、子どもを中心に若者から高齢者までが集う多世代交流の場として整備することも有効な手法であると考えられます。これにより、多世代の交流が可能となり、地域全体で見守ることにより、児童生徒の安全を確保することも可能となります。ただし、児童生徒の教育面への影響や学校運営に対する十分な配慮が必要であることは言うまでもなく、事細かに検討する必要があります。

このように、今後は、学校施設を地域の核として、公民館や福社会館等、他の公共施設との複合化・共用化による施設の有効活用を検討していきます。

幼稚園は、未就学児に対する教育及び保育を提供する施設です。本市の市立幼稚園は埴生幼稚園のみですが、築42年と建物の老朽化が見られるため、適切な維持管理を行い、園児の安全確保に努める必要があります。今後、子ども・子育て支援新制度の趣旨を考慮しつつ、施設の必要性やあり方についての検討が必要です。

(11) 社会教育施設

施設名称	建築年月	築年数	延床面積	地上	校区
宿泊研修施設きらら交流館	H13.4	15	2,584	2	本山
本山公民館	S61.4	30	478	1	本山
本山コミュニティ体育館	H9.4	19	764	1	本山
赤崎公民館	S60.3	31	1,112	2	赤崎
赤崎公民館 大講堂	S60.4	31	576	1	赤崎
須恵公民館	S62.8	28	708	1	須恵
小野田公民館	S48.11	42	1,933	3	小野田
歴史民俗資料館	S56.4	35	635	3	小野田

施設名称	建築年月	築年数	延床面積	地上	校区
高泊公民館	S59.3	32	352	1	高泊
高泊コミュニティ体育館	H8.4	20	754	1	高泊
有帆公民館	S58.4	33	353	1	有帆
有帆コミュニティ体育館	H6.4	22	848	1	有帆
厚狭公民館	S30.1	61		2	厚狭
厚陽公民館	S48.4	43	567	2	厚陽
出合公民館	S55.4	36	688	2	出合
津布田会館	H7.3	21	335	1	津布田
埴生公民館	S41.9	49	853	2	埴生
青年の家 研修棟	S51.9	39	1,047	2	埴生
青年の家 天文館	S41.2	50	549	1	埴生
青年の家 休憩所	S51.9	39	118	1	埴生
中央図書館	H6.12	21	3,498	3	小野田
厚狭図書館	S47.4	44		2	厚狭
山下記念館	S8.2	83	149	2	厚狭
青年の家 体育館	S51.6	39	1,239	1	埴生
厚狭図書館(厚狭地区複合施設 主棟)	H28.2	0	570	2	厚狭
厚狭公民館(厚狭地区複合施設 主棟)	H28.2	0	463	2	厚狭
厚狭公民館(厚狭地区複合施設 体育館棟)	H28.2	0	842	1	厚狭

公民館は社会教育施設として、生涯学習活動、地域コミュニティ活動、地域福祉活動の地域拠点施設として機能しており、小学校区ごとに整備されています。築60年を迎えた厚狭公民館は、山陽総合事務所、厚狭公民館、厚狭図書館、保健センターの機能を持つ厚狭地区複合施設として再編整備され、平成28年2月に供用開始しました。また、埴生公民館は築49年です。現在、埴生地区の公共施設については、地域の中核施設となる複合施設の整備を進めています。その他の公民館はおおむね築30年前後であり、既存施設が耐用年数を迎えるまでの期間において、すべての利用者が安心・安全に使用できるよう、適切な維持管理を行うことにより長寿命化に努めます。また、公民館建設時から現在に至るまで、地域の居住人口は大きく変動しており、供給する施設面積と地域人口の関係に偏りが生じているところもあります。このような状況を受けて、現在の施設が耐用年数を迎え、建替えが必要となった際は、その時点における地域ごとの人口の状況や、それぞれの施設の稼働状況等も考慮した上で、施設の複合化や設置区域の範囲を含めた検討が必要です。

さらに交流館は、宿泊研修、野外活動等を通じての学習の場並びにふれあい及び交流の場を提供することにより、生涯学習の推進を図ることを目

的として設置された宿泊研修施設です。築15年と比較的新しい施設ですが、老朽化の進行が早く、建物及び設備の修繕を繰り返している状況です。平成21年度以降、施設の運営管理は指定管理者により行われており、経費の節減に努めるとともに、民間の創意工夫によって来館者の増加が見られ、近年では年間約16万人の方に利用されています。交流の拠点であると同時に、焼野・竜王山近辺に広がる観光資源の拠点となっており、「宿泊研修施設」という施設の設置目的も含めた施設のあり方について検討が必要です。

歴史民俗資料館は、本市及び周辺地域の歴史、文化財に関する資料の保存と活用を図り、郷土の歴史、文化財に対する市民の知識及び理解を深めることを目的として設置された施設です。文化財は、身近な郷土史の歴史・文化を現代に伝える貴重な財産であり、法令によりその保存・管理が義務付けられていますが、合併により山陽小野田市が誕生した後は展示スペースが不足しており、旧山陽町の資料の展示ができていない状況です。施設が築35年であること、平成21年度以降の来館者数が増加傾向にあること等から、適切な維持管理による既存施設の長寿命化に加えて、展示スペースの拡大等、施設の拡充についても検討が必要です。

青年の家は、心身ともに健全に青少年を育成することを目的として設置された施設です。研修棟は築後39年が経過し、老朽化が進んでいることから、既に宿泊施設としては機能しておらず、図書室を除いて休止中となっています。天文館は築50年であり老朽化が激しく、既存施設の継続使用は厳しい状況です。休憩所は築39年の施設で老朽化しており、既に休止中です。研修棟、天文館、休憩所等については解体する予定です。

体育館、グラウンド、テニスコートの運動施設については、年間約18,700人（平成27年度実績）の利用があります。スポーツ施設として維持管理、運営を行い、今後は、糸根公園を含めた一体的な整備を検討していきます。

中央図書館及び厚狭図書館は、生涯学習を進める上での読書センター、情報センターとして重要な役割を担う施設です。中央図書館は、約20万

冊の蔵書があり、年間の延べ利用者数は約12万人、年間貸出総冊数は約20万冊となっています。築年数は21年と比較的新しい施設であり、適切な維持管理を行い長寿命化に努めます。厚狭図書館は、厚狭地区複合施設として再編整備され、平成28年2月に供用開始しました。蔵書数は約7万冊です。

山下記念館は、昭和8年に「山下記念町立厚狭図書館」として建設された施設です。その後昭和47年に、図書館移転に伴い民俗資料保存館に転用されました。現在では建物の老朽化が激しいため、特定の用途には活用されておらず、危険性を除去する観点から、適切な方向性を検討する必要があります。

(12) 文化施設

施設名称	建築年月	築年数	延床面積	地上	校区
きららガラス未来館	H16.6	11	522	1	本山
文化会館(不二輸送機ホール)	H6.3	22	4,837	5	厚狭
市民館 文化ホール	S48.11	42	711	3	小野田

きららガラス未来館は、窯業のまちとして発展してきた本市が、窯業を伝承しつつ新しい市の文化を創造・発信すべくガラスに注目し、市のガラス文化の発信拠点として整備した施設です。平成20年度以降指定管理者による管理運営が行われており、施設の利用者数は増加しています。築11年と新しい施設ですが、ガラス作品制作のための窯等特殊な設備を備えており、専門的な保守管理が必要です。今後は、計画的な維持保全を行い長寿命化に努めます。

文化会館（不二輸送機ホール）は、市民の学術及び文化の向上並びに福祉の増進を図ることを目的として設置された施設であり、本市の文化の拠点と位置付けられる施設です。平成6年建設の比較的新しい施設であり、厚狭駅新幹線口前という絶好の立地条件を備えています。今後、設備類・機器類も含めた計画的な修繕及び更新を行い、施設の長寿命化に努めます。平成27年5月以降、不二輸送機工業株式会社が施設命名権（ネーミング

ライツ)を取得し、愛称を「不二輸送機ホール」と命名し、本市はこれによる命名権料収入を得ています。なお、現在市の直営により行われている施設の管理運営について、今後指定管理者制度等、他の管理運営形態導入によるメリットについても検討していきます。

市民館は、市民文化の向上を図り、市民体育の増進に資するとともに広く集会の場として利用することを目的として設置された施設です。市民館には532席の文化ホールがあり、749席の文化会館大ホールとの機能の類似が見られるため、機能の重複という面からの検討が必要です。また、今後の継続使用のため、現在耐震診断を行っており、その結果に基づく耐震化工事等を検討しています。

(13) スポーツ施設

施設名称	建築年月	築年数	延床面積	地上	校区
須恵コミュニティ体育館	S62.3	29	884	2	須恵
市民館 体育ホール	S45.11	45	2,652	2	小野田
市民体育館	S62.3	29	4,793	2	小野田
武道館(柔剣道場)	S58.3	33	1,213	2	小野田
武道館(弓道場)	S58.3	33	370	1	小野田
アーチェリー場	H7.3	21	110	1	小野田
野球場	S39.2	52	909	2	小野田
市民プール	S49.7	41	314	1	小野田

スポーツ施設は、市民の健康づくり、世代・地域の交流、青少年の健全育成等に貢献し、心身が健やかで活力のある社会を築くための施設として重要な施設です。体育館のように多様な用途に使える汎用性の高い施設と、特定の競技目的に使われる専用施設とがあります。

本市のスポーツ施設は、どの施設も建設からの経年による老朽化が見られます。

市民館体育ホールと市民体育館は隣接しており、機能の重複という面からの検討が必要です。ただし、市民館体育ホールは、市民文化祭展覧会及び健康フェスタ等、スポーツ以外の用途にも多く利用されているという利用実態について考慮する必要があります。

なお、「運動をする場所」として考えると、上記一覧表に示す施設のほか

に、本山コミュニティ体育館、赤崎公民館大講堂、高泊コミュニティ体育館、有帆コミュニティ体育館、厚狭地区複合施設コミュニティ体育館、労働会館大ホール、小野田勤労青少年ホーム軽運動室、山陽勤労青少年ホーム軽運動室、青年の家体育館及び各小中学校の体育館と、市内には多くの施設があります。今後は、各施設の利用状況や市民ニーズの将来予測を判断しながら、施設の有効活用を図っていく必要があります。また、小中学校の体育施設の利用を促進し、市民が身近な地域でスポーツに親しめるよう、地域施設の活用を広げていくことも必要です。

スポーツ施設のうち12の施設（市民体育館、武道館（柔剣道場及び弓道場）、アーチェリー場、市民プール、野球場、サッカー場、厚狭球場、下村テニスコート、岡石丸運動広場、高千帆運動広場、小野田運動広場及び赤崎運動広場）については、平成21年度以降指定管理者による施設管理が行われています。武道館（柔剣道場及び弓道場）は築33年の建物で、特に弓道場は老朽化が著しく、安全な使用のために適切な整備が必要です。

なお、県立の施設としておのだサッカー交流公園がありますが、その敷地内に、本市をホームタウンとするJリーグチーム「レノファ山口」の練習拠点となる、クラブハウス機能を備えた交流施設の整備を進めています。

現在保有する様々な用途のスポーツ施設を今後も保有し続け、維持管理していくことは、将来的な人口減少を考慮すると難しくなることが予想されます。したがって、将来的には施設の集約化や、市の垣根を越えて近隣市との連携による広域的な施設整備についても検討していく必要があります。また、スポーツ施設は民間でも提供可能な部分が少なくないため、民間施設による代替という点からも、将来の施設のあり方について検討していく必要があります。

(14) その他

施設名称	建築年月	築年数	延床面積	地上	校区
旧商業起業家支援センター(旧日の出市場)	S48.4	43	283	2	高千帆
西の浜排水機場	S61.4	30	289	2	赤崎
山陽有線放送電話共同設置協会事務所	S52.9	38	402	2	厚狭
南部福祉センター	S53.5	37	284	2	本山
川上会館	S53.4	38	164	1	厚狭
森広会館	S53.4	38	164	1	厚狭
鳥越福祉会館	S61.4	30	208	1	厚陽
福田記念館	S48.4	43	76	1	埴生

旧商業起業家支援センター（旧日の出市場）は、商業に属する事業を新たに興そうとする者を支援することにより、商業の活性化に資することを目的として設置された施設ですが、既に廃止を決定しており、今後解体することとしています。

西の浜排水機場は、調整池の溜まった水をポンプで強制的に吐き出すことによって、流域の浸水被害を軽減することを目的に整備された施設です。今後は、地域住民の安全確保と長寿命化を図るため、管理計画の策定について検討していきます。

山陽有線放送電話共同設置協会は、その役割を終えました。事務所は民有地に建っており、今後解体することとしています。

川上会館、森広会館、鳥越福祉会館及び福田記念館は、主に地元の集会施設として利用されています。いずれの施設も建設からの経年による老朽化が見られます。

南部福祉センターは廃止しており、現在、土地・建物とも売り払うこととしています。

(15) 地方卸売市場

施設名称	建築年月	築年数	延床面積	地上	校区
地方卸売市場	S58.3	33	1,222	2	高泊

地方卸売市場は、本市における生鮮食料品等の需給の円滑化、取引の適正化を図り、もって市民生活の安定に資することを目的として、昭和58

年に設置された施設です。今後、社会経済情勢や市民ニーズの変化による公共施設としての設置意義を勘案しながら、管理運営及び施設のあり方について検討していきます。

(16) 公営競技施設

施設名称	建築年月	築年数	延床面積	地上	校区
山陽小型自動車競走場 メインスタンド棟	S40.4	51	16,308	6	埴生
山陽小型自動車競走場 中央休憩所棟	S63.3	28	863	2	埴生
山陽小型自動車競走場 グリーンハウス棟	S59.10	31	282	1	埴生
山陽小型自動車競走場 ハイビジョンホール棟	H7.2	21	1,379	3	埴生
山陽小型自動車競走場 入場口案内所棟	H14.10	13	422	2	埴生
山陽小型自動車競走場 汚水処理場	H22.9	5	302	2	埴生
山陽小型自動車競走場 管理地区事務所棟	S49.10	41	893	2	埴生
山陽小型自動車競走場 選手宿舎棟	S49.10	41	1,998	2	埴生
山陽小型自動車競走場 競走車ロッカー棟	S49.10	41	2,339	1	埴生
山陽小型自動車競走場 選手立見席棟	S49.10	41	241	2	埴生
山陽小型自動車競走場 検査工場棟	S49.10	41	503	1	埴生

全国に5場あるオートレース場の1つです。施設は全体的に老朽化しており、特にメインスタンド棟は平成26年度に耐震診断を行ったところ、耐震化工事が必要という診断結果が出たため、今後必要な耐震化工事を行う予定です。平成18年1月から包括的民間委託により民間事業者による管理運営が行われています。今後も定期的な保守等を行い、適正な管理運営に努めていきます。

(17) 病院施設

施設名称	建築年月	築年数	延床面積	地上	校区
山陽小野田市民病院	H26.8	1	17,362	9	高千帆

山陽小野田市民病院は平成26年8月に完成、同年10月に供用開始した、地上9階、延床面積17,362㎡の新しい建物です。今後適切な維持管理を行います。

(18) 道路

本市には、435路線、319,619mの市道が整備されています。市道は、幹線道路の交通渋滞を緩和するための役割を持っていますが、多くの路線で拡幅改良や老朽化対策が必要な状況となっています。

道路は、市民の日常生活を支える施設であるとともに、産業や観光のためにも重要な基盤となる施設です。したがって、今後も予防保全的な視点を踏まえ、重要度や健全度等を総合的に判断して優先順位を決め、国等が示す点検・工事の基準や技術に従って長寿命化に努めます。そして、修繕・更新の際には、国県の支援制度を最大限に活用しながら、施設の最適な維持管理に努めます。

一般的な公共施設（建物）とは異なり、道路は用途変更や多目的利用等、使用方法の変更や効率化が難しい施設です。したがって、技術面で工夫することにより、修繕・更新費用の低減に努める必要もあります。

(19) 橋りょう

本市には、224橋、2,263mの橋りょうがあります。これらの多くが1955年から1973年までに建設されたものです。建設時と現在とを比べると、交通量の増加や車両の大型化が進んでおり、通常の経年劣化よりも橋りょうの傷みが激しくなっています。

このような状況の中、老朽化した橋りょうに対して、従来の「悪くなってから修繕を行う」という事後保全型の維持管理から、「橋りょうの傷みが小さいときから計画的に補修・補強する」という予防保全型の維持管理手法に切り替えていく必要が高くなり、平成26年7月1日に施行された道路法施行規則でも、5年に1度の近接目視による点検を行うことが定められました。

本市では、平成25年6月に「山陽小野田市橋梁長寿命化修繕計画について」を定めており、これに基づいて橋りょうの長寿命化に取り組むことにより、耐用年数を100年程度に延命化し、併せて大幅なコストの縮減

と予算の平準化を図ることを計画しています。

橋りょうは、市民の日常生活を支える施設であるとともに、産業や観光のためにも重要な基盤となる施設です。したがって、今後予防保全的な視点に基づき、重要度や健全度等を総合的に判断して優先順位を決め、国等が示す点検・工事の基準や技術に従って長寿命化に努めます。そして、修繕・更新の際には、国県の支援制度を最大限に活用しながら、施設の最適な維持管理に努めます。

(20) 農道

農道は、農地の適正な維持管理や農業経営を、効果的かつ効率的に実施することを目的として整備された施設です。

本市が管理する農道は、1路線、550mであり、近年では地域住民の生活道としても利用されています。

今後は、農業従事者、地域住民の安全確保と農道施設の長寿命化を図るための管理計画の策定について検討していきます。

(21) 林道

林道は、森林の適正な維持管理や林業経営を、効果的かつ効率的に実施することを目的として整備された施設です。

本市が管理する林道は、24路線、25,066mであり、近年では農山村地域の人々の生活道や、森林浴を楽しむためのアクセス道としても利用されています。

今後は、林業従事者、地域住民の安全確保と林道施設の長寿命化を図るための管理計画の策定について検討していきます。

(22) 水道施設

水道施設は、日常生活における生活用水の確保や産業活動の維持発展のための基本的な施設として重要な役割を果たしています。本市には、事務庁舎としての水道局のほか、2箇所の浄水場、15箇所の配水池、上水道に係る管の延長が約422.5km、工業用水道に係る管の延長が12.8kmあります。

本市の水道事業は、小野田地区が昭和6年、山陽地区が昭和27年の通水から60～80年が経過しており、施設の老朽化が進んでいます。水道施設は、市民生活を支える重要なインフラです。施設の建設、維持管理、改築及び更新等については、人口減少や少子高齢化の進展により一層厳しさを増すと予測される経営状況の将来予測をした上で、将来にわたって安全・安心な水を供給し、災害時にも安定的に給水できるように、長期的な視野に立って、計画的に老朽施設の機能回復と増強を図ります。

また、水道事業については、現在宇部市との広域化の検討・協議を行っています。

(23) 下水道施設

施設名称	建築年月	築年数	延床面積	地上	校区
山陽水処理センター	H1.3	27	2,501	2	厚陽
小野田水処理センター	S54.1	37	4,275	3	小野田
高千帆污水中継ポンプ場	H5.9	22	847	1	高千帆
竜王污水中継ポンプ場	H7.3	21	711	2	須恵
厚狭污水中継ポンプ場	H4.2	24	569	1	出合
若冲雨水排水ポンプ場	H2.2	26	992	2	小野田
小野田西地区農業集落排水施設	H7.7	20	164	1	高泊
仁保の上地区農業集落排水施設	H11.4	17	30	1	有帆
福田地区農業集落排水施設	H7.7	20	77	1	埴生

下水道施設は、汚水の処理と雨水の排除により生活環境を改善し、公共用水域の水質保全を図るための施設です。

農業集落排水施設は、農業集落におけるし尿、生活雑排水等の汚水等を処理する施設を整備することにより、農業用排水の水質の汚濁を防止し、

農村地域の健全な水循環に資するとともに、農村の基礎的な生活環境の向上を図るための施設です。

下水道施設も農業集落排水施設も、汚水进行处理する施設として、市民生活に必要不可欠な施設であり、継続的なサービスの提供に支障を来たさないように整備する必要があります。

本市には、水処理センターが2施設、中継ポンプ場が3施設、雨水排水ポンプ場、農業集落排水施設が3施設あり、また、下水道管の総延長は約248kmです。

下水道施設は、水道施設と比べると新しい施設ですが、供用開始から経年した施設もあり、今後修繕等の老朽化対策の必要性が高くなることが予想されています。管渠施設は地下に埋設されているため、道路や橋りょうと比べて維持管理が難しく、老朽化等の状況把握も困難です。合流管や汚水管には、常に生活排水が流れており、厳しい環境下にあるため、比較的短いサイクルでのメンテナンスや更新が必要です。埋設から経年した管渠は耐用年数を迎えるものもあり、老朽化によるひび割れや破損等から、更新の必要がある施設もあります。また、処理場やポンプ場も常時稼働しており、老朽化による機能低下が見られるところもあり、今後修繕や更新を進めていく必要があります。

人口減少による使用料収入の減少が予想される一方、施設の老朽化に伴う更新費用の増大が予測され、今後、経費節減や更なる業務の効率化、使用料の適正化等による経営基盤の安定化等が必要です。また、下水道施設の更新には多額の費用を要することから、年度ごとに費用を平準化するため、長寿命化計画に基づいて、計画的な整備に取り組んでいく必要があります。

(24) 漁港施設

漁港は、漁業従事者の安全性向上、働きやすい就労環境の実現、安全に係船できる場所の確保及び操業時間の増加等を目的として整備された施設です。外郭施設（防波堤、水門、護岸等）、係留施設（岸壁、物揚場、栈橋、船揚場等）、輸送施設（道路等）等から構成されます。本市には、4 漁港（刈屋漁港、高泊漁港、梶漁港及び埴生漁港）があります。

今後、地域住民の安全確保と漁港施設の長寿命化を図るための機能保全計画の策定について検討していきます。

(25) 駐車場

市営駐車場として厚狹駅南口駐車場があります。新幹線厚狹駅の利用者のため、新幹線駅開業に併せて平成11年3月に開業しました。今後も適切な維持管理に努めます。

第10章 まとめ

老朽化に伴い多額の費用が必要となる公共施設の更新問題は、全国の自治体の共通課題となっています。公共施設再編については、本市では行政改革大綱改訂版の中で「ファシリティマネジメントに取り組んでいく必要がある。」という位置付けを明確に示しています。

ファシリティマネジメントは、「企業、団体等が持つ不動産及びその環境を、組織活動にとって最適な状態で保有、運営、維持、活用するための総合的な管理手法」と定義され、もともと、徹底的な利益追求を目的としてアメリカで生まれた企業の経営手法です。無駄な経営資源を持たない、持つべき経営資源は長期間にわたり最大限活用するというファシリティマネジメントの手法を、行政がストレートに導入した場合、赤字の公共施設はすべて廃止するということになり、多くの場合自治体が保有する公共施設は市役所と小中学校等の法定施設のみということになります。

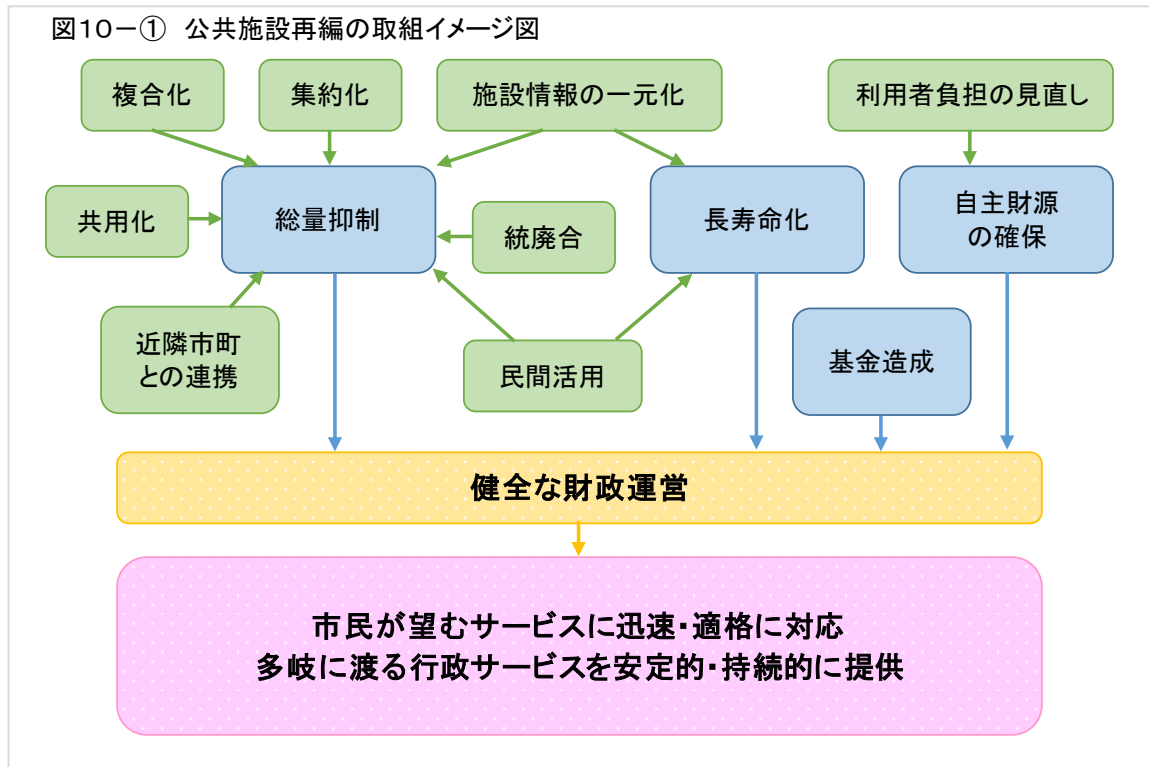
しかしながら、自治体の目的は利益の追求ではなく、住民の福祉の増進を図ることであるため、赤字だからという理由で公共施設を廃止することはできません。

その一方で、「地方公共団体は、その事務を処理するに当っては、(中略)最小の経費で最大の効果を挙げるようにしなければならない。」と定められた地方自治法第2条第14項の趣旨からも、今後も人口減少が進むなか、現在保有する公共施設についても適正配置と効率的な運営の実現を果たす必要があります。

これまでも見てきたように、公共施設の再編という大きな問題に対して、用途ごと、所管部署ごとに解決策を検討しても、到底解決することはできません。全庁的に将来世代の負担を軽減するという視点に立って、必要に応じて施設の修繕や更新に優先順位を付け、支出可能な投資的経費を適切に判断しながら、自治体が実施すべき多岐にわたる事業を圧迫することがないように、公共施設に係る経費の節減に努めつつ、必要な機能は最大限確保していくための公共施設再編に取り組みます。また、市民の安全な利用が確保できないと判断した施設については、市民の安全確保のため

に、施設の除却を進めていきます。

第8章で検討した公共施設再編の取組について、それをまとめたイメージを図10-①に示します。



また、第9章で検討した施設ごとの取組の方向性についてまとめたものが表10-①です。

表10-①に示す公共施設については、複合化や集約化等による総量抑制を図ることにより、修繕や更新費用を抑制することが可能ですが、道路、橋りょう、水道施設及び下水道施設等のインフラ施設については、一度敷設したものを廃止し、総量を削減していくことは現実的ではありません。したがって、これらのインフラ施設については、可能な限り長寿命化を図るとともに、計画的・効率的な修繕及び更新を行い、トータルコストの縮減に努めます。あわせて、本計画に記載のない施設についても、トータルコストの縮減を基本的な考え方として、適切な維持管理に取り組み、長寿命化の実現に努めます。

表10-① 施設ごとの取組の方向性

施設分類	名称	H28～H32	5年	H33～H37	10年	H38～	20年
事務庁舎	本庁舎	耐震化改修・大規模修繕	適正管理・建替え検討	建替え検討			
	厚狭地区複合施設(山陽総合事務所)	複合化(再編済み)	適正管理				
	支所・出張所	検討					
消防施設	小野田消防署・山陽消防署	適正管理					
	埴生出張所	検討					
環境施設	浄化センター	適正管理					
	環境衛生センター	適正管理					
	(旧環境衛生センター)	検討(解体)					
	斎場	統合により建替え	適正管理				
	環境調査センター	検討					
	旧清掃工場	検討(解体)					
福祉施設	石丸総合館	適正管理					
	障害関連4施設	検討					
	老人福祉作業所	検討					
	ケアセンターさんよう	適正管理					
	長生園	民営化					
	中央福祉センター	耐震化検討	適正管理	検討			
	福祉会館	適正管理					
子育て支援施設	保育園	検討(再編)	再編・適正管理	適正管理			
	児童館	適正管理					
保健衛生施設	保健センター	検討					
	急患診療所	検討					
産業施設	勤労青少年ホーム	検討					
	商工センター	耐震化検討	適正管理	検討			
	労働会館	適正管理・検討					
	雇用能力開発支援センター	検討					
観光・レクリエーション施設	竜王山公園オートキャンプ場	適正管理					
	公園施設	適正管理					
公営住宅	市営住宅	検討	再編・適正管理				
学校施設	小学校・中学校	適正管理・検討					
	埴生幼稚園	検討					
社会教育施設	きらら交流館	検討・適正管理					
	公民館	適正管理・検討					
	歴史民俗資料館	検討	適正管理				
	青年の家	検討					
	青年の家(体育館)	検討	適正管理				
	中央図書館	適正管理					
	厚狭地区複合施設(厚狭公民館・厚狭図書館)	複合化(再編済み)	適正管理				
	山下記念館	検討					
文化施設	きららガラス未来館	適正管理					
	文化会館(不二輸送機ホール)	検討・適正管理	適正管理				
	市民館	耐震化検討	適正管理				
スポーツ施設	体育施設	適正管理				検討	

※方向性は現時点の案を示したものであり、確定したものではありません。

山陽小野田市役所総合政策部企画課

〒756－8601

山口県山陽小野田市日の出一丁目1番1号

Tel 0836－82－1130

Fax 0836－83－2604

Email kikaku@city.sanyo-onoda.lg.jp